

平成27年3月12日

◎上田委員長 おはようございます。

ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。 (9時59分開会)

本日からの委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

〈林業環境政策課〉

◎上田委員長 それでは、林業環境政策課の説明を求めます。

◎上岡林業環境政策課長 それでは、林業環境政策課の議案につきまして御説明をいたします。

まず、平成27年度の当初予算案でございます。

資料②の当初予算の議案説明書の376ページをお開きください。

部の予算総括表の一番上の林業環境政策課の欄をごらんください。

当課の平成27年度当初予算の総額は17億4,400万円余りで、ほぼ前年度並みの予算規模となっております。

次に、378ページをごらんください。

歳入につきまして主なものを御説明いたします。

まず、8 使用料及び手数料は、森林技術センターで行う試験の手数料が主なものです。

中ほどにございます9 国庫支出金は、職員の人件費の一部に充当しています林業普及指導事業交付金と森林・山村多面的機能発揮対策のための交付金です。

10の財産収入は、森林整備加速化・林業再生基金の利子収入が主なものです。

次に、379ページにかけてございます11 寄附金は、森林環境税の趣旨に賛同して寄せられる寄附金収入を見込んだものです。

次の12 繰入金は、基金からの繰入金で、森林環境保全基金と森林整備加速化・林業再生基金からの繰り入れを計上しております。

14 諸収入は、森林技術センターが行う林業試験研究の受託事業収入です。

続きまして、380ページからの歳出につきまして、右端の説明欄の記載に沿いまして主なものを御説明させていただきます。

まず、説明欄の一番下でございますが、林業政策費のうち1 人件費は、次の381ページにありますように、林業振興・環境部の林業関係職員のうち県費支弁分の148人分に係る人件費を計上しております。

次の2 森林諸費と、中ほどにございます3 企画調整費は、部内の調整事務などに要する経費です。

4 木の文化県構想推進事業費は、木の文化県高知にふさわしい木造建築物などを表彰する木の文化賞などに要する経費のほか、森林保全ボランティア活動を行う方に受講していただく安全研修を委託して実施する経費等を計上しております。

382ページに参りまして、5 森林公園等管理運営費につきましては、甫喜ヶ峰森林公園と森林研修センター情報交流館の管理運営に要する経費などです。

次に、6 県民参加の森づくり推進費は、森林環境税を活用した事業です。順番に御説明いたします。

まず、一番上の高知県森林環境保全基金運営委員会委員報酬は、10人の委員の方に、森林環境税が有効に活用されているかなどについての審査を行っていただくための経費です。

その下の森林環境税情報誌作成等委託料は、森林環境税を活用したさまざまな取り組みや森林に関する情報などを県民の皆様にはわかりやすく伝え、森林に対する理解や関心を深めていただくことを目的に、年2回情報誌を作成し、小中学校、金融機関、市町村などへ配布をしております。

次のパンフレット等作成委託料は、森林環境税を使った森林環境学習の普及啓発を目的に、ターゲットを絞ってパンフレットを作成し広報を行っているものです。

次のこうち山の日県民参加支援事業委託料は、幅広く県民からの参加を募って行う森林保全ボランティア活動の支援業務をこうち山の日ボランティアネットワークに委託するものです。

ホームページ作成委託料は、多くの県民の皆様には森林ボランティア活動に参加いただけるよう、ボランティア団体が県内で実施するイベントなどに関する情報を提供するためのホームページを作成するものです。

こうち山の日推進事業費補助金は、こうち山の日に関する普及啓発や森林保全活動などの取り組み、学校での出前授業などを行う団体に対しまして、公益社団法人高知県森と緑の会を通じて補助するものです。

山の学習支援事業費補助金は、総合的な学習の時間を利用して森林環境教育を実施する小中学校の取り組みに対し助成をするものです。

7の森林環境保全基金積立金は、森林環境税の税収相当分とその運用益、また個人などからの寄附金を森林環境保全基金へ積み立てるものです。

8の森林整備加速化・林業再生基金積立金は、基金の運用利子相当分を積み立てるものです。

次に、383ページをお願いいたします。

林業試験研究費の1 森林技術センター管理費は、事務所の清掃や警備などの委託、センター敷地内の除草や植木の剪定などの施設維持管理の委託、試験機器の保守点検の委託などに要する経費です。

2の林業試験研究費は、森林技術センターで行う試験研究に要する経費で、産業振興計画の推進に資する研究を中心に、民間企業などと連携しながら積極的に取り組むこととし

ております。

次に、384ページをお願いいたします。

環境政策費の1環境企画費は、高知県環境審議会の開催や環境白書の発行などを行う経費です。

最後に、2協働の森づくり事業費は、企業からいただいた協賛金により、荒廃した森林の整備や企業と地域との交流活動を推進していくための経費です。

このうち、CO₂吸収認証制度運営委託料は、協働の森づくり事業で整備した森林のCO₂吸収量を認証し、協賛いただきました企業に吸収証書を交付しようとするものです。

続きまして、平成26年度の補正予算案につきまして御説明をいたします。

資料④の補正予算の議案書説明の199ページをお開きください。

資料の右端にあります説明欄の1人件費の一般職給与費は、林業関係職員の人件費のうち事業課で計上しています公共事業により充当する事業費支弁分の人件費が国との調整により減額となりましたことから、当課で計上している事業費支弁以外の人件費、県費支弁分でございますが、ここへ振りかえをする必要があり、予算が不足する見込みとなることから、今回増額をお願いするものでございます。

次の市町村派遣職員費負担金は、当部の林業分野での人事交流で宿毛市から派遣いただいております職員の人件費に係る負担金です。

2の森林諸費につきましては、部内の病休、産休、育休職員の代替としての臨時職員の雇用が見込みを下回るため不用となる賃金と共済費を減額するものです。

3の木の文化県構想推進事業費の森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金につきましては、国の交付金を活用しまして里山整備事業を実施するボランティア団体に対しまして市町村が行う指導、啓発のために要する事務費を支援する交付金として計上しておりましたが、市町村から申請がなかったため減額をしようとするものです。

4の森林環境保全基金積立金につきましては、平成26年度の税収額が当初予算額を上回る見込みとなったため増額をするものです。

次の5森林整備加速化・林業再生基金積立金につきましては、後ほど条例改正議案におきまして御説明をいたしますが、本年度廃止する予定でしたが、平成27年度にも基金を活用しての事業の執行が可能となったことから、平成24年度から平成25年度へ繰り越しして実施した事業に係る執行残額分を基金へ繰り入れするものです。

最後に、当課が所管する条例議案につきまして御説明をいたします。

資料6の条例その他の議案説明書の12ページをお開きください。

今回、高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正しようとするものです。

本基金は、国の交付金を受けて平成21年度に造成したもので、基金を活用しまして間伐や路網の整備、また製材施設や木質バイオマス利用施設の整備などへの支援を行うこと

で、森林整備の加速化と林業、木材産業の再生に向けまして取り組んでまいりました。この基金事業の実施期間は平成26年度までとなっておりますが、今回、国の実施要綱が改正され、本年度までという実施期間の規定が削除されたことに伴いまして、県におきましても事業の実施期間の延長が可能となるよう、本条例につきまして必要な改正をしようとするものです。

具体的には、この資料の339ページの新旧対照表をごらんください。

先ほど御説明しましたように、事業が延長できるよう、右側の旧の欄の附則2の「平成27年3月31日限り、その効力を失う」とありますものを、左の新しい欄のとおり「廃止の際に」と改めるものです。

林業環境政策課の議案につきましての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 はい。以上で質疑を終わります。

〈森づくり推進課〉

◎上田委員長 次に、森づくり推進課の説明を求めます。

◎山中森づくり推進課長 森づくり推進課の山中です。よろしくお願いいたします。

まず、平成27年度の当初予算について御説明させていただきます。

資料②議案説明書当初予算の386ページをお願いいたします。

歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、2国庫補助金は、森林整備公社が森林の整備を行うための事業や森林研修センターで行う研修経費、林業学校の研修生が安心して研修に参加できるように国の給付金を活用するもの、森林計画図など森林の情報を整備する事業などに充てています。

387ページをお願いいたします。

上から2つ目の12の繰入金ですが、2つの基金、森林整備対策基金と森林整備地域活動支援基金から繰り入れまして、森林経営計画の作成や担い手の確保育成対策に充てています。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

388ページをお開きください。

右欄の説明欄1の森林整備公社助成事業の森林整備公社造林事業費補助金ですが、これは公社営林の整備を行うために国庫補助事業を導入し、除間伐や作業道の開設等の森林整備事業の実施に対して助成するものです。

次に、森林整備公社利子助成補助金は、日本政策金融公庫から調達した造林に要した資金の利払いについて、公社の経営を支援するために助成するものです。

389ページの森林整備公社経営改善事業費補助金ですが、第10期経営計画に基づき公社が取り組みます経営改善のための分収割合の見直しや非経済林の契約解除等の作業に必要な経費の支援を行うものです。

森林整備公社貸付金は、日本政策金融公庫からの借入金の償還及び森林整備公社経営に必要な貸付金を貸し付けるものです。

森林組合経営改善事業費補助金は、森林組合が策定した中期経営計画の進捗管理及び見直しに対するフォローアップや、経営の安定に向けた個別指導、森林施業プランナーの育成に必要な経費を支援しようとするものです。

次に、4の森林研修センター研修館管理運営費の管理運営委託料です。香美市の森林研修センター研修館を、指定管理者である公益財団法人高知県山村林業振興基金が行う管理運営に要する委託料を計上しております。

事務費です。これは、研修センター研修館で実施する技術講習に使用する研修用のチェーンソー及び刈り払い機等を更新するものです。

次に、5の人づくり推進事業費の労働環境改善計画事前審査業務委託料です。これは、林業労働力の確保の促進に関する法律で定められた林業事業体が策定する労働環境の改善などに係る雇用改善計画の認定のための事前審査を委託により実施するものです。

390ページをお開きください。

新規就業者職業紹介アドバイザー業務委託料は、新規就業者を確保していくために、就業希望者と林業事業体それぞれの要望に応じた就業相談や情報提供などが効果的に行えるよう、アドバイザーの設置を高知県林業労働力確保支援センターに委託するものです。

森林整備担い手確保育成対策事業費補助金は、林業事業体が支出する林業退職金共済制度掛金への支援を行うものです。

林業労働力確保支援センター事業費補助金は、林業労働力確保支援センターが行う就業者の確保のため、林業事業体から雇用情報の収集や高校生等へのPR活動、林業で必要な技術研修など、林業技術者や後継者育成のための各種研修事業などの事業に補助し、林業労働力の確保及び技術向上のための支援体制を整備することとしています。

林業労働安全衛生対策事業費補助金は、振動障害等を予防するため一人親方等を対象とした特殊健診と、林業事業体が行う雇用者の労働安全確保のための安全防具購入などに対して補助するものです。

副業型林家育成支援事業費補助金は、副業的に林業に取り組もうとする者に、現場でのOJTによる技術研修などを行っている団体を公募で選定し、その活動を支援するものです。

特用林産業新規就業者支援事業費補助金は、新規に特用林産業に携わろうとする者に対して、市町村が生産技術を習得するための研修助成金及び研修指導者に謝金を支給する場

合、その経費の一部を補助するものです。

次に、6の林業学校費の林業学校研修業務委託料は、林業学校の基礎コース、短期コースの研修業務を委託するものです。

林業学校について、補足説明資料で説明させていただきます。

林業振興・環境部の青いインデックスを張った資料、森づくり推進課の赤のインデックスを張った7ページをお開きください。

現行の研修制度だけでは関係者のニーズに沿った学びの場が十分に確保されていないといった課題に対応するため、即戦力となる担い手から将来の高知の林業界を担う人材の養成まで幅広い人材を育成する林業学校を開校するものです。

資料下の林業学校の枠をごらんください。

林業学校は、本年4月に先行して開講します短期コースと基礎コース、平成29年4月の開講を目指します専攻コースの3つのコースを設定しています。

短期コースは、林業関係者のニーズに応じて必要な技術や知識のスキルアップを図ることができるよう、労働安全衛生や自伐林家向けコースなどさまざまなテーマを設定し、より実践的な研修コースを考えています。研修期間はコースによって変わりますが、短いもので1日、長い研修で1カ月程度を予定しています。

次に、基礎コースは、即戦力として活躍できる人材を養成することを考えており、具体的な研修内容につきましては、林業活動に必要な基礎的な知識の習得はもとより、安全教育からチェーンソーの取り扱い、高性能林業機械の操作に至るまで、現場での実践研修やインターンシップによる就業体験研修などを予定しています。研修期間は1年間で、定員は10名を予定しています。

高度で専門的な人材を養成する平成29年4月の開講予定の専攻コースについては、現在、学識経験者による検討委員会を設置し、研修内容や研修期間などについて議論をいただいております。できるだけ早く議論を取りまとめた上で、改めて議会初め県民の皆様へ御意見を伺っていきたくと考えています。

こうした林業学校の取り組みを通じまして、即戦力となる林業の担い手の養成から将来の高知県の林業や木材産業の経営を担う人材の育成まで幅広い人材を育成してまいりたいと考えています。

資料②議案説明書の390ページにお戻りください。

緑の青年就業準備給付事業費補助金は、林業学校において林業への就業を目指し、就業に必要な知識や技術の習得に励む研修生に対し、安心して研修に専念できるよう支援するものです。

事務費は、林業学校設置検討委員会の開催に要する報償費や、研修に必要な机、椅子、パソコン等の購入経費などです。

次に、7の森林林業活性化推進費の林業労働力等調査委託料は、林業労働者の就労状況、林業機械器具及び素材生産量に関する調査業務を委託するものです。

391ページの事務費につきましては、林業普及指導員の活動等に要する経費です。

次に、8の森林計画事業費です。これは、森林法に基づいて民有林の適正な管理運営を行うための地域森林計画の策定などを行う事業です。

森林情報管理システム保守委託料は、県下の森林情報を管理する森林情報管理システムの年間保守を委託するものです。

森林計画図修正委託料及び次の森林計画データ入力委託料は、地域森林計画に附属する森林計画図の修正や間伐施業履歴データ等の森林情報管理システムへの入力を委託するものです。

森林情報管理システム改修委託料は、森林情報管理システムの機能を強化するために改修を行うものです。森林情報管理システム内にある森林情報のデータを効率的かつ効果的に活用するため、データ精度の向上や作業の効率化、迅速化を進め、森林の適正な管理、木材の利用促進を図るものです。また、職員一人一人のパソコンから専用端末と同じ情報の操作ができるようにするものです。

事務費は、森林情報管理システムデータ基盤整備のためのデジタルオルソ画像購入費などです。

次に、9の森林整備地域活動支援事業費です。

森林整備地域活動支援交付金は、森林経営計画の作成のために必要な森林調査、間伐等、森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、合意形成活動、既存路網の簡易な改良や境界の明確化等への支援を通じて適正な森林整備を促進しようとするものです。

10の森林整備地域活動支援基金積立金は、森林整備地域活動交付金事業実施のための基金を積み立てるものですが、平成27年度は基金の運用利息の積み立てとなっています。

392ページをお開きください。

次の11の県営林事業特別会計繰出金は、後ほど説明します県営林事業特別会計を維持するために一般会計から所要の資金を繰り出すものです。

続きまして、県営林事業特別会計です。

802ページをお開きください。

歳入は、収入間伐等に伴います財産売却収入、一般会計からの繰入金等です。

歳出の主な事業について御説明します。

803ページの科目欄1造林費の説明欄1県営林造林事業費の事業実施委託料ですが、これは県営林事業のうち境界管理や現地調査などを森林整備公社へ委託して実施するための委託料です。

科目欄2収穫事業費の説明欄1立木処分費の立木処分地主分配金は、県行造林の公売な

どに伴う地主分配金です。

事業費は、主に県営林特別会計の消費税の確定申告などに伴い納税を行うものです。

804ページをお開きください。

科目欄3 事業管理費の説明欄1 事業管理費のうち県営林整備事業費負担金は、県営林を活用したプロポーザル方式により間伐等の森林整備に係る負担金です。

事業費は、非常勤職員の人件費や、県営林から搬出された間伐材等の森林組合連合会木材共販所販売手数料などです。

2 地方債元利償還金は、日本政策金融公庫から借り入れた県営林整備のための借入金の元利償還金と、あわせて県行造林における分収契約の満了に伴い、借入金の繰り上げ償還を実施するものです。

続きまして、債務負担行為の御説明をさせていただきます。

806ページをお開きください。

当該年度に係る分ですが、県営林を活用した事業を6カ年計画で行うことから、平成27年度から平成32年度までの債務負担行為をお願いするものです。また、過年度議決に係る分は、前年度末までの支出見込み額と当該年度以降の支出予定額です。

以上が当初予算の主なものでございます。

次に、平成26年度の補正予算です。

資料④議案説明書補正予算の201ページをお開きください。

歳入の補正につきましては、支出に連動して歳入が変動したものです。

なお、諸収入につきましては、森林整備公社から県貸付金の一部返済を受けるものです。

歳出について御説明いたします。

203ページからが歳出となっています。

まず、科目欄3の森づくり推進費、説明欄1 森林整備公社助成事業費です。

森林整備公社経営改善事業費補助金の減は、経営改革に向けた取り組みに係る土地所有者交渉のための旅費などの事務費が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、2の人づくり推進事業費、インターネットホームページ更新等委託料（地方創生）は、今年1月に小規模林業推進協議会を設立しましたが、その協議会の目的や取り組み、また会員の活動事例情報を積極的に発信するホームページサイトの保守及び運用サポートについて委託するもので、国の補正のまち・ひと・しごと創生関連事業を活用するものです。

森林整備担い手確保育成対策事業費補助金の減は、林業退職金共済掛金の助成対象とならない国有林等の公的森林整備への従事日数が計画を上回ったため、計画対象日数が計画を下回ったことによるものです。

林業労働力確保支援センター事業費補助金の減は、林業技術者養成研修において、労働安全衛生規則の一部改正に伴い義務づけられた高性能林業機械の運転業務に係る特別教育研修のうち実技研修が国の取り扱いの変更で不要になったことから研修を中止したことに加え、助成対象としている賃金や旅費の単価が計画を下回ったことなどによるものです。

次に、204ページをお開きください。

特用林産業新規就業者支援事業費補助金の減は、新規に研修を始める方のうち、県外からの移住に時間を要し、研修を開始する時期がおくれたことなどから減額となったものです。

車両系木材伐出機械危険防止設備整備事業費補助金の減は、車両系木材伐出機械を用いた作業による危険防止のため、運転者席防護柵の設備台数が計画を下回ったことによるものです。

小規模林業アドバイザー派遣事業費補助金（地方創生）は、小規模林業実践者がより活発な林業活動を行うため、小規模林業実践者の作業道の開設や間伐木の選定、搬出間伐等の現場指導に対しての経費や、安全指導者が小規模林業実践者の現場を安全点検パトロールする経費に対しまして補助するものです。また、この事業は、国の補正、まち・ひと・しごと創生関連事業を活用するものです。

事務費は、小規模林業を実践する者がより活発な林業活動を行うため、情報交換や研修の場となる協議会の開催に要する経費です。

3の森林整備地域活動支援事業費の森林整備地域活動支援交付金については、国の採択基準が変更となり、交付対象森林が減少したことや、ヘクタール当たりの交付単価が下がったことなどから、交付金が減少したものです。

4の森林管理適正化支援事業費は、国の補正予算、森林整備加速化・林業再生交付金事業に対応するものです。

森林所有者情報調査委託料は、森林の適正な管理を進めるために、地域における森林の所有者状況の実態を把握するための調査を委託するものです。

森林境界明確化促進事業費補助金は、路網の整備を予定している森林を対象に、森林組合が森林の境界を明確化するための活動に対して補助するものです。

6の森林整備対策基金積立金は、森林整備対策基金を活用して木材増産推進課で実施していました林業就業者技術向上支援事業について、平成25年度からの繰越事業のうち執行残が生じたので、基金に積み立てるものです。

7の県営林事業特別会計繰出金の減は、後ほど説明します県営林特別会計において、昨年の台風により事業地の作業道が被災し、その影響により事業量が減少したことなどから、県営林整備事業に係る負担金などが減少する一方で、立木売り払い、林道開設等に伴う支障木処分などによる財産売払収入が想定以上にありましたことにより、一般会計から

の繰出金を減額補正しようとするものです。

続きまして、繰越明許費の御説明をさせていただきます。

206ページをお開きください。

森林整備公社助成事業費の繰り越しでございます。これは、国の事業を活用して森林整備公社が行う利用間伐や作業道開設などの森林整備事業に対して補助を行うものですが、間伐や作業道開設に必要な土地所有者との協議に日時を要したことや、昨年の台風等により作業道が被災したことなどにより、事業が年度内に完了できない箇所を繰り越すものです。

次に、森林研修センター研修館管理運営費の繰り越しでございます。森林研修センター研修館管理運営費は、研修センター宿泊室の冷房機器が老朽化し、冷房機器の新設を目的とした工事を予定していましたが、工事の入札が不調となり契約手続などに時間を要したことから、繰り越しをお願いするものです。

次の人づくり推進事業費は、今回の補正によるまち・ひと・しごと創生関連事業に対応するものです。

森林管理適正化支援事業費は、今回の国の補正による森林整備加速化・林業再生交付金事業に対応するものです。

続きまして、県営林事業特別会計を御説明いたします。

399ページをお開きください。

歳入です。

財産収入の増額は、立木売り払い、林道開設等に伴う支障木処分などによる財産売払収入が見込みを上回ったことによるものです。また、一般会計からの繰入金金の減額は、台風の影響により県営林整備事業費の負担金などの事業管理費などが見込みを下回ったため、一般会計からの繰り入れが不用となったためです。

続きまして、歳出を御説明いたします。

400ページをお開きください。

科目欄2 収穫事業費の立木処分費は、県営林整備事業において台風等の影響により事業が完了しない契約地が出たことなどにより、地主分配金が不用となったものです。

科目欄3 事業管理費は、台風等により下方道が被災し事業が実施できなくなったことで、事業量を減少せざるを得なくなったことなどにより、負担金などに不用が生じたものです。

続きまして、当課が所管します条例議案について御説明させていただきます。

資料⑤議案説明書条例その他の資料の5ページをお開きください。

第41号高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例議案です。

この条例は、本県の豊かな森林資源を活用した林業、木材産業等の振興を図るため、林

業、木材産業等への就業者を確保し及び育成し、並びに森林及び林業に関する知識及び技術を習得するすぐれた人材を育成する施設として、新たに林業学校を香美市土佐山田町に設置するに当たって必要となる条例で、平成27年4月1日から施行いたします。

森づくり推進課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 390ページの新規就業者職業紹介アドバイザー、今までも配置していたと思うんですけど、何か業務の成果というか、どんなになっていますかね。

◎山中森づくり推進課長 職業紹介アドバイザーにつきましては、新規就業者確保の一環としまして、新規就業希望者と林業事業体それぞれの要望に応じた就業相談や情報提供を行うための林業労働力確保支援センターにアドバイザーを1名配置しております。新規就業者のためのU・Iターン者の説明会への参加など、それから林業事業体の指導、相談、情報収集等87事業体を訪問、それから林業への就業PRのため、高等学校等15校を訪問、それから県内での就業相談会、高知市及び幡多地区での開催等に伴い、平成25年度は林業就業者数が減りましたけれども、それまでは平成18年から就業者数は徐々に増加してきております。平成24年度まではずっと1,508人から1,662人と増加してまいりました。ただ、平成25年度は1,605人と減少はしましたけれども、そういうふうにはアドバイザーの成果もありまして就業者数は伸びてきておりました。

◎米田委員 わかりました。

それで、特別会計、204ページの小規模林業アドバイザーも労働確保支援センターに配置されるんですかね。どんな役割分担になっていますか。

◎山中森づくり推進課長 小規模林業のアドバイザーにつきましては、これから林業を開始される方、林業を始めて間もない方に対して、間伐の例えば選木の仕方とか間伐材の搬出の仕方、安全教育、作業道の開設といったものに対してアドバイスを行うアドバイザーでありまして、この人は、今考えておりますのは、確保支援センターではなくて林業労働災害防止協会というのがあるんですけれども、そこにアドバイザーとしてベテランの方に登録していただいて、新たに林業を始める方などに対してアドバイスを行うことを考えております。

◎米田委員 わかりました。

それと、非常に注目もされていると思いますが、林業学校ですけれども、例えば基礎コースをこの4月から始めるに、もう何か募集しちょかにやいかんというか、せんと始まらんのですが、体制の問題もあるのか、もう少し期待があるようにも思っているんですが、10名からの出発にしたのはなぜかと、もし募集を始めれば、どんな応募の状況なのか。

◎山中森づくり推進課長 まず、10名から始めたのは、4月から開講しますときに、まだ

施設自体もできておりませんので、場所も森林技術センターの空き部屋というかスペースを借りて開始しますものですから、10名でスタートということにしております。

前期募集ということで、2月23日からあすまでですけれども、現在、募集を行っております。現在、応募していただいている方が14名おります。

◎米田委員 定員を超えた場合は何か面接とか筆記試験とか、選考はどんなふうにするのか決めちゅうがかね。

◎山中森づくり推進課長 3月20日に面接試験と小論文の試験を行います。

◎米田委員 わかりました。

それで、うんと意欲を持って参加される方が多いんじゃないかなと思うんですけど、結局、ある意味、就業につながらんといかんわけで、今までもいろいろこの林業学校の話が出たときに聞いたと思うんですけど、就業するに当たって事業体との関係とか、基礎コースは1年間よね。1年して、こういうところへ就職できるという可能性はどんなふうに見たらいいですかね。

◎山中森づくり推進課長 基礎コースは1年間学んでいただきますが、年間1,200時間の授業を受けていただきます。授業の内容ですけれども、森林、林業に関する知識の習得、座学もありますけれども、現場での実習に重きを置いて基礎コースの授業を行っていきたいと思います。その中で、約1カ月間の林業事業体へのインターンシップを設けております。こういったことで林業事業体とのマッチングを図り、翌年4月からは就業していただけるようにしていきたいと考えています。

◎米田委員 そのインターンシップ受け入れの事業体も一定あるわけよね。

◎山中森づくり推進課長 幾つかの事業体からは、受け入れてもいいという返事をいただいております。

◎米田委員 それともう一つ、緑の青年就業というのがあって、これは結局、農業者の場合と同じように1カ月15万円で、これは基礎コースやったら1年間とかというふうに支援してくれる制度ですかね。

◎山中森づくり推進課長 月15万円を1年間であります。ただ、開講の予定を4月19日にしておりますので、1カ月なんで、実質は11カ月になります。

◎米田委員 わかりました。

◎西森（雅）委員 同じく林業学校ですけれども、これ委託する形になるんですけど、こういったところを委託先として想定をしているのか。

◎山中森づくり推進課長 プロポーザル方式で手を上げていただくこととしております。

◎西森（雅）委員 どれぐらい上がってきそうだとかという見通しはどうでしょうか。

◎山中森づくり推進課長 現在のところ1つです。山村林業振興基金が上がってきそうです。

◎西森（雅）委員 委託ですので、例えばこの短期コースだとか基礎コースのさまざまな講座であるとか、そういったものは当然いろんな講師にも来てもらってやる形になっていくんだろと思いますがけれども、そのあたりは委託するんで、そういった中でどういう人を講師にするかは委託先が考えてやってくださいよというところですかね。それとも、県から、こういうところを学んでもらいたいんでこういう人をというところまで踏み込むんですかね。

◎山中森づくり推進課長 今年の4月から開講でありますので、県のほうでこういう事業内容でこういう講師がいますということは示します。

◎西森（雅）委員 構わなければ、募集の要項、あとパンフレットみたいなものができておれば、また後ほど構いませんけれども、いただければと思いますので、よろしく願いします。

◎山中森づくり推進課長 わかりました。

◎佐竹委員 これは、これから目指そうとしゅうラミナ工場の整備なんかの中核を担うような技術者が育ってくるのかね。それからCLTのパネル工場なんかを引っ張っていくようなハイレベルの技術者が育つ学校かね。

◎山中森づくり推進課長 お話のありましたことについては、専攻コースでそういった専門的な高度な人材の養成を考えております。

◎佐竹委員 それを早うに育てんと、林業技術センターに負けるようなことじゃあいかんしね。あそこが指導所じゃろうけど、ほんでもうちょっと中核を担う技術者をこの林業学校で育てていかにゃあいかんじゃないかと。というのは、木材協会あたりが、かつては林業畑で活躍をした優秀な方々、優秀というか情熱があるというか引っ張っていきよった時代にはね、やっぱり200億円くらいの加工場なんかも育ててやりよったけど、それが150億円にこけて、やっとな今170億円になっちゅう。そこらあたりがちょっと理解しにくいけど、自分が県政に50年携わってきた中で、私も商工にもおったから。

そういうことを思うと、かなりな技術者を育てんとね。これくらいの資源を持ちゅう高知県で今ごろ木材学校をやるんじゃが、ひだけた話やと思うけど、もっと言うと、原木の生産量、やっとな今50万立方メートルに足らんばあのもんじゃろ。ここ二、三年前は、40万立方メートルぐらいやったき。それがやっとな50万立方メートルになっちゅうけど、県内で加工するのが何ぼあって、それから愛媛や徳島へ買い取っていかれるウエートはどのくらいかはわからんかね。

◎上田委員長 佐竹委員、ちょっと課が違いますわね、今の分は。

◎佐竹委員 いや、課が違うたら部長が言ってくれたらええ。

◎大野林業振興・環境部長 県外に現状で出荷されておる木材の量は約15万立方メートルぐらいを想定しています。現在、今年度の原木の生産見込みは54万立方メートル、夏に1カ

月ほど事実上出荷がほとんどできませんでしたので、目標とする60万立方メートルの出荷体制はほぼできていると考えています。そうしますと、現状で県内の需要に見合う原木は、県外に出ている分を差し引きましても、今年度の県内の需要が38万立方メートル程度ですので、十分県内生産で理論上は間に合っておりますけれども、ただ原木というのは県境を越えて愛媛県から入ってくるものもありますし、今委員が御指摘のように県外の比較的高い相場のところに県内から流れていくということもございますので、これからバイオマス発電が本格的に動くとかということで、72万立方メートルという来年度の目標を達成しなければ、いろんなところにちょっと足りないとかという課題が出てきますので、来年に向けて頑張っていく状況でございます。

◎上田委員長 ほかにございませんかね。

(なし)

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

◎金子委員 ちょっと要請ですけれども、私としては、説明を受ける順序を補正予算からやっていただいたら、うんとずっと当初予算へ入っていきやすいですがね。

◎上田委員長 委員会はそれぞれ流れというか、執行部も持ちちゅうと思いますので、きのうもちょっとそういうお話ございましたが、またそれは後日検討して、今回はちょっとこれまでの流れで。

◎金子委員 これから後のことをね。

◎上田委員長 できますか。じゃあ補正を先に。

〈木材増産推進課〉

◎上田委員長 次に、木材増産推進課の説明を求めます。

◎内村木材増産推進課長 木材増産推進課の内村でございます。よろしく申し上げます。

それでは、補正予算からということでございますので、お手元の資料の④の議案書補正予算の197ページをごらんください。

予算総括表の上から3段目の木材増産推進課の欄をごらんください。

2億6,392万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源につきましては、内訳にありますとおり、国庫補助金と財産収入と地方債につきましては増額をお願いいたします。また、繰入金、一般財源につきましては減額をお願いするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

207ページをごらんください。

2の国庫補助金につきましては、右の欄の説明の欄にございますとおり、森林環境保全整備事業費補助金につきましては、国の平成26年度の補正予算によりまして木材の安定供給体制の構築、あと地球温暖化防止対策ということで、間伐や路網整備におけます造林補助金に使用するものでございます。

次の森林整備加速化・林業再生交付金でございます。これも国の平成26年度補正予算によりまして路網の整備、それと高性能林業機械、未利用間伐材の利用促進を図るものでございます。

次の森林整備・保全地方公共団体事業費補助金でございます。これは減額でございますが、林業用苗木の安定供給の出荷調整に対して支援しております補助金でございますが、平成26年度は苗木の残苗が出なかったことで不用になったものでございます。

続きまして、森林整備・林業等振興整備交付金の減額でございます。これは高性能林業機械等の導入に支援しております補助金でございますが、各事業体からの安価な機種の変更などに伴いまして予算残が生じたものでございます。

続きまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でございます。これも国の平成26年度地方創生補正予算によるものでございまして、自伐林家の木材生産に必要な林業機械のレンタル支援を行う交付金でございます。

続きまして、12の繰入金でございます。

18の森林環境保全基金繰入金の減額でございますが、これは森林環境税を活用しましてみどりの環境整備支援事業に充てておるものでございますが、造林事業の昨年度の台風災害被災等によりまして、事業の繰り越しに伴いまして減額が発生したものでございます。

19の森林整備加速化・林業再生基金繰入でございます。これも減額でございます。これは林業専用道企画相当でございますが、それと森林作業道を整備しております。平成25年度に繰越工事箇所の台風災害によりまして完了がおくれまして、当年度の工事の発注工期が確保できませず、繰り越しができないため減額するものです。

20の森林整備対策基金繰入でございます。森の工場活性化対策事業の間伐搬出支援並びに作業道整備に充てているものでございます。これも主な8月の台風災害によりまして、それとあわせまして長雨によります生産量の落ち込みということで減額するものでございます。

次に、15の県債でございます。

次の208ページをお開きください。

8 林業振興環境債の1の造林事業債でございますが、これも造林事業の補正に伴い実施される森林整備のうち間伐特措法に係りまして、対象森林への地方債の充当相当額となっております。

次に、歳出予算について御説明いたします。

209ページをお願いします。

右の欄の説明で1の造林事業費でございます。造林事業費につきましては、国の平成26年度補正予算によりまして、森林資源を生かしました林業の成長産業化の実現に向けた木材の安定供給体制と、あと地球温暖化防止対策ということで、間伐や路網整備などの推

進を図るための造林補助金でございます。

2の森林資源再生支援事業費の減額でございます。伐採跡地への再造林と一体的に整備する鹿被害防護ネットなどの設置に対しまして支援をしているものでございます。減額につきましては、皆伐作業のおくれ等から植栽が翌年度に実施となる事業体がありましたことによりまして、計画数量が下回ったものでございます。

3の森林整備加速化事業費でございます。これは、国の平成26年度補正予算によりまして路網の整備、高性能林業機械等の導入、あと未利用間伐材の利用促進を図るもので、基金事業から交付金事業に変更されて配分されております。

その下の事業実施確認委託料でございます。これは、路網整備、未利用間伐促進対策事業の施行地の確認、委託をしまして行うものでございます。

続きまして、森林整備事業費補助金でございますが、平成26年度の補正の交付金事業で増額となります。当初の基金事業の部分につきましては減額がございますので、相殺しまして増額になる補正をお願いするものです。

1つは、交付金事業の路網整備につきましては、林業専用道、幅員が3.5メートルでございますが、それと森林作業道ということで、交付金事業として継続されることになりました。当年度は、補正で5事業体を支援する予定にしております。

あと、未利用間伐材の利用促進対策事業、これは新しく創設されました事業でございますが、切り捨て間伐の利用促進を図りまして、木質バイオマスへの活用及び森林吸収源対策を進めるということで、原則7齢級以下、35年でございますが、これ以下の森林を対象にしまして、ヘクタール1立方メートルを搬出することで定額の23万6,000円を上限として支援するものでございます。

続きまして、この事業につきましては附帯事業としまして作業道の開設もできますし、関連条件整備というものも対象となります。それと、平成25年度1次補正によりまして進めてまいりました基金事業となります林業専用道でございますが、これにつきましては、先ほども少し説明いたしました8月の台風災害によりまして平成25年度の繰越工事が完了がおくれました。これに伴いまして、あとの平成26年度分の工期が見込めないということで発注を断念したもの、それとあわせまして用地承諾等がとれなかったものがございまして、これについて見合わせたということで減額にするものがございまして。ただ、路線によりましては、予算調整、合意形成ができましたところにつきましては平成27年度の交付金事業で実施したいと考えております。

続きまして、210ページをごらんください。

4のみどりの環境整備支援事業費の減額でございます。これは、3齢級の除間伐に対しまして、造林事業と併用しまして森林環境税を活用し、かさ上げ支援を行っているものでございます。これも昨年度の8月の台風災害と長雨によりまして作業道が被災したため、

この影響により実施数量が計画量を下回ったものでございます。

5の優良種苗確保事業費の減額でございます。これは、採種園の維持管理委託料、下刈りの繁茂度合いで変更減、あと採種園の本数調整伐等計画しておりましたが、これを見直したしまして計画量が減少したものでございます。

苗木の安定供給推進事業費補助金の減額でございますが、これは残苗調整、出荷調整によりまして支援している補助金でございますが、当年度の苗木の残苗がなかったことで不用になるものでございます。

6の森の工場活性化対策事業費でございます。

森の工場活性化対策事業費補助金でございますが、間伐材の搬出支援並びに作業道整備に充てているものでございます。これにつきましても、8月台風災害と長雨によりまして作業道の被災などの影響がございました関係で生産量が減量し、計画量を下回ったものでございます。

高性能林業機械等整備事業費補助金でございます。高性能林業機械の導入では、事業体当初の要望のプロセッサーとかハーベスター、大型造材マシンでございますが、これらにつきまして計画変更がございまして、比較的小型の集材機器等への機種変更によりまして事業費が安価になったこと、それとあわせまして、レンタル事業につきまして、作業工程の変更に伴う事業費の取りやめで計画数量を下回りまして、減額するものでございます。

続きまして、林内路網アップグレード事業費補助金でございます。8月の台風により被災を受けた森の工場関連の作業道は、県下で129路線ほどございました。これにつきましては、知事からの要望等によりまして、国の造林補助事業が広く適用範囲が拡大され緩和されました。これに伴いまして、翌年度にも事業地の整備、事業地がある場合はできるということになりまして、年度内復旧が7割、84路線になりました。これにつきまして、造林事業と自力復旧でかなりの部分ができたことで、計画量を下回って、減額するものでございます。

続きまして、原木増産推進事業費でございます。これにつきましては、平成26年度の補正予算の2つの事業によりまして、原木の増産と安定供給体制の構築を進めるものでございます。高性能林業機械の導入と地方創生によります自伐林家、小規模林業事業者への林業機械のレンタル支援ということで計上することとしております。特にレンタルの自伐林家、小規模林業事業者につきましては、小型のバックホー、あと林内作業車ウインチつき、それと運搬用のダンプトラックに対して38カ月分相当を支援してまいりたいと考えております。

次に、一番下の5の木材産業費でございます。

211ページをお願いします。

木材産業課より一部の事業を移管しまして当課が実施しております製材用原木増産支援

事業費補助金でございます。これにつきましては、県内の製材工場への安定供給協定によりまして原木の安定供給を図るもので、皆伐施業地への作業道の開設、集材架線の支援、あと原木の流通経費運搬支援を行っております。流通経費支援につきましては、対象となります運搬距離がかなり比較的短い距離で供給ができたということから、予定量を下回り、減額となるものでございます。

以上が補正予算の概要になります。続きまして、繰り越しを説明いたします。

繰り越しについては、212ページをごらんください。

まず、上段の造林事業費につきましては、森林組合等事業者、間伐作業道間伐等の実施に当たりまして、昨年度の台風災害などによる影響もございまして、作業道等の復旧、補修等に時間を要しました。森林整備の実施が繰り越しになるものでございます。またあわせまして、今期の国の補正によります補正の増額も含めまして繰り越しをお願いするものでございます。

次の森林整備加速化事業費でございます。これは、国の平成26年度補正予算を受けまして、路網の整備と未利用間伐材の利用促進を図るものです。翌年度執行としまして全額繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、次の原木増産推進事業費につきましては、国の平成26年度補正予算を受けまして、高性能林業機械の導入並びに自伐林家、小規模林業事業者への林業機械のレンタルを支援するものですが、翌年度執行としまして全額繰り越しをお願いするものでございます。

以上で繰り越しの説明を終わらせていただきます。

そしたら、当初予算に戻りまして説明に行きたいと思っております。

資料2の議案説明書当初予算②の376ページをごらんください。

平成27年度の木材増産推進課の予算案の総額は、3段目に記載しております16億1,868万5,000円で、対前年比84%となっております。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。

393ページをごらんください。

歳入の主なものは、上から7段目の2の国庫補助金でございます。

8段目の右の説明欄に記載しております一番上が森林環境保全整備事業費補助金、県では造林事業に充てているものでございます。

2番目の森林整備・保全地方公共団体事業費補助金は、優良種苗確保事業としまして、苗木の生産施設、採種園の維持管理などに充てているものです。

3番目の森林病虫害等防除事業費補助金でございますが、松くい虫の事業での樹幹注入に要する国の補助金でございます。

4番目の森林整備・林業等振興整備交付金でございますが、高性能林業機械の導入整備

に充てているものでございます。

一番下の林業普及指導事業交付金は、林業普及指導員の活動経費に充てているものでございます。

10の財産収入の生産物売り払いでございますが、これは採種しました種子の売り払いの金額でございます。

続きまして、394ページをごらんください。

12の繰入金でございます。2つの基金から繰り入れるものでございます。

10の森林環境保全基金は、森林環境税によります充当でございます。緊急間伐とみどりの環境整備支援に充てております。

12の森林整備加速化・林業再生基金は、高性能林業機械の導入に充てております。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

395ページをごらんください。

一番下の4の木材増産推進費でございます。右の欄の説明で歳出額を記載しております。

1の造林事業費でございます。右の欄の説明でいきますと、396ページをごらんください。

まず、造林事業費補助金でございます。国費を活用しました造林補助事業で、下刈りから植栽、除間伐、これらに附帯します作業道の開設などに支援いたします。

2の森林資源再生支援事業費でございます。原木の増産により今後拡大が見込まれます伐採跡地につきまして、再造林と再造林と一体的に整備する鹿被害防護ネットなどの設置に対しまして、国庫補助事業の造林事業に県独自で22%をかさ上げしまして90%で支援するものでございます。また、皆伐後の再造林の管理で最も重要で毎年実施しております下刈りにつきましては、低コスト育林となります2年ピッチの隔年下刈りを導入いたしまして、森林所有者の費用負担の軽減並びに増産につながります皆伐を促進するためのかさ上げ支援を行うものでございます。

続きまして、3の緊急間伐総合支援事業費でございます。これは、国庫補助の対象となりません間伐等がおこなわれている森林を緊急に整備するために、保育間伐や搬出間伐、あわせまして作業道の開設を県単独で支援するものでございます。保育間伐につきましては、森林環境税の活用をしております。

なお、自伐林家、小規模林業事業者の方々にも活用していただいております。

4のみどりの環境整備支援事業費でございます。これは、環境税を活用しまして、3齢級11年生から9齢級45年生まででございますが、CO₂吸収効果の高い若齢林の間伐を中心に間伐を促進することで、森林の公益的機能を効果的に発揮させようとするものでござ

います。この事業は、造林事業と併用することによりまして森林所有者の負担を軽減し、早期に除間伐を進めることを目的としております。

5の優良種苗確保事業でございます。造林に必要な優良な苗木を確保するため、県が設定しております採種園からの種子の採種委託、下刈りや枝の剪定などの樹形誘導によりまして採種園の維持管理を委託により行います。

また、採種園整備工事請負費につきましては、成長にすぐれましたエリートツリーという苗を関西林木育種場より導入しまして、森林技術センターにおいてミニチュア採種園を造成し、増殖に取り組みます。

苗木安定供給推進事業費補助金でございます。花粉症対策品種などすぐれた特性を有する品種のコンテナ苗の生産に取り組む生産者に対しまして施設整備などを支援しますとともに、苗木の安定供給に対しまして出荷調整、残苗が出た場合、国の補助へ県がかさ上げすることによりまして生産者の意欲向上を図りたいと考えております。

続きまして、6の森林病虫害等防除事業でございます。

次の397ページをごらんください。

松くい虫などの病虫害の蔓延を防ぎまして、森林の健全な育成を助ける事業でございます。薬剤の地上散布や被害木の伐倒駆除、さらには松の抵抗力を高めます薬剤の樹幹注入を実施するものでございます。

松くい虫防除事業委託料につきましては、県有林を対象として実施し、森林病虫害防除事業費補助金につきましては、自主的に実施します地区防除や樹幹注入を実施しております市町村への支援として、またその下にあります松くい虫駆除事業損失補償金につきましては、森林所有者などが知事命令によりまして防除措置を行う場合に要する経費を損失補償として支援しているものでございます。

7の森の工場活性化対策事業費でございます。森林を集約化しまして、計画的で効率的な木材生産システムによる生産性の高い林業を推進する森の工場を整備するための事業です。平成26年度末の見込みにつきましては、65の事業体で161の工場、認定面積は6万3,700ヘクタール余りということで、木材増産に向けまして着実に拡大しております。さらなる作業道、高性能林業機械を組み合わせました効率的な作業システムのために進めまして、森の工場から14万立方メートルの間伐材の生産に取り組みます。

森の工場活性化対策事業費補助金でございます。森の工場において、林業技術者、工場のための作業道や高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの習得と定着を進めますために、間伐材の搬出支援と作業道開設に支援をしております。

高性能林業機械等整備事業費補助金でございます。森の工場内で効率的な作業システムによる生産性の高い原木生産につなげますために、高性能林業機械の新規導入、作業システム改善のための機械の改良、さらには短期間の林業機械のレンタルについて支援するも

のでございます。

林内路網アップグレード事業費補助金でございますが、森の工場内の木材搬出を効率的、効果的に行うため、既設作業道を継続利用に耐え得るように、敷き砂利、コンクリート舗装と路面整備などによりグレードアップしますとともに、災害などにより被災しました箇所への復旧や補修などのリカバリーを行いまして、木材生産が停滞することのないよう支援するものでございます。

続きまして、事務費につきましては、普及指導活動費並びに高性能林業機械の導入に係る事務費でございます。

8の原木増産推進事業費でございます。県内の製材工場及び木質バイオマス発電施設等への原木の確保及び増産によります安定供給を進めるために支援するものでございます。

原木増産推進事業費補助金でございますが、原木の確保及び安定供給協定の推進により木材の増産を進めるため、皆伐に必要な作業道等の整備、作業道の開設や作業ポイント、集材架線の支援といったもの、それと加工施設や出荷地にハンディとなります遠隔地からの運搬経費に対する流通経費支援を行っております。また、平成26年度をもって廃止予定でありました森林整備加速化・林業再生基金の平成27年度の活用が認められましたことから、高性能林業機械の導入2,000万円につきまして林業機械の導入支援を行います。さらには、事業地の確保が困難な民間の事業体につきましては、県森林組合連合会が行います事業地取得に対しまして事業地紹介サービスのモデル的な取り組みを支援することで皆伐事業地と事業体のマッチングを行いたいということで、さらに原木の増産を進めることとしております。高性能林業機械の導入につきましては、2事業体2台を導入する計画でございます。

以上で当初予算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎樋口委員 林業機械の補助制度で、最近では個人の業者といたしますか、グループじゃなくても構いようになっているわけですね。それで、いわゆる国営企業、営林署の事業をやっている高知県の民間業者の対象になっていないけれど、それはどうしてでしょうか。

◎内村木材増産推進課長 林野庁の民有林に対しまして補助金のほとんどが、一応民有林の間伐を進めるということで、まずは民有林の生産をやっていただいて、その余力がある場合は国有林も可能になっております。やはり国有林だけをやられているところはなかなか対象にならないということで、民間の企業の方には国有林でやってらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、民有林を組み合わせた形で林業機械の導入が可能だという御説明をしておるところでございます。

◎樋口委員 民有林をやっている人がそれで補助金もらって、それで国有林やってもいいわけですか。

◎内村木材増産推進課長 一応、国に林業機械の申請をするときに、目標となります生産量の計画を出すようになっておりますので、その計画量の認定、現状の生産量がこれだけで、将来の目標、また来年度の生産量がこれだけという形で認定されますので、それを超えます部分につきまして国有林事業があっても問題ではございません。可能です。

◎樋口委員 そうしたら、私有林の予定といいますか、ノルマみたいなものを全部クリアしちゆうことは確認していますね。

◎内村木材増産推進課長 毎年度、実績報告を林野庁にしておりますので、その分につきまして実績等を報告していただいております。

◎樋口委員 それは報告であって、確認はしゆうがですか。報告と確認と違いますけれど。

◎内村木材増産推進課長 一応、書類につきまして、林業事務所を経由して本庁に上がってきておりますので、林業事務所で確認をしていただいておりますのでございます。

◎樋口委員 林道、去年あたりからか、おとしあたりやったかな、大規模整備で民間建設業者に任せてもええものがありますわね。あれは、あるノルマをこなさんと次のステップへ行けれんはずやけど、そういうのでノルマをこなしていないところが次のステップへ行っているような話も聞くんですが、聞いていますか。

◎内村木材増産推進課長 ちょっとノルマのほうは詳しくわかりませんが、林業専用道につきましては、林野庁から採択基準が示されております。基本は、建設事業者、建設業法に係る事業者が発注するようという指導がなされておりますが、昨年度、どうしても建設事業者が不在の場合といいますか、実施主体でできるという資格があるところについては緩和されておるところですが、ただし技術審査会を設けて、その事業体に例えば建設業法の資格者がいるとか過去に建設業の工事实績があるとかといったものを審査して認定する形になっておりますので、高知県内でやっております林業専用道については建設業法を守った企業がやっておるということで、森林組合等が実際やっている事例はございません。

◎樋口委員 わかりました。

◎上田委員長 以上で質疑を終わります。

〈木材産業課〉

◎上田委員長 次に、木材産業課の説明を求めます。

◎山崎木材産業課長 木材産業課です。よろしく申し上げます。

それでは、先に補正予算について御説明をさせていただきます。

資料④の補正予算議案説明書の197ページをお願いします。

部の補正予算総括表の上から4番目、木材産業課のところをごらんください。

総額9億2,100万円余りの増額補正をお願いしております。

213ページをお願いいたします。

歳入につきましては、先ほど説明ありました国の森林整備加速化・林業再生交付金の受け入れが主なものでございます。

次に、支出のほう、214ページをお願いします。

右側の説明欄で主なものを御説明させていただきます。

1の木材産業構造改善事業費は9億2,600万円余りの増額をお願いするものでございまして、1つ目の木造住宅フェア開催委託料は、県産材の利用拡大のため、木材や木造住宅の普及推進を目的とする住宅フェアの開催経費でございます。

次の木材加工流通施設整備事業費補助金でございますが、まずこれは当初予算におきまして事業主体の計画変更に伴いまして木材製品の展示用販売施設が取りやめになったことと入札残金等によりまして1,620万円余りを減額しまして、一方で、補正予算を活用いたしまして、県内大型製材工場の整備や木材選別機の導入に9億3,342万円を増額します。これらで増額と減額を合わせまして、総額が9億1,721万円余りの増額になります。

なお、県内大型製材工場の整備につきましては、補足説明資料を添付しておりますので、そちらの資料で御説明をさせていただきます。

部の青いインデックスの補足説明資料の赤のインデックス木材産業課のところ、8ページをごらんください。

木材の高次加工施設の整備について御説明をします。

1の背景のところにありますように、県内の森林資源量は全国上位でございますが、木材を加工する製材工場の数とか製材品の出荷量は低位にあります。これまでも、右側に書いていますように、県内の加工力を強化するため、大型製材工場の高知おおとよ製材の創業や既存製材所の加工力の強化などに取り組んでまいりましたが、今回また補正予算を活用いたしまして、さらなる加工力の強化に取り組みます。

特に、2番のところですが、丸太を板や角材などに加工したものを、1次加工品でございますが、これにさらに手を加えましてCLTパネルとか集成材、合板などの新たな木材製品を製造する施設でございますとか、構造用の幅はぎパネルとか繊維板とか準不燃性材料の内装用LVLという、何か薄く加工した木材を張り合わせたものらしいですが、それなどの新たに開発されました技術を導入する施設とか、CLTパネルやCLTパネル用のラミナを生産するCLT関連施設などの、木材の高付加価値化や新たな需要拡大につながる高次加工を行う事業者に対しまして支援を強化してまいります。

今回補正をお願いする池川木材工業の木材加工施設でございますが、総事業費が13億6,215万円、補助金で8億8,287万円余りで、平成30年度のフル操業時に原木5万立方メートルを加工いたしまして、製品2万1,000立方メートルを製造する新しい製材工場を仁淀川町に整備するものでございます。製造した製品のおよそ半分に当たります1万立方メー

トルは、CLTパネル用のラミナといたしまして、岡山県に整備されますCLTパネル工場へ出荷する計画でございます。残りの1万1,000立方メートルは、自社で内装用のパネルとかフローリングなどの建築用材と、すのことか踏み台などの家庭用品に加工しまして販売する計画となっております。現在、これらの製品は、主にホームセンター向けとか観光客向けの内装材の輸出がいずれも好調で、受注に対して応え切れていない状況とお聞きをしております。

また、下の端ですが、当施設の整備による地域への経済波及効果といたしましては、新しい工場で18名の新規雇用を予定しておりますほか、原木5万立方メートルを生産するために原木の伐採など山側の業務量の増加を75名、合計93名の雇用効果を見込んでおります。

なお、事業の実施に当たりましては、地元仁淀川町で地元との調整とか用地の貸し付け、それから新工場への進入路の改良など、全面的に協力をいただく予定と伺っております。

次の9ページに位置図をつけておりますので、そちらをごらんください。

中央にちょっとダイダイ色の印がありますが、そこが仁淀川町役場の池川総合支所でございます。その100メートルほど左側に、手前に本社工場がございます。それで、今回新しく整備する工場は、左の端にちょっと扇形になっておるところがあるんですが、ここが仁淀川町の町有地でございますが、そちらに新しい工場を建設いたしまして、こちらで原木を製材する過程を行います。そして、製材された木材は、右の端に第二工場がございますが、そちらに運びまして乾燥、仕上げ工程を行うという予定でございます。

続きまして、資料4のほうにまた戻っていただいて、214ページをお願いいたします。

右の説明欄の2番ですが、県産材外商推進事業費でございますが、これは520万円余りの減額をお願いするものでございます。

起業支援型地域雇用創造県産材販売促進事業委託料でございますが、これは委託事業を実施しました結果、不用額が生じたため、減額をお願いするものです。

次の土佐の木の住まい普及推進事業費補助金は、県外のパートナー企業が建築します住宅の木材使用量が当初の想定を下回ったため減額をするものでございます。

次の新しい木材流通拠点整備事業費補助金は、協同組合高知木材センターが平成26年4月から関東に配置することにしておりました社外営業統括員の人選に時間を要しまして、配置が7月となったため、3カ月分の経費を削減するものでございます。

次のページ215ページをお願いします。

続きまして、繰越明許費を御説明させていただきます。

木材産業構造改善事業費で9億6,022万円余りの繰り越しをお願いするものでございます。先ほど説明しました木造住宅フェア開催委託料と木材加工流通施設整備事業費補助金

が主なものでございます。そして、これに当初予算で県産材加工力強化事業費におきまして、1件、事業体が木材の加工用機械を導入する予定でございましたが、機械を入れる作業棟の建設着手がおくれましたため年度内の完成が困難となったということで、あわせて繰り越しをお願いするものでございます。

以上が補正予算と繰り越しの説明でございます。

続きまして、当初予算のほうの説明をさせていただきます。

資料②当初予算の議案説明書の376ページをお願いします。

部の総括表の上から4番目にあります木材産業課の予算でございますが、前年に比べまして40%、金額にして約3億2,000万円の減額となっております。これは、先ほど説明しました補正予算に事業を前倒ししたことと、高性能林業機械の導入に係る予算を木材産業推進課へ移管したことなどによるものでございます。

続きまして、399ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、科目欄の一番上、12の繰入金のうち林業・木材産業改善資金助成事業の特別会計繰入は、特別会計からの繰り入れでございます。木材産業等高度化資金としまして平成26年度に金融機関に預託しておりました資金が平成27年度に返済されてきます。

次の基金繰り入れは、森林整備加速化・林業再生基金からの繰入金を計上しております。

これらを合わせまして、歳入の合計は3億8,630万1,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出について、右側の説明欄に沿って主なものを御説明させていただきます。

1の木材産業構造改善事業費でございますが、1つ目の木材統計調査委託料は、木材加工分野の振興策を検討する際の参考とするため、県内の製材業者等を対象にしまして、乾燥木材の生産量とか乾燥施設の設置状況などの実態と動向を委託調査するものでございます。

1つ飛ばしまして、県産材加工力強化事業費補助金でございますが、県内製材事業者の加工力の維持及び強化のため、国の補助事業の要件にのらない機械の新設や、老朽化した機械、施設の更新などに助成するものでございます。

次の県産材ブランド化推進事業費補助金でございますが、県内で生産されますJAS製品に統一したロゴマークを表示することで、品質や性能が確かな高知県産材というブランドイメージの定着を図りまして、生産量、販売量の拡大につなげる事業でございます。

次の2県産材外商推進対策事業費は、県産材を県外へ売っていく外商対策の予算をまとめております。

1つ飛ばしまして、県産材需要拡大サポート事業でございますが、一般社団法人高知県

木材協会に、木材の流通販売に関する専属の担当者を2名配置いたしまして、県内事業者が県外で行う販売活動などのサポートを委託するものでございます。

次の県産材輸出促進事業委託料でございますが、近年、円安等によりまして輸出が伸びてきております韓国等におきまして、木材の市場の調査でありますとか県内事業者の営業活動をサポートする事業をジェトロ高知貿易情報センターに委託するものでございます。

次の土佐の木の住まい普及推進事業費でございますが、高知県産材のPRを行っていただけます県外の工務店とか設計事務所を土佐材パートナー企業として登録をいたしまして、県外で高知県産材を使用した住宅を建築した場合に使用した県産材の量に応じて助成をするものでございまして、平成27年度は一般住宅分として150棟を計上しております。また、平成27年度から新たに、土佐材を使ったモデルハウスへの補助分と、それからあとパートナー企業が実施する内覧会等への来場者に県産品をプレゼントいたしまして成約につなげようとする取り組みにも支援をします。

次のページ401ページをお願いします。

土佐の木販売促進事業費補助金でございますが、県産材の外商を目的に、県内の木材関係企業、団体で構成しております土佐材流通促進協議会が実施いたします県外での商談会とか土佐材の見本市の開催とか、県外の工務店などを県内の産地へお招きいたしまして木材生産や加工の現場を視察していただく取り組みなどに対して支援をいたします。

次の販売拡大拠点設置事業費補助金は、関東や東海、関西などの県外消費地に設置しております15カ所の土佐材流通拠点を活用いたしまして、県産材の積みおろしや保管、小口配送の経費を支援いたしまして、県産材製材品の流通コストの削減ときめ細かな配送を行うことで県産材の流通拡大を進めるものでございます。

次の新しい木材流通拠点整備事業費補助金は、県産製材品の外商のための販売窓口として強化を進めております協同組合高知木材センターの運営や、木材製品の流通システム改善に向けた取り組みを支援するものでございます。

次の県産材販売促進検証事業費補助金は、県外への販売拡大を目的としまして、これまで取引のなかった県外業者に対しまして製材品のサンプル出荷を支援いたしまして、まずは土佐材の品質と供給能力を見ていただいて、その後の継続した取引につなげることを目的としております。また、新たに、複数の事業者の荷物をまとめて大型のトレーラーと内航船を活用しまして関東地方に定期的に出荷する体制を構築するための支援も行います。

3の地域林業総合支援事業は、林業活性化のため、地域の特色やアイデアを生かした、国庫補助の対象とならないような事業について支援をいたします。

4の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計繰出金は、一般会計から特別会計へ必要な資金を繰り出すもので、内容につきましては特別会計で御説明をさせていただきます。

一般会計の当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、特別会計について御説明をさせていただきます。

808ページをお開きください。

林業・木材産業改善資金助成事業の予算の総括表でございますが、前年とほぼ同じ金額となっております。

次のページ809ページをお願いいたします。

歳入について御説明をさせていただきます。

木材産業課では、特別会計といたしまして林業関係の2つの制度資金を所管しております。1つが、科目欄の1の1ですが、林業・木材産業改善資金助成事業、いわゆる林業改善資金と言われているものでございます。この資金は、林業用の機械、加工施設の整備などに充てるための無利子の長期資金でございます。歳入額は前年とほぼ同額を計上しております。

科目欄の中段の1の2の木材産業等高度化推進資金助成事業が2つ目の制度資金でございます。こちらは短期の運転資金です。1の一般会計からの繰入金と3の県債、これは独立行政法人の農林漁業信用基金からの借入金でございますが、この2つを合わせました7億5,000万円が平成27年度の貸付原資でございます。

2の諸収入については、今年度の貸付原資として金融機関に預託しておりますお金が、9月末に利子分を上乗せして返済をされてきます。

次のページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

科目欄の中ほどの貸付勘定のところでございますが、右側の説明欄をごらんください。

林業・木材産業改善資金としまして、今年度と同額の1億円の枠を設定しております。

次の2業務勘定の林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金は、資金を取り扱っております金融機関への助成金でございます。

次のページをお願いいたします。

木材産業高度化推進資金でございます。

右の説明欄をごらんください。

貸付金として7億5,000万円を計上しております。これを金融機関に預託いたしまして、金融機関で2倍、3倍、4倍と枠を広げていただきまして、総額で21億5,200万円の貸付枠を設定する計画でございます。

次の地方債元利償還金と一般会計繰出金は、金融機関に預託しております資金が9月末に返還されてきますので、それを農林漁業信用基金への返済と県の一般会計へ繰り出すものでございます。

次のページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。

木材産業等高度化推進資金助成事業債、これは農林漁業信用基金からの借り入れのことですが、年度ごとに借り入れしまして、また返済するというので、借り入れと返済額を記載しております。右端の欄が、平成27年度末の現在高となる予定でございます。

以上で木材産業課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎金子委員 県産材の外商推進対策事業費です、非常に外へ向けて積極的な取り組みをしていただいて、その全体的な年度別の評価や成果をどう確認されておるか。1点、昨年度でしたか、内航船による試験運搬をやろうという、その内航船の可能性、それからどういう課題があるのか。今、関東方面の自治体に計画されておりますけれども近畿とかね。といいますのは、搬出の距離が遠い分どうしても不利益になる、それから大きな市場があるとしたら、関西圏はどうかということもあろうかと思いますが、その3点について。

◎山崎木材産業課長 外商の実績でございますが、毎年、パートナー企業は当然ふえておりますし、ほかの事業につきましても流通拠点もだんだんふえて、取扱量も毎年ふえております。一応、拠点をつくる上で、展示会とかセミナーとか、その分毎年ずっとふえてきておりますので、たまたまといいますか、ことしちょっと土佐の木の住まいの普及推進事業が毎年伸びてきていたのが、ちょっと消費税の駆け込みの反動とかありまして、実績が115棟で、ちょっと当初の計画が130棟だったんで、それが落ちた以外は順調に来ております。

続きまして、内航船の分につきましては、今年度、予算を認めていただきまして、6月に1,043立方メートルを関東の福島県の相馬港に持っていきまして、一応内航船1回やりました。その結果、予算編成後から、今のアベノミクスの影響というか、なかなか景気がよくなった関係がございまして、内航船の人員費とかが高くなっているということで、結果的に2回目は取りやめました。というのは、内航船とか人員費の増と、あと、1,000立方メートルを一回に持っていくとなると、1,000立方メートルの売り先を探さないかんということが厳しくなりまして、ことしの住宅着工戸数も、昨年度は消費税の関係で98万戸やったんですが、平成26年に関しましては89万戸と、9万戸落ちたということで、一回に持っていく部分が厳しいということで、取りやめとしました。

それで、平成27年度はそれにかわりまして大型のトレーラー便を、42立方メートルぐらい一緒に乗るんですが、その分を使いまして関東方面に売っていくと。実際、20トンのトラックで行きますと約20立方メートルぐらいしか乗りませんので、大型のトレーラーの半分、その分運賃がかかるということで、大体差額が3,000円あるんですが、その分を2つのトラックで2つの業者が行く分を1つに40立方に載せて、関東のほうで2カ所におろす、それを定期的に月3回くらいやっていく補助を今回予算に計上させていただいており

ます。

それと、首都圏の出荷でございますが、これは4割あるということで、そういうことでやっていくと。それと関西につきましては毎年同じようにやっておりますので、今のまま、流通拠点などを使いましてふやしていきたいと考えております。

◎金子委員 聞き間違えたかもわかりませんが、課長の説明の中で、大型トレーラーと内航船云々という表現があったような感じがします。それで、内航船の質問したんですけれど。

◎山崎木材産業課長 私の説明不足であれだったんですが、内航船といいますのは、国内をくるくる行く船を内航船と申しまして、昨年6月にやった分につきましては、船1艘を借り上げてまして、それで1,000立方メートル積んで関東へ持っていくことを今言うた事業でやりまして、来年度やる分につきましては大型のトレーラー42立方メートルを、今予定しちゅうのは、徳島のほうまで陸送しまして、徳島から既存のフェリー、内航船に乗せて関東まで持っていくことを考えております。

◎金子委員 よくわかりました。

◎米田委員 一般会計の400ページの県産材加工力強化事業費補助金で、去年よりも大分減っていますね。これは事業者の要望でやりゆうと思うけれど、要因はどのようなことですかね。

◎山崎木材産業課長 前回御説明させていただいたんですが、これは24年から26年まで3カ年で認めていただいておりますが、なかなか既存事業者の方の要望も強いということ、もう一年予算をお願いすることにしました。先ほど説明しました高次加工という部分、乾燥機を入れたりとか、モルダーできれいな製品にしたりとかいう部分を今回特に支援をしたいということで1,500万円をお願いしております。

◎米田委員 新たに施設を設備投資したいけれど、先行きのこともあって、入れたいけれどそういうニーズが出てきていないという側面もあるんですか。もしそういう状況が実際にあるがやったら、今日の実態に見合った支援体制をとらんといかんと思うんですが、そこら辺の現状はどんなに、今100社残って頑張ってるこのところのこれからの持続と発展を考えたらどんなところを支援せんといかんと考えていますか。

◎山崎木材産業課長 量をふやしたいというのがまず1点、それから品質を上げていきたい、要するに乾燥して品質を上げて単価を高くしていきたい、それとあと今の製品を売ってきたいと、こういう部分があるかと思うんですが、事業をふやしたい場合は、基本は国費事業を採択していただく、それにのらないものを今説明しました加工力強化でとっていく。あと、その製品の売り先の拡大に関しまして、土佐材流通促進協議会とか協同組合高知木材センターで、材、荷を集約して、それである程度の量をまとめて売っていく、そういう部分にこれから力を入れてやっていきたいと考えております。

◎米田委員 26年度で一応終わって、今回特別の対応をされたけれど、基本的には設備投資の援助資金というか、そういうニーズから販売へと強化点が変わりゆう、そこに行政が入るとのこと。

◎大野林業振興・環境部長 説明不足であれでしたけれども、24年から26年に集中的にやりますよと、今後とも事業を継続していかれる企業の方にぜひこの期間に手を上げてくださいということで集中投資をした関係で、今ニーズが小さくしぼんで1,500万円ぐらいになっているという理解のほうが正しいかと思います。これからも地場産業で事業を承継して続けていこうとされる方で、なおかつ高付加価値化の製品製造なんかにはトライをしようという事業者の方については、その事業の中身、事業承継の観点だとか人材育成の観点を見て、必要に応じて適切に支援は続けていきたいと考えています。決して設備投資を諦めて販売に集中するという意味ではなくて、それは車の両輪としてやっていきます。

◎米田委員 わかりました。

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

ここで一旦休憩とします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時55分～12時58分)

◎上田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈木材利用推進課〉

◎上田委員長 次に、木材利用推進課の説明を求めます。

◎小原木材利用推進課長 木材利用推進課です。よろしくお願いいたします。

まず、資料④の補正予算議案説明書の197ページをお開きください。

補正予算総括表の上から5番目に木材利用推進課が記載されており、今回、全体として958万円余りの増額の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

217ページをお願いします。

右の説明欄をごらんください。

まず、1の木材産業構造改善事業費は、平成26年度国の補正予算、森林整備加速化・林業再生交付金を活用し実施する計画です。

まず、CLT普及促進事業費補助金は、CLTの普及推進母体として平成25年7月に設立しましたCLT建築推進協議会が行う活動に対して支援するものです。具体的には、CLT建築計画を進めています高齢者福祉施設などの建築プロジェクトに必要なデータ収集や技術アドバイス、また今後の建築に生かすため、来年度整備を予定されている建築物の施工性や遮音性などのデータの収集に取り組むことにしております。また、担い手となる

技術者の育成のため、これまでの県森林組合連合会の事務所などのCLT建築プロジェクトの取り組みについて、県内の建築関係者に対し、設計や施工業者に関する研修を行い、技術やノウハウの取得や蓄積をしていただく予定になっております。加えまして、CLT普及のためのシンポジウムなどを開催し、高知県から全国に向け情報発信を行う計画としております。

次のCLT建築促進事業費補助金は、CLTを活用した木造建築を推進するため、県森林組合連合会及び漁協の事務所の整備に対して、国の交付金を活用して支援を計画しています。この分につきましては、普及という意味から、事業費の5%を県費でかさ上げする予定にしております。

次に、県産材新規用途導入促進事業費補助金は、県産材を用いて新たに用途開発に係る経費を支援する計画です。具体的には、各製造を行う事業体が県産材を活用したキッチン収納家具の開発、また木造住宅を推進する協議会が行う杉巾ハギパネルを活用した構造用の壁や床の開発、さらに森林組合が行う住宅の一室にヒノキの集成材を活用した耐震シェルターの商品開発に対して、これらに必要な経費を支援する計画にしております。

次に、2の県産材需要拡大対策事業費のうち、こうちの木に住まいづくり助成事業補助金につきましては、これは高知県の木造住宅建築に対する助成事業でございまして、県産乾燥材を使用した住宅の新築、増築、またリフォーム工事を対象として、柱や土台といった住宅の基本部材の使用量、床や壁など内装材の使用に応じて助成しているものですが、今年度につきましては、25年度の消費税の駆け込み住宅需要により、ちょっと件数が伸びなかったこと、また補助を申し込まれていたところが年度内の完成がおくれたために平成27年度事業として変更したことにより、減額をお願いするものでございます。

次の木造公共施設等整備事業費補助金は、国の補助事業を活用して土佐町が整備している宿泊機能を持ち合わせた木造交流施設ですが、建築計画の中で部屋の面積などの見直しにより、事業費の減少などにより減額補正をお願いするものでございます。

次の3の木質資源利用促進事業費補助金につきましては、木質バイオマス発電事業において、宿毛市に整備しています株式会社グリーンエネルギー研究所が、木質バイオマス発電施設と木質ペレット製造施設を当初それぞれ計上していました現場監理について一括発注したことや、送電施設の一部見直しなどで計画よりも低い金額で実施することになっていまして不用が発生したことと、また4事業体が、経営上の理由からですが、木質バイオマスボイラーやチップの導入を取りやめました。このため、事業の掘り起こしもしましたが、見込みを下回りましたので、減額をお願いするものでございます。

最後に、4の特用林産振興対策事業費補助金は、平成26年度の国の補正予算、森林整備加速化・林業再生交付金を活用し、農協などが原木シイタケの生産の競争力を高めるため、原木や種駒の購入費用について支援する計画でございます。

次の218ページが課全体の合計額となっております。

次に、繰越明許費でございます。

219ページのほうをお願いいたします。

1つ目の木材産業構造改善事業費についてですが、先ほど平成26年度の補正予算の中で説明しましたCLT建築推進協議会のCLTの普及に向けた取り組みに対して支援するCLT普及促進事業費補助金、CLTを利用した建築物の整備を支援するCLT建築促進事業費の補助金、県産材を用いて新たに用途開発に係る経費を支援する県産材新規用途導入促進事業補助金について、国の補正予算に対応するために繰り越しをお願いするものでございます。また、平成26年度当初予算でCLT建築協議会が取り組む事業のうち、CLTパネルの強度試験について、試験研究機関が混み合っていて年度内に対応できないことから、その経費の繰り越しと、土佐町において医療法人の高齢者福祉施設で事業計画の作成に時間を要し、設計が遅延したために繰り越しをお願いするものでございます。これらにつきましては、6月末までに実施する見込みとなっております。

2番目の県産材需要拡大対策事業費ですが、土佐町で建設している木造施設で、事業計画や設計に期日を要し施工が遅延したために、年度内の完成が困難となり、繰り越しをお願いするものでございます。

なお、この事業につきましても6月末までに完成する見込みとなっております。

最後に、一番下の段でございますが、特用林産振興対策事業費は、先ほど26年度補正予算の中で説明した、農協などが行う干しシイタケの生産のための原木等の購入に係る経費を支援する事業を国の補正予算に対応するために繰り越しをお願いするものでございます。

以上で補正予算と繰越明許の説明を終わります。

次、資料②当初予算議案説明書の376ページのほうをお願いしたいと思います。

林業振興・環境部の予算総括表で、上から5番目のところに木材利用推進課がございます。平成27年度、木材利用推進課の一般会計の予算額は6億6,000万円余りとなっております。平成26年度の予算額42億6,000万円余りに比べて大幅な減額となっております。これは主に、木質バイオマス発電施設の建設が終了したことなどによるものでございます。

次に、402ページをお開きください。

歳入についてでございます。

科目欄の一番上、国庫支出金は、木造住宅助成事業などに充てる交付金でございます。

12の繰入金は、造成している基金からの繰入金で、CLT建築促進や木造の公共施設等の整備、木質バイオマスボイラーの導入などに係る事業に活用する森林整備加速化・林業再生基金など合わせて3億7,000万円余りを計上しております。

歳入の合計としましては、国庫支出金と繰入金などを合わせまして4億7,000万円余り

となっております。

次のページ403ページをお願いいたします。

次に、歳出について、右側の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。

1の県産材用途拡大事業費にある職員研修負担金は、職員が林野庁などの主催する木材利用や建築に関する研修会に参加する負担金でございます。

次のCLT建築促進事業費補助金は、CLTを活用した木造建築を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用して、土佐町において医療法人が実施する予定の高齢者福祉施設の整備に対して支援を計画しております。

次に、2の県産材需要拡大対策事業費は、県産材の地産地消の取り組みでございます。

その3つ下にありますこちらの木の住まい普及推進事業費補助金は、木造住宅の建築促進につなげるため、県民の皆様への情報発信を目的に、民間団体が木材のよさをPRする「木と人・出会い館情報」というテレビ番組の放送料などに対して助成を計画しております。

次のこちらの木の住まいづくり助成事業補助金は、先ほど補正予算で説明しましたけれども、木造住宅の建築に対する助成事業でございます。この分につきましては、林野庁が取り組んできました木材利用ポイント制度が今年度で終了したことや、要望が多い事業ですので、来年度につきましては今年度より40棟分相当をふやしまして、530棟分相当の予算をお願いしております。

なお、平成25年度から児童手当を第3子以上受けている世帯については、内装材使用についての補助金を加算して行っております。

次の404ページのほうをお願いします。

木の香るまちづくり推進事業費補助金は、県民の皆様に木の香る環境を提供し、木のよさの普及を図ることで木材利用の推進につなげることを目的とする事業です。福祉施設や病院などの公共的施設の玄関やロビーの木質化、保育園、小中学校等への木製の机、椅子、棚などの導入、また木製の案内板などの設置に対して助成するものでございます。この事業については、森林環境税を活用して事業実施しております。

次の木造公共施設等整備事業費補助金は、森林整備加速化・林業再生基金を活用し、2市町が実施する予定の木造の図書館や道の駅の中に整備する交流施設の整備に対して支援を計画しております。

次に、3の木質資源利用促進事業は、木質バイオマス利用促進を目的とした事業です。

まず、地域人づくり木質資源利用人材育成事業委託料は、高知県緊急雇用創出臨時特例基金を活用し、木質バイオマス事業を行う県内事業者が離職失業者を新規雇用し、OJTなどを通じて木質バイオマス事業に必要な知識と技術の習得などにより人材の育成を行うための事業です。

次に、1つ飛ばしまして、木質資源利用促進事業費補助金は、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用し、施設園芸用や温泉施設などの木質バイオマスボイラーの導入やチップパー、それと燃料輸送のためのコンテナ等の導入、また低質材など木質バイオマスの集積場となる中間土場などにおいてポータブル型の車両重量計などを導入する経費に対して支援を計画しております。来年度につきましては、これまで施設園芸用の小規模な木質ボイラーにつきましては補助率を10分の10としておりましたが、普及が一定進んだと考え、来年度からは補助率を4分の3として見直すことにしたいと考えております。また、規模の大きいボイラーにつきましても順次補助率の見直しを行うことにしております。

次、最後になりますが、4の特用林産振興対策事業費です。

これは、特用林産物生産統計調査業務委託料は、県内で生産されるキノコや木炭、シキミやサカキなどといった特用林産物の生産量調査を行う業務を委託するものです。この調査につきましては、国の一般調査に位置づけられておまして、交付税措置の対象となっております。

なお、調査結果につきましては、特用林産の振興施策などに生かしております。

以上で木材利用推進課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎依光委員 こうちの木に住まいづくり助成事業費補助金ですけれども、来年度も予算をふやすということで、非常に期待していますし、この事業は地域経済に物すごく波及効果があつてすごくいいと思うんですが、その中で、申請している事業者が県内の資本もあれば県外の資本もあると思うんですが、自分のイメージで言えば、せっかく高知の木を使ってやるのに関しては地元の企業がどんどん使ってほしいと思うんですが、そこら辺の割合、実際の件数、数字ざっくりで、半々くらいはあるんでしょうか。

◎小原木材利用推進課長 大部分が県内の工務店とかにお使いいただいているという認識です。最近大手も少し使われる場合もありますが、大手の場合は数としては少ないです。

◎依光委員 県内のほうが多いということで、非常にありがたいと思います。

県内の工務店とかやったら、地域地域にあつてその中で仕事をされていると思うんですが、その申請はやっぱり県庁に来ないと申請できんようになっていくんでしょうか。

◎小原木材利用推進課長 基本的に県庁に来ていただいての申請になっています。ただ、幡多は遠隔地ですんで、幡多の事務所が預かって本庁に送っていただいて、それで中身を見た上でまた本人に来ていただく場合もございます。

◎依光委員 地元企業に使っていただくのは非常にいいと思いますし、これまで手続が面倒くさいということもあつてできんかったところも予算もふえるということなので、できるだけやっていただきたいと思うんですが、いろいろ過去に不正なこともあつて、チェックも厳しくなったことも聞いてはおるんですが、やっぱり手続はできるだけ、簡素化は

できんかもしれんですけど、例えばチェック体制とかも、出先機関もあるので、そこと家を見て確認できるのであれば書類を書かんでもいいような気もするんですが、そこら辺、手続もやっぱり県庁でチェックしてというよりは、何かもっと、やろうとされている工務店とかが使い勝手がいい形にならんものか、その辺いかがでしょうか。

◎小原木材利用推進課長　そういうお声もお聞きしましたので、今年度3月末に一度説明会をさせていただいて、また4月につきましても申請書類の中身などをわかりやすく説明するため、県内で3ないし4カ所で説明会を開こうと考えています。また、先ほど申請につきましても、写真で基本的には書類検査という格好でさせてもらっていますけれども、どうしてもやりとりの中で写真が撮りにくい部分もございますので、そういった場合は、ちょっとマンパワーに限界もあるんですが、職員が現地に出かけていって見ることも検討はしていきたいと考えています。

◎依光委員　職員はちょっと面倒かもしれんけれど、見てもらって、こういうふうに撮っていいって現場で指導してもらったらスムーズになると思うんで、現場に出てくださることを非常に期待しています。香美市でいったら、平成27年度から木材住宅支援事業ということで、県の補助金とったらプラスアルファで香美市が200万円上乘せするということがあって、ただその県の申請が通らんと香美市の補助もおりんような形にしてしもうて、香美市独自に検査してやる方法も言ったんですが、やっぱり初めてということで、そういうことになったので、県庁で滞ると香美市の200万円も使えないことになるんで、ぜひその辺もよろしくお願いします。

以上です。

◎上田委員長　ほかにございませんか。

(な　し)

◎上田委員長　それでは、以上で質疑を終わります。

〈治山林道課〉

◎上田委員長　次に、治山林道課の説明を求めます。

◎安岡治山林道課長　治山林道課です。よろしく申し上げます。

まず、26年度の補正予算の説明をさせていただきます。

資料④補正予算議案説明書をお願いします。

197ページをお願いします。

部の予算総括表ですが、中段の治山林道課で11億円余りの減額補正をお願いするものです。内容は、歳出予算で御説明をさせていただきます。

222ページをお願いします。

まず、減額の理由の主なものですが、222ページから223ページへかけて林道事業、治山事業という順に記載をしておりますが、両事業とも大半は国庫補助事業でござい

まして、要は国の内示が県予算を下回ったという理由でございますが、ただ前年度の国の経済対策補正の前倒しで5億円を受けておりますので、それを足しましても少し予算が少なかったということでございます。もう一点は、治山事業の右の説明欄4に災害関連緊急治山等とございますが、昨年8月の台風、かなりの災害ございました。当年度に対処する災害関連の緊急治山、地すべりを14カ所いただいております。9月に概算で増額を、12月に国への持ち込みのレベルで増額をさせていただいておりますが、最終的に国の査定を受けまして、事業の決定を受けました。それによりまして3億円余りの減額をお願いするものです。

それから、増額の理由の主なものにつきましては、224ページをお願いします。

災害復旧事業です。いわゆる施設災ですが、林道災害復旧事業及び治山施設の林地災害復旧事業とも国の災害査定を全て終えました。事業費と補助率の決定があったことから、所定の額の増額をあわせてお願いするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明をします。

226ページをお願いします。

繰越事業の追加でございますが、市町村の実施する林道改良事業や、先ほど言いました林道災害復旧事業につきまして追加で繰り越しをお願いするものです。特に林道災害復旧事業は発注が年末以降と着手時期が遅いこと、あわせて大変災害が多かったことで、作業道も災害、被災を受けておることから、通行の制限などにより進捗におくれを生じました。そのために繰り越しをお願いするものでございます。

次に、227ページ、繰り越し事業の変更でございますが、林道事業、治山事業とも、県が実施する事業につきましては、多くを12月に、次年度へまたがる工期の設定ができます翌債措置の繰り越し承認をいただいております。ただ、今回は当初事業の中でも県の事業でも作業道の災害等で年度内にできなくなった場所もございます。あるいは、それに加えて、市町村の林道事業につきましては、今回全てを必要な箇所をお願いするものでございます。

繰り越しの理由としましては、一番大きなのは作業道の災害の影響でございますが、その他にも、地権者との交渉とか補償木の問題とかいったことで日数を要したのもございます。これが主な理由となります。

以上で補正予算を終わらせていただきまして、平成27年度の当初予算について御説明をさせていただきます。

資料②をお願いします。

当初予算議案説明書ですが、376ページをお願いします。

部の総括表ですが、中段、治山林道課で前年比110%の予算を計上させていただいております。平成26年度の山地災害の復旧に引き続き取り組むため、治山対策費の上積みをお

願いしております。

なお、70億円余りですが、その右の欄に予算内訳がございます。国費と県債が主なものとなっております。内容につきましては、歳出予算で御説明します。

408ページをお願いします。

支出の主なものは、節の中段の13の委託料、15の工事請負費、19の市町村への補助等となっております。個々の事業内容は、右の説明欄で御説明をさせていただきます。

まず、下段になりますが、林道開設事業では、国庫補助事業により林道の開設を行います。複数の市町村にまたがるなどの広域的な路線は県営の事業として、また小さな利用区域の路線は市町村の補助事業として実施をまいります。

2の山のみち地域づくり交付金事業は、平成19年度末で廃止された緑資源機構が19年度まで実施してきた事業を引き継ぎ、県営事業でその後実施をしております。

3の林道改良事業は、既設林道の機能向上を図るものです。

4の道整備交付金事業は、国の交付金を活用し、林道の開設、また改良、舗装など総合的な林道整備を町村単位で行うものでございます。

これらの事業で合わせまして、林道開設を大豊町の奥大田三谷線初め29路線で、林道の改良をいの町一ノ谷脇ノ山線初め12路線で、舗装事業を仁淀川町道芝大見槍線初め5路線でそれぞれ実施する予定でございます。

次の5の緑資源幹線林道事業費は、前出の緑資源機構が平成19年までにやってきた事業に対する県の負担金で、平成20年度から平成40年度までの債務負担の議決をいただいて年々支払いをしております。ちなみに、あと残額が年平均で7,600万円ぐらいまで減ってきております。

次に、大きな項目8の治山費ですが、治山事業では、県民の安全・安心な暮らしを守るため、山地災害の復旧や水源地域の荒廃保安林の整備、また震災対策として位置づけられる予防的な治山などを引き続き整備をまいります。

右の説明欄をお願いします。

1の山地治山事業から次のページの4の山地防災までの事業で、近年災害の復旧を中心に、室戸市白壁初め92カ所で事業を実施する予定でございます。特にその中でも、前ページへ戻っていただいて3の治山等激甚災害対策特別緊急事業では、昨年8月の台風被害が大きかった高知市、大豊町、嶺北、仁淀川流域の8市町村を区域指定し、事業認可を受け、3カ年の事業計画で早期復旧を図ってまいります。

410ページをお願いします。

5の災害関連緊急治山事業から7の林地崩壊対策事業までは、平成27年度に発生するであろう災害に当年度で対処するための予算を計上しております。

8の山地災害防止事業は、県単独事業として、県事業では国庫補助の対象とならない治

山施設の修繕工事や、震災対策として避難路、避難場所を保全するための山地災害の復旧などを実施します。また、補助事業では、小規模な山地災害復旧を行う市町村に補助して支援をしております。

9の保安林整備費は、法に基づきます林地開発あるいは保安林の管理業務に要する経費でございます。

411ページの10の治山計画費は、国への予算要求のための資料作成や治山施設の点検業務などを行う委託経費を計上しております。

11の国直轄治山事業負担金は、私有林内の大規模事業地の復旧を国の直轄事業で3カ所お願いしております。これに要する県負担金でございます。

次に、15の災害復旧費は、次の412ページへかけて、林道、治山のそれぞれ施設災害復旧予算で、平成26年度災害の残事業と平成27年度災害に対処するものでございます。

以上で治山林道課の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎金子委員 去年の8月の台風ですね、治山関係じゃなくて、すごい被害がありまして、ことし多くの事業を見込んでおりますけれども、その事業の執行に当たってはもう心配ないですか。

◎安岡治山林道課長 平成26年度の災害でございますので、先ほども申しましたが、緊急事業を14カ所と施設災害を2カ所、それから市町村が行う林道災害復旧が170カ所ぐらいございます。全て執行できる段階になっておりますので、県は人員も少ないですけれども何とか頑張って、14カ所のうち8カ所を今入札公告あるいは契約待ちの段階まで来ております。あと6つを早急にとっております。

◎金子委員 結構です。わかりました。

◎米田委員 災害も重なって大変な業務になっていると思うんですけど、そういう災害が起きたときに緊急の応援体制とか続きますよね、またね、来年度も。そういう点では、予算、職員体制の補充強化も一つの大きな要素になりませんかと思うんで、そこら辺どんなにされていますか。

◎安岡治山林道課長 治山林道課が林業振興・環境部の公共事業を一手にやっておるわけですが、職員が私を含めて18名でございます。それから、5つの林業事務所で森林土木課がございまして、課長を含めまして48名です。かなり人数的に少ないと思っておりますが、対象範囲が非常に広いということで、土木サイドと連携しながら災害の調査をしますが、基本的には自前でやるということです。今回は災害大きかったもので、国からも関係の部署から応援も一時いただきました。災害対象の調査ですけど、何とかこなせておるかなと思いますし、林道につきましては、市町村が会員でございます高知県山林協会がございまして、ここが実行部隊を抱えておりますので、林道災害の災害査定へ向けての準備は

相当やっていたいただいと認識しております。

◎米田委員 災害がないときは100%の仕事しよっても、災害があつたら120%、150%になるわけですから、本来の職員体制では足りんし、早急な復旧ということからしても、住民からしても、どうしてもそのスタッフ、人員体制の強化が必要かなとも思うんですけれど、部長はどんなに考えられておりますか。

◎大野林業振興・環境部長 3,300人体制ということで行革をやっている中で、来年度については中央林業事務所管内が特に事業がふえておりますので、厳しい中ではございますし、担当課長としてはまだまだ欲しいという思いは当然あるだろうと思いますが、そこは部の中のやりくりで1名増員させていただいて、従来2チーム体制で当たっておったところを3チームに分割して集中的に災害復旧に当たるように努力したつもりでございます。

◎米田委員 地震の災害対策にしても地域本部の強化をしていますので、それぞれの県の政策判断いろいろありますけれど、特に災害が重なる、現実的に出てくるわけですので、それは県の人員体制トータルの考え方もあるけれど、住民、県民の側からしたらやっぱり早急な復旧解決を求めているわけですので、最大限のやりくりをして、ぜひ今後とも配置の努力・強化をしていただきたいと思っておりますので、要請しておきます。

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

〈新エネルギー推進課〉

◎上田委員長 次に、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎塚本新エネルギー推進課長 新エネルギー推進課でございます。よろしく願いをいたします。

まず、平成26年度2月補正予算について御説明をいたします。

議案説明書の資料4の228ページをお開きください。

まず、歳入について御説明をいたします。

10財産収入のグリーンニューディール基金利子収入は、グリーンニューディール基金の運用益について増額するものです。

12繰入金の22グリーンニューディール基金繰入金につきましては、充当先の設計委託料及び再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金の減額に伴い補正しようとするものでございます。

次に、229ページをお開きください。

歳出について御説明をいたします。

右の説明欄をごらんください。

1人件費の市町村派遣職員費負担金413万円につきましては、当課に配属されている市町村からの派遣職員について負担金分を予算化するものでございます。

次に、2エネルギー対策費でございます。

設計委託料につきましては、グリーンニューディール基金を活用して県有施設に再生可能エネルギーの設備を整備するための設計委託料のうち、入札残により不用となった経費を減額するものでございます。

再生可能エネルギー等導入促進事業費補助金は、市町村有施設への補助金のうち入札により事業費が減となったものや、民間施設への補助が当初の見込みを下回ったため減額するものでございます。

なお、今回の減額補正分につきましては、平成27年度当初予算に計上し直し、新たな公共施設などへの導入を計画しているところでございます。

次の3 ouchi型地域還流再エネ事業主体出資金は、本年度の事業化を進めておりました三原村において、四国電力への系統連系のための負担金が当初の想定よりも大幅に高額となり、投資に見合った収益が期待できないことから、事業化を断念し、減額をお願いするものでございます。

次の4 グリーンニューディール基金積立金は、金利の変更に伴う増額でございます。

次に、230ページをお開きください。

2 エネルギー対策費につきましては、再生可能エネルギー等導入促進事業費補助金について、市町村工事などの入札が不落、不調により計画の見直しが必要となったことや、設置する建物の修正工事に日時を要したことなどにより年度内の完成が見込まれなくなり、翌年度へ繰り越しをお諮りするものでございます。

続きまして、平成27年度一般会計予算について御説明をいたします。

議案説明書の資料②の413ページをお開きください。

まず、歳入について御説明をいたします。

10財産収入のグリーンニューディール基金利子収入174万4,000円は、環境省から県に交付されました二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を原資として積み立てたグリーンニューディール基金についての運用益の見込み分となっております。

次の地球環境保全基金利子収入264万9,000円は、環境省から県に交付されました地球環境保全対策費補助金を原資として積み立てた地球環境保全基金についての運用益の見込み分となっております。

次に、12繰入金について御説明をいたします。

まず、こうちふるさと寄附金基金繰入100万円は、こうちふるさと寄附金基金からの基金繰入金を歳出予算事業の環境活動支援センター事業費の財源の一部として受け入れるものでございます。

次のグリーンニューディール基金繰入金2億3,649万2,000円は、グリーンニューディール基金からの基金繰入金を、歳出予算事業のうち再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金及び設計委託料や設計整備工事費請負費の財源として充当するものでございます。

以上、歳入につきましては2億4,189万4,000円となり、平成26年度と比較して14億7,099万6,000円の減となっております。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

414ページをお開きください。

10林業振興環境費の2新エネルギー推進費3億5,549万8,000円につきまして、右の説明欄にある予算のうち主なものを御説明させていただきます。

1 人件費は、新エネルギー推進課10名分について計上をしております。

2 環境活動支援センター事業費です。

環境活動支援センター事業実施委託料は、県民の環境活動に対する支援や、環境学習、地球温暖化防止対策などの推進拠点としての機能を有します環境活動支援センターえこらぼの運営と、それに付随する環境学習、地球温暖化対策の推進のための事業を委託により実施するものでございます。

3 地球温暖化対策推進事業費でございます。

デマンド監視委託料は、県有施設に使用電力量を監視するデマンド監視装置を設置し、使用量データの収集を行うとともに、専門的な省エネのアドバイスを受け、使用電力量の削減やピークカットを図り、エコオフィス活動を推進するため、委託するものでございます。

次に、温室効果ガス排出量算定委託料は、地球温暖化対策の推進に関する法律において公表を義務づけられております高知県全体の温室効果ガス排出量の算定業務を委託しようとするものでございます。

次に、システム改修委託料は、地球温暖化対策の推進に関する法律及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の改正に対応させるため、県庁全体で使用するエネルギー量などの集計システム改修を委託するものでございます。

415ページに移りまして、地球温暖化対策実行計画改定委託料でございます。これにつきましては、県庁の業務活動を通じて排出している温室効果ガスの削減を図るために、法律により策定が義務づけられております高知県地球温暖化対策実行計画事務事業編の第2期の計画期間が平成27年度で終了するため、改定作業を委託するものでございます。

県有施設省エネ改修調査委託料は、温室効果ガスのさらなる削減を目指すため、県有施設を対象に省エネ改修などの可能性について委託により調査を行うものでございます。

以上が地球温暖化対策推進事業費の主なものでございます。

次に、4 エネルギー対策費でございます。

設計委託料は、グリーンニューディール基金を活用し、災害時に避難所や防災拠点となる県有施設に再生可能エネルギーなどを導入するための設計委託料でございます。

新エネルギービジョン改定委託料は、県の産業振興計画と連動する形で平成23年3月に

策定いたしました高知県新エネルギービジョンについて、計画を見直す時期となりましたことから、改定作業を委託するものです。

設備整備工事請負費は、グリーンニューディール基金を活用して、災害時に避難所や防災拠点となる県有施設に再生可能エネルギーなどの設備を整備するための工事請負費でございます。

再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金は、グリーンニューディール基金を活用し、災害時に防災拠点となる市町村有施設などへの再生可能エネルギーや蓄電池などを導入する経費に対して補助するものでございます。

5 地球温暖化防止県民会議活動推進事業費でございます。

県民会議活動推進事業実施委託料は、高知県地球温暖化防止県民会議を構成する県民部会と事業者部会のそれぞれの運営を委託し、県民や事業者と連携・協働して、県民運動として温暖化防止活動を実施しようとするものです。委託先として、特定非営利活動法人環境の杜こうちと高知商工会議所を予定しているところでございます。

416ページをお開きください。

6 グリーンニューディール基金積立金は、グリーンニューディール基金の運用益を積み立てるものです。

当課の一般会計予算の平成27年度予算の総額は3億5,549万8,000円となり、前年度の当初予算18億5,995万9,000円と比べて15億446万1,000円の減額となっております。

以上で平成27年度当初予算についての説明を終わります。

新エネルギー推進課から御提案させていただいております議案に関する説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎樋口委員 名前が新エネルギー推進課ですが、一体どれくらい推進したんですか。ほかの県と比べて推進したと言える内容かね、この結果を見たら。

それからもう一つ、この平成25年度の取り組みの成果等、優遇期間にできるだけ多く導入する必要があると。平成26年度も、固定価格制度の期間が今年度末であるから、できるだけ多く導入する必要がある。こんなの、もう最初からわかり切っちゃう話やない。今ごろ何を一体こんなことを言いゆうがぜと。何もかもおくれてよね。結局、県も自治体も県民も大損したと思っています。この課だけに言うてもいかんけど、もっと早くから県全体やけれどこの問題に取り組んでいたら、県も各市町村も県民に関してももっと利益が上がっていたはずですわ。以前から何回言うてもどうも燃え切らんような内容で、これを見てびっくりしました、この表現を。

とにかく、一体推進課は何を推進してきたんです。

◎塚本新エネルギー推進課長 推進の内容でございますが、高知県新エネルギービジョン

を平成23年3月に策定をしております、その中で太陽光でありますとか風力発電、小水力、木質バイオマス発電、そのような再生可能エネルギーの導入につきまして目標を設定して実施をしているところでございます。内容につきましては、高知県新エネルギー促進協議会の外部の識者の方々にもチェックをいただきまして、その進捗状況につきましては毎年チェックをしていただいているところでございます。そのエネルギービジョンの目標値に対しまして現在どれぐらいの導入が進んでいるかという内容をお話しさせていただきまして、現在の高知県の立ち位置を御説明させていただきたいと思っております。

まず、太陽光発電でございます。この目標値でございますけれど、10年後、平成33年度の目標値でございますが、19万1,750キロワットの設備規模を導入するという目標を立てておるところでございます。また、10年後、平成33年度につきましては9万1,000キロワットということでございます。

ちょっと間違っておりました。目標値でございますが、4年後の平成27年度の目標数値と、そして10年後の平成33年の目標数値ということで、産業振興計画に連動するというところでございますので、2つ目標数値がございます。一番比較をしやすい4年後、平成27年度でございますが、その目標数値に対しましての現状で御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、太陽光発電ですが、目標値に対しまして11万1,750キロワットという目標を設定しているところでございます。それから、風力発電につきましては7万1,450キロワット、また木質バイオマス発電につきましては1万2,300キロワットという目標を設定しているところでございます。それにつきましても、現状でございますが、平成26年度10月末時点で15万2,466キロワットということで導入が進んでいるところでございます。

◎樋口委員 太陽光だけ聞きゆうがぜ、今。さっきは太陽光と言いうき。

◎塚本新エネルギー推進課長 太陽光だけのお話をさせていただきます。

先ほど申し上げました目標数値でございますが、平成26年10月末時点で15万2,466キロワットということで導入をされているところでございます。ですから、目標値を既に達成をしているところでございますし、平成23年度時点の導入が2万5,988キロワットでございましたので、約6倍の導入が進んだところでございます。

ただ、委員の御指摘のとおり、高知県としては非常に固定価格買取制度の導入によりまして飛躍的に太陽光の発電の導入が進んだところですが、全体的な全国との位置づけについてでございますが、確かに太陽光発電につきましては、四国4県の中でも香川県とかと比べますとちょっと少ないのかなというところでございますが、委員の御質問の中にはございませんでしたが、木質バイオマスとか本県特有の資源を生かしたものにつきましては導入が進んでおりました。

◎樋口委員 そんなこと聞きゃせんき。部長、ちょっと、聞きやせんことを何ちゃあ答え

る必要ないですよ。聞きやせんことを。太陽光発電でいいじゃない。

◎塚本新エネルギー推進課長 太陽光発電については以上でございます。ですから、固定価格買取制度の導入によりまして非常に導入は進んでいるところでございます。

◎樋口委員 いや、高知県は四国他県より有利な点があるので、突出するくらい進んでなかったら、決してよね、この数字の設定自体もおかしいし、私に言わせたら、もっとやるべきやったわけですよ。ここで課長に言うても仕方ないかもわかりませんが、やはり県全体が、こういうことにはもっと馬力をつけて、一番有利なときにピークに持っていくようにやらないかざったですわ。それをのろのろして、しない。これは県民にとっても大損をしたと思いますよ。部長、何か反論があったらどうぞ。

◎大野林業振興・環境部長 確かに委員の御指摘のとおり、取り組みの初期、非常にテナポが遅かったのは事実でございますけれども、ただその際に、県がこういう地域還流という考え方を示すまでの間に、単にソーラーパネルを敷きましょうという形で誘導した場合どうだったのかと考えましたときに、恐らく県外の大手資本が入って設置が確かに進んだかもわかりませんが、地元にとどの程度落ちたのか、地元メリットを考えましたときに、我々が取り組んできたことが極めて進捗が悪いとまで評価されるべきものかどうかは疑義があると思います。

◎樋口委員 それも一理あるけど、要するに県外の企業との商売だから、話し合いによって、契約とかによって、あなたが考えている以上の利益を高知県に生む可能性はあったと思います。いずれにせよ、改めて何回も言うけど、非常に残念なことやと言うておきます。

◎上田委員長 ほかにございませんか。

◎西森（雅）委員 新エネルギー導入促進事業費のことについて、再生可能エネルギー等導入促進事業費についてお伺いしたいと思います。

これ平成26年度と比べますと随分予算額も少ないのかなと思っています。これは恐らく基金がもう今年度で終わってしまうというところかなとは思いますが、実際まだまだ要望があるけれども基金がないんで額が減っているのかなのか、そのあたりちょっと。

◎塚本新エネルギー推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。このグリーンニューディール基金は環境省の事業で、平成25年に18億円の交付金を原資にグリーンニューディール基金を積み立てたものでございます。事業期間が3カ年に限られているということでございます。ことし、3カ年で使い切らないと国に返さなければならない事情もございましたので、今年度精いっぱい頑張ったところで、残ったものが平成27年度にこけてしまったことで、非常に予算自体は減額となっております。

国の事業ですが、こういう基金事業はもう今年度までで終わらして、次年度以降は自

治体に直接環境省から補助金が来る間接補助事業に変わってきております。ですから、この基金事業で対応できなかったものについては新たな国の事業をとっていくこともございますし、また基金につきましても、先ほど補正等で御説明しましたが、入札減とかも出てきております。ですから、そういうものを活用いたしまして、希望のあるところについては導入を進めていくことで準備を進めているところでございます。

◎西森（雅）委員 そしたら、今年度のこの予定とか見てみると、一応5施設みたいな形にはなっているけれども、入札による残が出て希望があればやっていく、そういうことだということで、わかりました。

あとこれ、民間、大体市町村の施設が中心になってきているんでしょうけれども、昨年1カ所民間でやっていますね。これはどんな施設だったんでしょう。

◎塚本新エネルギー推進課長 民間施設ですが、これは社会福祉法人でグループホームのようなところでございまして、1,500万円の事業費につきまして、民間は3分の1の補助ですので500万円です。当初1億円の枠を設定しておりましたが、3分の1の補助ということもありますし、またこれで導入しますと固定価格買取制度での売電はできないようなこともございましたので、1施設にとどまったのかなあというところでございますが、その余ったものにつきましては県有施設、18億円のうちに民間施設が1億円、それから県有施設が4億円、市町村施設を13億円としておりまして、4億円の中で県有施設できないところもございましたので、そういうところに回しているような形で、有効に活用していこうとしておるところでございます。

◎西森（雅）委員 できるだけ、基金が今年度で終わってしまうわけですがけれども、やっぱり再生可能エネルギーの導入を考えていくときには、これから高知県の全体の再生可能エネルギーという思いを持ってやっていってほしいと思いますので、よろしく願いをいたします。

◎上田委員長 いいですかね。

（な し）

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎上田委員長 お待たせをしました。次に、環境共生課の説明を求めます。

◎小松環境共生課長 環境共生課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、2月補正予算について御説明させていただきます。

資料④議案説明書補正予算の231ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

14諸収入の14林業振興・環境部収入、これにつきましてはオフセット・クレジットの販売収入でございますが、充当しておりますオフセット・クレジット市場拡大事業委託料の

委託先によります J－V E R クレジット販売料が減少したことによる減額でございます。

次に、232ページをお開きください。

1 オフセット・クレジット推進事業費のオフセット・クレジット市場拡大事業委託料、これにつきましては先ほど歳入で御説明したとおりでございます。

また、事務費につきましては、プロジェクト対象県有林からの新たなオフセット・クレジットを創出しなかったことによる検証手数料が不用になったことによる減額でございます。

以上、補正の総額は330万8,000円の減でございます、これによりまして平成26年度の環境共生課の予算は5億8,856万3,000円となっております。

続きまして、当初予算、平成27年度一般会計当初予算につきまして御説明いたします。

資料②議案説明書当初予算の417ページをごらんください。

当課の歳入につきまして主な項目を御説明いたします。

9 国庫支出金は、自然環境整備交付金で、長距離自然歩道及び国立公園の施設整備事業に充当いたします。

12 繰入金は、こうちふるさと寄附金基金と、次のページにございます森林環境保全基金からのそれぞれの繰り入れでございます。

14 諸収入の1 受託事業収入につきましては、月見山こどもの森の管理についての香南市からの受託事業に係る収入でございます。

また、14 林業振興・環境部収入は、オフセット・クレジットの販売収入でございます。

15 県債の13 災害復旧債は、自然公園の施設等が自然災害により被災した場合に備える災害復旧費でございます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

419ページをごらんください。

環境共生費につきまして、右の説明欄のうち主なものの説明をさせていただきます。

1 人件費につきましては、環境共生課16名分でございます。

2 環境共生保全費は、環境影響評価技術審査会の委員報酬や、その他自然環境保全行政の円滑な推進を図るための運営費などでございます。

3 オフセット・クレジット推進事業費につきましては、豊かな森林資源を温暖化対策に活用する手法といたしまして、オフセット・クレジット等の創出を行うための経費でございます。

まず1つ目の、オフセット・クレジット認証センター運営等委託料につきましては、県内の市町村や事業者からの申請を受けまして県がプロジェクトの登録や認証を行うと同時に、クレジットの発行や管理、販売サポートなどに向けた助言や支援業務を高知県山林協会に委託するものでございます。

420ページをごらんください。

オフセット・クレジット市場拡大事業委託料につきましては、オフセット・クレジットの販売促進を図るために、プロバイダー等にクレジットの販売を委託し、販路の拡大を図ろうとするものでございます。

2つ下の事務費につきましては、クレジットを紹介し購入者を得るためのマッチングイベントや環境先進企業への訪問などを行いますとともに、高知県版J-クレジット制度の普及促進を図るため、県内自治体等を対象に説明会や研修会を開催するためのものがございます。

次に、4 清流保全推進事業費につきましては、仁淀川及び物部川の清流保全計画に基づき、流域住民や事業者、関係市町村などと協働して清流の保全を図ろうとするものでございます。

次の5 四万十川総合対策費は、四万十川条例の推進や関係機関との調整などの取り組みに必要な経費でございます。

1つ目の四万十川流域保全振興委員会委員報酬につきましては、四万十川条例に基づきまして、流域の保全と振興に関する重要事項につきまして審議を行っていただくため設置しております委員会の委員報酬でございます。

2つ目の四万十川流域保全振興委員会運営等委託料につきましては、先ほどの振興委員会の開催、運営などに関する業務を委託するものでございます。

1つ飛びまして、四万十川財団運営費補助金につきましては、四万十川流域の保全と振興への対策を推進する実践組織でございます四万十川財団の管理運営費の一部を助成するものでございます。

次に、事務費につきましては、四万十川重点地域調査に係る経費や清流基準モニタリング等に要する経費でございます。

次の6 希少動植物保護対策事業費につきましては、高知県希少野生動植物保護条例に基づきまして、県内に生息、生育する希少野生動植物の保護対策を行うとともに、生物多様性基本法に基づいて策定いたしました地域戦略の推進を図るための経費でございます。

1つ目の環境審議会自然環境部会委員報酬は、生物多様性地域戦略に係る取り組みなどについて御審議いただくために開催する高知県環境審議会自然環境部会の委員報酬でございます。

次のレッドデータブック改訂委託料は、今年度から着手しております動物編の高知県レッドデータブック及びレッドデータリストの改訂作業を継続して行うものでございます。

次の希少野生植物食害防止対策委託料につきましては、ニホンジカの食害により希少野生植物などへの被害が著しく発生しておりますことから、専門機関による現況調査と、対策としまして希少植物の周辺をネットで保護するなどの対策を行うものでございます。

次の生物多様性地域戦略普及啓発事業委託料につきましては、県民の皆様には生物多様性を保全することの重要性を知っていただくため、身近な地域での活動や取り組みなどを紹介する広報冊子の発行を行うなどの広報事業を委託するものでございます。

421ページをごらんください。

2行目の7自然公園等施設整備事業費につきましては、自然公園や長距離自然歩道などにおいて長年の使用等により美観が損なわれたりしている施設の改修等に要する経費でございます。

8自然公園等管理費は、自然公園などの維持管理のための経費でございます。

1つ目の四国のみち管理委託料につきましては、四国のみちを快適に御利用いただくため、草刈りやトイレ清掃などを委託により実施するものでございます。

次の月見山こどもの森管理運営委託料は、香南市にございます県立月見山こどもの森の管理運営を、指定管理者であります情報交流館ネットワークへ委託するものでございます。

次に、9牧野植物園管理運営費でございます。

管理等委託料は、指定管理者であります公益財団法人高知県牧野記念財団へ高知県立牧野植物園の管理運営を委託するための経費でございます。

10豊かな環境づくり総合支援事業費は、NPO等が行う地球温暖化対策の啓発活動や河川の水環境保全及び環境学習等に対して支援を行うものでございます。

422ページをお開きください。

15災害復旧費でございます。

1公園施設等災害復旧費は、自然公園区域内の施設が台風などで被害を受けた場合に、その復旧に要する予備的な経費として計上しているものでございます。

以上が一般会計でございます。

環境共生課の平成27年度の総額は5億7,116万円となり、対前年度比約96%となっております。

続きまして、土地取得事業特別会計について御説明いたします。

761ページをごらんください。

歳入は、土地取得事業収入に係るものでございます。

次に、762ページをごらんください。

歳出の2自然保護基金管理費につきましては、自然公園などの自然景観のすぐれた土地や自然保護上重要と認められる土地を基金により取得するもので、土地を取得するための調査や、これまでに取得いたしました土地の維持管理に要する経費でございます。

以上で平成27年度当初予算についての説明を終わります。

次に、条例改正議案でございます。

資料⑤議案条例その他の41ページをごらんください。

第58号高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例議案でございます。

このうち、当課の所管いたします四万十川条例の一部を改正する条例議案の御説明をさせていただきます。

補足説明資料の10ページ、環境共生課のインデックスのついたページをお開きください。

条例改正の趣旨といたしましては、知事の権限に属する事務のうち、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に基づき、重点地域内で行為を行う場合の書類の受理、審査、通知等一連の事務について、協議の調った四万十市が市の権限で処理できるよう改正するもので、あわせて文言の整理も行うものでございます。

具体的な事務処理といたしましては、許可申請書の受理、許可不許可の審査及び処分、許可書の通知、違反行為に係る中止命令などといったものでございます。これまで四万十市は、許可申請書等の受理と通知についてのみ事務を行い、その他の事務につきましては知事が行っておりましたけれども、今回、流域市町村である中土佐町、津野町、四万十町、梶原町と同様に、許可申請書の受理から許可書の通知まで全ての事務を処理できるよう改正を行うものでございます。

環境共生課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 第58号の条例について。

この条例、日本最後の清流ということで、県民、国民の財産をどう後世に残すかという大切な条例ですので、改正を検討するに当たり幾つかお聞きしたいんですが、確かに権限移譲はありますけれど、条例の性格から見て、専門家もおりスタッフもおり経験蓄積もある県がしたほうがいいのではないかと、しかも5つの市町がまたがっている広域的な領域の広い条例という性格からしたら、県が直接やっぱり権限を持ったままがベストではないかという思いがある。

それと、権限移譲したからといって市町村なり住民にとってどういうメリットがあるのかよくわからない点があるのでお聞きしたいんですが、四万十市が四万十川、この重点区域をめぐって、今ちょうど具体的事例もありますので、それがどうなるのかという判断も聞けばこの議案に対することもわかると思いますので、例えば佐田の沈下橋の少し上流、四万十川の右岸ですけれど、去年の7月ごろから大規模なソーラーパネル設置をする動きが出ていまして、実際、以前の河川敷やと思うんですけれど、1万坪の敷地に3,000キロワットのメガソーラー発電所と聞いているんですけれど、直ちに屋形船、遊覧船協議会の人たちが、この景観のところ、大変なところにつくってたまるかという思いで見直しを求め

る要望書を市長、知事に出されたという経過はあると思うんですけど、その対応も半年近くなるわけですけど、行為者から質問とか事前協議などをやられていまして、しかし県も四万十市も条例に基づいた立場で率直な疑義なり意見を返されていると思うんですよ。許可の要件にはならんけれど、そういう声がある中で、許可に当たって地元の合意がどう図られているかということは非常に配慮すべき事項だとか、それから最近も2度にわたってそのエリアは浸水していますので、排水対策がどうか、そして景観上どうかというたくさんの疑義を県と市が行為者、開発者に返したままになっているわけですけど、今回そういうものを、市に許可権限が移るということで、非常に心配するわけですけど、今の県のこの具体的事例、メガソーラーのパネル設置の動きに当たっては、県は今基本的にはどんなに条例に基づいて対応されているのか、簡単に先言うてもろて。

◎小松環境共生課長 委員のおっしゃるとおり、四万十川の流域で、結構重要な地域で大型のソーラーパネルを建設するお話はいただいておりますけれども、まだ正式な申請は全く四万十市でも受理もしていませんで、あくまでも事前協議という段階でございます。もしその地域に建てるとなれば、おっしゃられましたように浸水も経験しているところですので、その防災対策の観点からの対策がきちっとできているかどうか、もしくは、できないとまずは許可ができません。これは四万十川条例の中でも防災の観点から支障のあるところについては許可できないことになってございますので、その対策をしてくださいと、それができなければまた別の場所もまた考えていただくようお願いはさせていただいております。今は景観云々というよりも、そのまだ大分前の防災の観点でのお話をさせていただいているところでございます。

◎米田委員 条例の立場で堅持してやるという意味だと思うんですけど、もし仮に権限が移って、仮に四万十市がいろいろそういう条件が整っていない中で許可した場合に、県としては、是正勧告とか対応できる法的な根拠なり措置できる行為なりは何かありますか。

◎小松環境共生課長 今回権限移譲しました場合には、今知事が行っている許可につきましての権限は県からはなくなりますけれども、そういう場合におきましても、地方自治法で自治事務の処理に関して問題があると認められる場合には、勧告、是正とか改善の意見を申し上げることができることになっていきますので、もし仮にそういうことになった場合には県から意見等を申し上げることになります。今、四万十市も県と一緒に同じテーブルに着いて話していますので、県の考え方も重々わかって理解していただいているものと考えておりますけれども、もし仮に先ほどおっしゃられましたような、誤った判断をされた場合には県からもものも申し上げさせていただくことになります。

◎大野林業振興・環境部長 意見ではなくて措置を求めることができるということですので、意味合いは大きいと。

◎米田委員 それは、何に基づくかね、措置。

◎大野林業振興・環境部長 そもそもなぜ権限移譲をするのかお話をしますと、地方分権一括法に基づいて地方自治法が改正をされまして、地方自治法の252条の17の2によって市町村に権限移譲することができる、これは、より身近な自治体で住民の状況、地域の状況を把握したところが許認可事務を行うのが適切であろうという判断によって行われたものだとして理解しております。同じくその是正要求の措置につきましては、同じく地方自治法の252条の17の4で、先ほど課長が言いました著しく適正を欠いた明らかに公益を害していると認められるような場合、あるいは法令に違反しているという場合には、その自治体に対して違反の是正または改善のため必要な措置を講ずるべきことを求めることができます、こう定められています。

◎米田委員 わかりました。

そういう立場は堅持できるということですが、実際、四万十川流域ということを考えてときに、流域としての整合性とか条例の目的を完遂するときに、その市町村域の許認可行為のみを許可するよりも、県が流域全体をどうするかという主体的な判断のもとに、権限は今までのほうがベストではないかと疑問が残るんですが、それは幾ら身近なところであったとしても、四万十川流域全体の保護の判断ですから、条例の目的からいうたら、権限移譲の範疇ではなくて、四万十川条例の趣旨、目的を成就するためにも、流域全体を管轄できる広域的な行政で、専門性もあり経験も蓄積した県の判断のほうがよりええんじゃないかと思うんです。何でもかんでも移譲という意味じゃないと思うんですけれど。そういう条例であるにもかかわらず市町に移譲せんといかんのか。市町にとってメリットはあるんですか。

◎大野林業振興・環境部長 委員も言われましたように、身近な事案、自分たちの周囲の景観保全とか生活環境の保全にはそれぞれ立地自治体が責任を持つという観点、より身近なものであればあるほど住民としても愛着を持つという視点から行うものであって、逆に言いますと、ほかには権限移譲しているのにこれだけ残す意味合いもまた余りないのではないかと考えていますし、また権限を移譲したからといって条例の精神が変わるわけではなくて、許認可が知事から市町村長に変わりましたが、条例の趣旨を正しく捉えるならば適正に運用されるものだと考えています。

◎米田委員 いまいちようわからんけど、結局今まで四万十市以外の4町に権限移譲したこと自体が、この流域全体を守ることからしたら、その現場現場だけで市町村の判断だけでやるというのが本当になじむのかと。普通の権限移譲とは違うと思うんで、よくわかりませんが、いずれにしても部長は、条例の趣旨で許認可行為についての認可の権限は移ったとしても根幹は条例の趣旨で県としても対応できるということだと思いませんか。

◎大野林業振興・環境部長 補足させてください。市町村長だけじゃなくて、実は重要な

案件については四万十川流域保全振興委員会という組織がございまして、外部委員15名から意見を求めることができるようになっておりますので、外部の目も入るということで、せんだってこの会が開かれましたときに、きょう話題になっております事案についても協議がなされたと聞いています。その中で、積極推進というのはごく少数であったと聞いています。

◎米田委員 はい、わかりました。

◎金子委員 自然公園の施設整備について、入野松原ですね、これは国の管轄する防潮防風保安林と、それから県立の自然公園。県のホームページを見ましても、白砂青松、風光明媚というすばらしい文言が載っておりますけれども、なかなか現実には荒れて、今緊急雇用対策事業等でいろいろ国と県と町とでやっていただいておりますけれども、国の防潮防風保安機能と県の自然公園の整備をうまく機能を損なうことなくマッチングさせて、県の自然公園としての整備を進めることは可能ですか。

◎小松環境共生課長 入野松原につきましては、同じ県でも自然公園と西南のほうの都市公園と、国の松原と、いろんな管轄するところが一緒になっていきますので、委員も御承知のとおり今回協議会を設置しまして、地元も含めて関係の方々が集まっての協議が始まりましたので、その中でできることについて検討させていただきたいと考えています。

◎金子委員 都市公園と防潮防風保安林と、それから自然公園の部分は都市計画区域から外れていますけれども、いろんな法律があることによって進んだほうがすばらしい公園になるけれども、なかなかできないという実態がありまして、今県も入って検討協議会をやっていただいておりますので、あそこは四国のみちにしても遍路道にしても、健康対策にしても、暑い中を木陰に遊歩道をつくるとか、住民の負担が非常に大きいところですので、公園としてさらに多くの県民の方に親しまれて利用されるようなことをぜひ検討もお願いしたいと思います。

◎小松環境共生課長 協議会の中でできる限りのことをさせていただきたいと考えます。

◎樋口委員 先ほどの米田委員のことと若干違うんですが、長い間、中村方面で生活したことがあるんですけど、やはり地元の人々の四万十川に対する思い入れは相当なものがあるんです。その意味では、移譲するほうが生きた声そのままダイレクトに入ってくるからいいと思うています。

◎上田委員長 いいですかね。

(な し)

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

〈環境対策課〉

◎上田委員長 次に、環境対策課の説明を求めます。

◎川上環境対策課長 環境対策課でございます。よろしく申し上げます。

第1号議案、第23号議案、第45号議案を一括して御説明をいたします。

まず、補正予算から御説明をいたします。

第23号議案となります。

資料④補正予算の議案説明書233ページをお開きください。

歳出でございます。

環境対策費の右の説明欄をお願いします。

1 エコサイクルセンター支援事業費についてですが、日高村への地域振興対策交付金のうち日高村村営住宅新築工事におきまして、躯体の性能評価値の変更によります建築資材の単価の増でありますとか労務単価のアップ、そういったことによりまして住宅建築費の増額に伴いまして780万円ほどの補正をお願いするものでございます。

補正予算につきましては以上でございます。

次に、第1号議案平成27年度一般会計予算でございます。

①当初予算の議案16ページをお開きください。

第3表地方債でございます。

22行目に当たりますけれども、石綿健康被害救済基金出せん金1,200万円につきましては、石綿による健康被害の救済に関する法律第31条の規定に基づき、平成19年度から各都道府県が出捐し基金を設置しております石綿健康被害救済基金に対しまして出捐するための財源を起債により計上しておるものでございます。

次に、②議案説明書423ページをお願いします。

歳入でございます。

科目8使用料及び手数料のうち8林業振興環境使用料は、環境省と高知市が環境研究センターの中に大気測定用のパソコンなどを設置しておりまして、それに係る目的外使用料を歳入として計上しております。

2行下の9林業振興環境手数料は、公害紛争処理申請手数料、それからフロン類回収業者登録手数料、自動車リサイクル法に基づきます使用済み自動車の引き取りや解体業の許可手数料、それからあと産業廃棄物の収集運搬処分業の許可手数料、そういったものを歳入として計上しております。

次の9国庫支出金のうち9林業振興環境費補助金は、市町村等が行います一般廃棄物処理施設の整備に係りまして、指導監督交付金として国から交付されるものでございます。

次の7林業振興環境費委託金は、国の委託事業として化学物質等の実態調査を行う業務でありますとか、国が梶原町に設置しております酸性雨測定局の管理を県が行っておりまして、その管理に要する経費を受けるものでございます。

次の12繰入金ですが、424ページをお願いします。

3 こうちふるさと寄附金基金からの繰り入れを計上しておりまして、この基金を財源と

します事業につきましては、改めて歳出の部で御説明をさせていただきます。

次の諸収入の14林業振興・環境部収入についてですが、高知市棧橋通にあります環境研究センターの建物の中に公益財団法人高知県総合保健協会が一緒に入っております。環境研究センターが庁舎管理者として光熱水費などの管理費を一括して支払っておりますため、高知県総合保健協会が負担する光熱水費を諸収入として受け入れるものでございます。また、各福祉保健所と環境研究センターに配置しております非常勤職員、それから当課の臨時職員の労働保険料、それから航空機騒音測定機器の整備に係る一般財団法人空港環境整備協会からの助成金を諸収入として受け入れてございます。

次、15の県債ですが、8林業振興環境債は、先ほど御説明しました石綿健康被害救済基金へ拠出する出捐金の起債でございます。

目の4環境対策費のうち主なものを御説明いたします。

右の説明欄の1、425ページになりますが、人件費につきましては、環境対策課17名と環境研究センター13名、合わせて30名の給与費でございます。

次の2廃棄物処理対策事業費は、廃棄物の適正処理や不法投棄への対応などに要する経費を計上してございます。

426ページをお願いします。

2つ目になりますけれども、廃棄物緊急処理委託料につきましては、県内5つの福祉保健所で市町村や関係機関などと連携して行います不法投棄廃棄物の撤去に要する経費でございます。

次の産業廃棄物適正処理啓発事業委託料につきましては、排出事業者や処理業者などを対象に行っています講習会の開催に要する経費でございます。

次の産業廃棄物管理票集計業務委託料は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、産業廃棄物の排出者に報告が義務づけられております産業廃棄物管理票、いわゆる manifests の交付等状況報告についてのチェック及び集計業務を委託するものでございます。

次の廃棄物処理計画策定委託料は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第5条の5の規定に基づきまして5年ごとに策定する廃棄物処理計画の策定に要する経費でございます。この廃棄物処理計画は、県内における廃棄物処理の現況を踏まえまして、平成28年度から平成32年度までの排出量の見込みと減量化、適正処理に関する事項といったものを盛り込んだ計画でございまして、廃棄物の資源循環を推進する内容です。この計画の策定につきましては、国が示します基本方針に沿って、県民のライフスタイルのあり方から廃棄物の中間処理、再生利用、最終処分といった幅広い事項に及びますことから、環境審議会の意見も聞きながら進めていくこととしております。

次に、2行下になりますけれども、放置自動車適正処理推進事業費補助金は、平成13年に施行されました放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例に基づきまして、市

町村が行いました放置自動車の除去に要する経費に対して助成を行うものでございます。

次の不法投棄原状回復支援金返納金につきましては、平成14年に旧本川村で硫酸ピッチの不法投棄がございまして、その撤去に要した経費およそ1,800万円の中の4分の3、1,354万1,000円を公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から支援を得ながら行いました。この撤去に要した経費につきましては、その後逮捕されました6人の実行犯に対しまして求償を行ってきておりまして、昨年度に納付されました額のうち財団から支援を受けた4分の3に相当する額を返納するための経費でございます。

次の事務費の中には、清潔で美しい高知県をつくる条例に基づく事業としまして環境美化推進事業費を計上しております。先ほど御説明をいたしました廃棄物緊急処理委託料と合わせまして285万3,000円ほどの事業費となりまして、財源としましては、こうちふるさと寄附金基金からの繰入金を財源として実施しておりますものでございます。事業の内容としましては、ボランティア参加の方々の傷害保険料でありますとか、美化に必要な用具類、それから啓発用ポスター、ごみの処分費用などで構成されております、美化活動が広く県民に浸透していきますよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、この事務費の中には、災害廃棄物処理対策事業費290万円ほどを計上してございます。昨年9月に策定しました県災害廃棄物処理計画をより実効ある計画とすることで、特にL2規模の災害を中心に、この計画で明確にできなかった部分につきまして、国の動向とか他県の状況とかを見ながら、有識者、関係団体、市町村職員を交えた検討を行うことを考えております。また、市町村災害廃棄物処理計画の策定を進めていくことで、市町村説明会、それから個別の訪問支援を行いますとともに、応急期の機能配置計画でありますとか道路啓開計画などとの整合性も図りながら、福祉保健所や各地域本部とも連携しながら処理体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次の3エコサイクルセンター支援事業費です。この事業費は、平成23年9月に完成し10月から操業しておりますエコサイクルセンターの運営を支援するための事務費と地元日高村の地域振興を図るものでございます。

地域振興対策交付金は、地元日高村が行います振興策に対して県が支援をするものでございます。1つとしましては、学童保育事業初め3つのメニュー事業を行っております、この事業の中で村の経費負担分を県の交付金として交付をしております。またもう一つは、村がふるさとづくり基金を造成し、例えば平成19年に開業しましたJR小村神社前駅の整備や、昨年オープンしましたけれど、直産市村の駅ひだかのように村が主体的に事業を行うための原資に充てるもので、ふるさとづくり基金の積立分として毎年6,000万円を交付しております。

次の4環境研究センター費でございます。この環境研究センター費は、環境研究センターの清掃等、庁舎の維持管理、保有している機器の保守管理、環境情報の普及啓発、大気

環境の移動測定、降下ばいじんの測定などの環境保全上必要な測定とか調査研究、技術指導を行うための管理運営経費でございます。

427ページをお願いします。

5の環境保全事業費です。この環境保全事業費につきましては、総合的に環境保全の推進を図るため、環境審議会水環境部会や公害審査会の開催、水質汚濁防止法や大気汚染防止法など環境法令に基づきます環境監視や事業場の監視を行うための経費でございます。

4行下に下がっていただきまして、公共用水域水質調査委託料、地下水水質調査委託料、微小粒子状物質成分分析等委託料、道路交通騒音調査委託料は、それぞれの法令に基づきまして、いわゆる環境モニタリングの調査を民間の試験検査機関に委託するための経費でございます。

次の酸性雨測定機器保守点検委託料は、環境省からの受託事業で国が梶原町に設置しています測定局にある測定機器の定期点検に係る経費でございます。

次のダイオキシン類濃度測定調査委託料は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づきます常時監視としまして、ダイオキシン類の一般環境中への影響を把握するため、大気、河川、地下水の水質、底質、土壌についての調査を民間分析機関へ委託する経費でございます。

428ページをお願いします。

環境業務支援システム保守委託料でございます。平成25年度に改修しました環境業務支援システムの運用保守に係る費用でございます。

2行下に、事務費4,561万7,000円をお願いしていますが、この中には、平成16年度から取り組んでおりますリサイクル製品普及促進事業に要する経費73万2,000円を含んでございます。このリサイクル製品普及促進事業は、廃棄物などを循環資源として利用し県内で製造加工されているリサイクル製品などを認定し、廃棄物の発生抑制や再生利用を促進するとともに、地場企業の振興を図ろうとするものでございます。また、この事務費の中には、監視測定機器整備費として、来年度は南国市大篠にある大気測定局の移転整備や、環境研究センターで使用します環境監視機器の購入、大気環境測定車及び電子顕微鏡のリースに要する経費およそ2,400万円を計上しております。

次に、6ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理基金出えん金でございます。コンデンサーやトランスなどに用いられてきましたPCBは、有害な産業廃棄物として特別な処理が必要になっております。四国につきましては北九州の施設で処理することとなっております。排出事業者の処理費用に対して助成を行う基金を国と都道府県で2分の1ずつ分担して造成をしております。国と都道府県が、平成13年度から平成22年度までは20億円ずつ、それから平成23年度から平成25年度までは15億円ずつ、平成26年度以降は7億円ずつを目標とする基金に積み立てをしておりまして、本県の出捐のための所要額を計上しております。

す。

それから、次の7石綿健康被害救済基金出えん金は、さきに地方債で御説明をいたしました。したが、本県の出捐のための所要額を計上しております。

以上、環境対策課の当初予算総額は5億1,667万3,000円、前年度予算額と比較しまして4,048万5,000円、率で7%ほどの減となっております。

最後に、当課に係る条例の一部改正につきまして御説明をいたします。

第45号議案高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例でございます。

⑥の議案説明書条例その他の51ページとなりますが、説明は補足説明資料のほうで行いたいと思います。

補足説明資料、青いインデックスの林業振興・環境部の赤で環境対策課と書いてございます。その11ページになります。

今回の条例改正は、平成26年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第4次一括法によりまして国から地方公共団体へ事務権限が移譲されることになりました43の法律のうちの一つになります。土壌汚染対策法の一部改正に伴うものでございます。

資料中段のほうに、権限移譲される事務を書いております。土壌汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定、更新の事務、これは従来、国のほうで行ってございましたけれども、1つの都道府県の区域でのみ調査を行う機関の指定・更新に係る事務が環境大臣から都道府県知事に移譲されることになりました。それで、今回の条例改正では、指定調査機関の指定申請や更新申請の審査に係る手数料を新たに追加するものでございます。

資料下段のほうになりますけれども、審査手数料の額につきましては、今回の法改正により県に移譲となる事務が、従来国が行っていた業務をそのまま引き継ぐこともありまして、指定申請手数料は3万900円、指定更新申請手数料は2万4,800円と、国に準拠した金額としております。

なお、中国四国各県の状況でございますが、鳥取県では既に改正をしております。その他7県は2月議会で改正をする予定と聞いております。いずれの県も、この手数料額につきましては国に準拠した金額で設定する予定と伺っております。

環境対策課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎上田委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎佐竹委員 木質発電所。

あれの灰はかなり量がたくさん出ると思うけれども、これは基本的には日高のエコサイクルセンターで産廃として扱うという従来の国の指導方針が変わっていない。

◎川上環境対策課長 発電所も事業系ですので、基本的にそこから出る燃焼灰、焼却灰は、法上の取り扱いは産業廃棄物になります。ただ、私どもとしましては、基本的に循環型社会を目指すという基本がございますので、利用できるものは最大限利用していただく、その上でどうしても利用できないものは最終的には埋め立てるということで、まずは有効利用の検討を考えております。そうした中で、燃焼灰につきましては、例えば東北の震災でもかなり焼却灰が出まして、実際、路盤材とか埋立柱材とかに利用もされています。ただ、高知県ではまだそこまでの利用が確立できたものはないと。ただ一方で、焼却灰についてはセメント会社等がセメントの原料として受け入れると。実際、県外産廃燃え殻等はセメント会社も受け入れています。そういったことで、有効利用の一つであろうと考えておりますので、まずはそういった有効利用を御検討いただくことを考えております。

◎佐竹委員 有効利用、セメント会社の触媒とか、あるいは肥料として加工して利用できないかと思うわけじゃけど、今の大きい仁井田とそれから宿毛あたりの計画について、この灰の処理よね、それとその方針はどうなっちゃうか、それから、たくさん出るこの灰を日高で処理をするという方向で、環境審議会の意見もそういうところで固まっちゃうか、2点聞きたいけれど。

◎川上環境対策課長 グリーンパワーとグリーン・エネルギー、2つの発電所が4月には本格稼働をすると、大体そこで2,000トンか3,000トンぐらい、その燃焼率によっても大きく違ってきますけれど、二、三千トンぐらいは毎年出るであろうというところがございます。その処理については、エコサイクルというか管理型の最終処分への埋め立てになりますので、安定型には埋めれないことになります。埋めるとすれば管理型の最終処分場ということで、可能な限りそこは有効に使っていただきたいといったことで、その2つの事業体もできるだけ有効利用を図ろうという意図のもとに、今、協議を進めておると聞いております。

◎佐竹委員 だから、それはなかなか、あんたはベテランじゃからええけど、素人はそう簡単にはいかんけど、要するに環境審議会あたりの意見を聞くことはしちゅうかね。あるいは、この処理計画について県がこうだという指導方針。

◎大野林業振興・環境部長 現在、2つのバイオマス発電所での取り扱いについての基本的な考え方は課長が申し上げたとおりですけれども、実質的に事業者として、もう既に県内にございますセメント工場に引き取り依頼を出して再利用という形で検討を進めていると聞いていますし、県といたしましては、基本的に3Rという視点で廃棄物には取り組んでいまして、発生抑制、それから再生利用、こういうふうなことで、廃棄物をできるだけ出さないように取り組むことを基本としていますので、両事業体に対しましてもこの3Rの意味を酌んでいただいて、再生利用という形でセメント等に活用していただくようお願いをしているところでございます。

◎佐竹委員 そしたら、念を押しちよくけど、大阪セメントとか日本セメントに触媒として使う計画を出して、それで理解は得ちゅうということよね。そう理解したらええね。

◎大野林業振興・環境部長 基本的には、現在、成分分析等を行って、受け入れられる状況であるかどうかの判断をしている状況だと聞いています。

◎佐竹委員 まだ確定じゃあないと。

◎大野林業振興・環境部長 まだ確定したとまでは聞いておりません。

◎佐竹委員 なかなか量が多いからね、だからそこら辺をよく一緒になって研究して、それからうちのほうの棧橋の研究所もあるろうから、よく検討して結論を出すようにね。もう僕らも審議するのはきょうが最後と思うき、次へ送らんように。

それから、ついでに部長、両副部長がおいでるから聞いときたいけど、確認の意味で、あの牧野植物園、84億円、5億円のお金を投じて、それから研究費をうんと使うてやりゆうが、期待しちよったけど、ミシマサイコじゃホソバオケラじゃあ、何かきのうの説明では農業振興部がユリじゃというようなことを言いよったけど、あれだけ研究費を使うてよね、それから研究する室長も置いちょらね。ほんで、海外まで行っているいろいろやり出して何年かたつけれど、妙に、ホソバオケラは夏になったら半分枯れるきいかんじゃいうて農業振興部は説明したけれど、所管じゃないからアバウトな答弁じゃったかもわからんし、本当かもわからんけれど、そこら辺の見解は、薬草へ取り組んで、ツムラの研究者も来ちゅうろう、1人か2人ね。どんな状態ですか。

◎大野林業振興・環境部長 薬草に関する研究について、近年非常に力を入れておりましたホソバオケラにつきましては、所定の量ほど芋が増殖しないということで、どうもやっぱり生育環境が必ずしも適していないということで、今年度26年度において新しく来られた園長とも協議して、一定の整理をつけたいということで、従来の委託しているところからさらにいろんな条件を加味して広げて試験を行ってもらっているところです。その結果を踏まえて一定の判断をしなければいけない時期に来ていると思っています。

ただ一方で、これまで蓄積したいろいろな外国産のものも含めて資源ソースは豊富にございますので、新しい園長のネットワークとかでそれをどういう形でどういうパートナーと有意義に活用して本県に利益が落ちるような形にしていくかは平成27年度において再整理が必要だと考えています。

◎佐竹委員 わかりました。

◎西森（雅）委員 先ほどの四万十川の保全の条例の改正のことでちょっと確認を。4つの町村に関しては、条例の中で権限を既に与えていたということですか。

◎大野林業振興・環境部長 市町村と協議をして、受けることができるということで、一足先に4町は、四万十市がちょっとおくれたというイメージです。

◎西森（雅）委員 なるほど。それは何で四万十市がおくれたんでしょう。

◎大野林業振興・環境部長 ちょっと把握しておりませんので、調べてお答えを。

◎西森（雅）委員 あと、重点地域内ということですのでけれど、これ見てみると原生林の保全地区ということですのでけれども、これは四万十市には当然あるということですかね。

◎大野林業振興・環境部長 そういう地域であるからこそ、今いろいろと事前の指導もしてやっているということです。

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

以上で林業振興・環境部の議案を終わります。

《報告事項》

◎上田委員長 続いて、林業振興・環境部から1件の報告を行いたいという申し出がっておりますので、これを受けることにします。

第2期産業振興計画について、林業環境政策課の説明を求めます。

◎上岡林業環境政策課長 それでは、第2期産業振興計画につきまして御報告をさせていただきます。

お手元にお配りしております青色の林業振興・環境部のインデックスがつきました報告事項の資料をお願いいたします。

第2期産業振興計画の林業分野におけます取り組み状況や平成27年度の改定のポイントにつきましては、本年1月20日に開催いたしました第2回産業振興計画フォローアップ委員会の林業部会で御議論いただき、同年1月23日の第2回産業振興計画フォローアップ委員会です承をいただいたところです。

本日は、平成27年度に改定する内容を中心にいたしまして、またフォローアップ委員会でいただきました御意見などもあわせまして簡単に御説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。

この資料は、産業振興計画の林業分野における取り組みと目標を取りまとめたものです。

林業分野におきましては、平成27年度末の目標といたしまして、原木生産量を72万立方メートルに、10年後の平成33年度には81万立方メートルに、また木材・木製品製造業出荷額等につきましては、平成27年度に190億円、平成33年度には200億円以上を目指すこととしており、この目標につきましては従前から変更はございませんが、資料の左半分にございます第2期計画バージョン4の取り組み欄にある取り組みのうち、**新**、**拡**と書いてアンダーラインを引いております分につきましては、今回の改定内容を反映したものに變更しております。

まず、原木生産におきましては、本年4月の開講を予定しております林業学校における担い手の育成確保に努めてまいります。また、これまで自伐林家等による生産を促進としておりましたものを、今回は小規模林業による生産を促進に変更をしております。これ

は、自伐林家以外にも小規模な林業を実践されています、例えばNPO法人や森林ボランティア団体、またU・Iターンなどによる移住者などの幅広い方々が参加をし、相互の情報交換やスキルアップを図るための小規模林業推進協議会が本年1月に設立されたことをごさいます、県ではこの協議会の活動を支援してまいりますとともに、小規模な林業を実践する方々に対しまして林業機械のレンタル費用への助成やスキルアップのための研修の実施、また作業現場へのアドバイザー派遣等によります安全対策などを政策パッケージにして支援することとしたためによるものです。

次に、加工体制におきましては、今回補正により関連予算をお願いしております、木材加工施設でありますラミナ工場の整備に、それから流通・販売におきましては、木材輸送コストの低減を検証するために内航船による定期的な輸送につきましては午前中、木材産業課から御説明いたしましたように、当初計画のチャーターした貨物船にかえましてフェリーを使ってトレーラーのトラックで定期的に輸送するという取り組みを今後することとしております。

次に、2ページをお願いいたします。

この資料は、原木の生産から健全な森づくりまでの6つの柱立てに沿いまして取り組んでおります施策を記載しており、下線を引いてある部分につきましては先ほど御説明した変更部分となっております。

なお、3ページ以降につきましては、それぞれの具体的な取り組み状況を記載しております。これらの取り組みにつきましては、これまでの各課長からの説明と重複いたしますので、私からの説明は省略をさせていただきます、本年1月開催しました産業振興計画フォローアップ委員会におきまして委員の皆様からいただきました主な御意見を紹介させていただきます。

なお、これにつきましては資料を作成しておりませんので、口頭による御報告にさせていただきます。

まず、産業振興計画の取り組みにつきましては、数年前から比べると、木材などを積んで国道を走るトラックがふえており、これまでの大型製材所や木質バイオマス発電所の整備などへの取り組みにより計画が前向きに進んでいる実感があるといった評価する御意見が聞かれました一方で、川上の現場では担い手の育成などで課題があり、原木増産の目標達成は厳しいのではないかと御指摘もいただいております。これに対しまして、原木増産は一番の課題であるが、現在のところ製材加工に限っては県内で原木が枯渇している状況ではなく、原木が県外の市場などに出ていくのをとめることで出荷力を上げることで一定はカバーできるものと考えているという御意見もございました。このほか、原木増産に関連いたしまして、皆伐による環境への目立った影響はないと思うが、再生林がきちんと進むような施策を求めると御意見もございました。

また、今後の取り組みの方向性といたしまして、原木の増産を図るためには林業就業者の確保育成が急務であり、林業現場においては新たな林業技術者の養成や就業者の技術的なレベルアップを望んでいる、また小規模林業の推進におきましては、作業に危険が伴うため、安全対策を十分に進めていくことが必要などといった御意見をいただいております、先ほど説明いたしましたように、県におきましては来年度、林業学校による担い手の育成や小規模林業の安全対策などに取り組むようにしております。

以上で第2期産業振興計画につきまして御報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎金子委員 この流通販売の内航船による方法ですね。内航定期船とか内航不定期船で実証した平成26年度、そういうことを踏まえて、これはかかるコストをどうするかが大きな課題だと思いますけれども、そのコスト算定はされておりますか。

◎大野林業振興・環境部長 今年度実施しまして1回でやめた内航船の輸送は、相馬港引き渡しの分については、トラックで陸送するよりはコスト的に有利であるという結論が出ましたが、1,000立方メートルという大きな数字でしたので、半数近くを転送するコストが生じまして、トータルで見ますとトラックで行うのとほぼ変わらないという結論が出ました。どうも最近家がなかなか建ちにくくなったので、まとめて大量に送るのはコストの面で有利だけれども、一方で売りさばくのに不利だということを勘案しまして、来年度取り組もうとしておりますのは、大型のトレーラーで、例えばおおとよ製材のような大きな荷物を持っているところにベース荷物を構えていただいて、小さな荷物で個配送しなくてはならない県内の小さな事業者の荷物を積み合わせることで、大きな事業者にとってはさほどメリットが出ませんが、県内の事業者にとっては小さなトラックで運ぶよりはるかに運送賃が安くなるということで、月3回程度の定期便を徳島から出るフェリーに乗せて実証をしてみようという取り組みでございます。

1カ所訂正させていただきます。

先ほどの西森委員がお尋ねになりました四万十条例についての原生林の保全地区のことでございますが、そのほかの清流・水辺・生き物回廊ですとか景観保全とか、あるいは人と自然の共生モデル地区の指定がございますが、原生林は具体的指定をしていません。

◎西森（雅）委員 今回、条例で四万十市を入れるのは、そういった原生林を将来的に指定していくことがあって条例の改正なのかどうか。

◎大野林業振興・環境部長 そこまでの検討はしておりませんで、先ほど地方分権一括法の趣旨である、より身近な行政で住民の声を十分反映させてということになりますので、委員がおっしゃられるようなことは将来的に可能性としてはありますが、県としてそこまで想定したものではありません。

◎西森（雅）委員 なぜ四万十市だけ外れたというのは、また後で構いませんので教えてもらえれば。

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で林業振興・環境部を終わります。

ここで3時25分まで休憩をいたします。再開は3時25分といたします。

（休憩 15時8分～15時24分）

◎上田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

《水産振興部》

◎上田委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎松尾水産振興部長 それでは、水産振興部の平成27年度当初予算及び平成26年度の2月補正予算について総括説明を申し上げます。

まず、平成27年度の当初予算について御説明をいたします。

お手元の青いインデックス、水産振興部とついております議案補足説明資料の1ページをお願いいたします。

そこに来年度予算のポイントがございます。その上の表をごらんください。

平成27年度の水産振興部の一般会計当初予算の総額は44億6,400万円余りで、前年度に比べまして2億4,800万円余り、率にして5.9%の増となっております。この中で、公共事業予算は前年度に比べて3億6,200万円余り、率にして18.5%の増となっております。また、産業振興計画の産業成長戦略関連予算は11億8,900万円余りとなっており、前年度に比べて6億4,700万円余り、率にして119.5%の増となっております。公共事業予算と産業成長戦略関連予算が増加しております主な要因は、土佐湾沖に設置をしております黒潮牧場の2基の更新が加わったものでございます。

続きまして、水産振興部の主要な取り組みについて御説明をいたします。

2ページ目をお願いいたします。

こちらに来年度の重点施策をまとめております。これにつきましては、2月補正予算で前倒しで予算措置をお願いする事業も含まれておりますが、あわせて説明をさせていただきます。

まず、左上の漁業生産量の確保ですが、赤字で示しておりますように、大きく4つの項目に整理をしております。上の2つは漁船漁業について、下の2つは養殖業について、そ

れぞれ重点的な取り組みを整理しております。

漁船漁業につきましては、カツオ等の水揚げ促進として、イワシ資源が豊富な宿毛湾を、カツオ一本釣りの餌となりますイワシの供給基地とする取り組みを強化しますとともに、新たに近海カツオ船から操業効率の高い19トン船への転換などを支援する融資制度を創設いたします。また、清水サバの漁獲量の拡大に向け、漁具作成の仕組みづくりやサメ被害対策への支援などを行い、操業機会の拡大を図ってまいります。

次に、定置網漁業の収益性の向上では、大きな被害をもたらす危険がある急潮のメカニズムを探る取り組みをスタートさせますとともに、今年度から始めました網成り調査や、それに基づく網の小規模改良などを支援してまいります。また、法人化の促進などにも力を注いでまいります。

次に、養殖業につきましては、養殖業の経営基盤の強化として、今年度から開始しました養殖ビジネススクールをより実践に結びついた形で引き続き開催しますとともに、協業化に向けた設備整備や新技術の導入を支援しますことで、足腰の強い経営体の育成を図ってまいります。

次に、種苗生産・中間育成ビジネスの育成につきましては、養殖現場から人工種苗の供給が強く求められておりますカンパチとクロマグロにつきまして、その生産技術開発に現在取り組んでいるところですが、早期の養殖現場への導入を目指して、県内の民間企業や漁協などとの連携を深めながら取り組みを強化してまいります。

続きまして、右上の、水産物の販売力の強化と魚価の向上についてでございます。

来年度は、大都市圏での外商ビジネスの拡大・強化により、より一層力を注いでまいります。上から3つ並んでおります拡充の項目は、いずれも本年度スタートしました「高知家の魚 応援の店」と築地につぼん漁港市場を活用した事業となっております。

「高知家の魚 応援の店」は、現在350を超える店舗に登録をいただいておりますが、来年度には500店舗にまで拡大しますとともに、東京、大阪での商談会や産地見学会の開催などにより県内の事業者とのマッチング機会を拡充してまいります。また、築地につぼん漁港市場での本県水産物のPRや水産加工品のテストマーケティングなどにより、本県水産物の販路をさらに拡大してまいります。こうした取り組みに加えまして、来年度新たに、品質にこだわる飲食店等に高鮮度な魚を届ける新たな高鮮度出荷体制の構築や、大阪市場の仲卸などとのネットワークを生かした関西の量販店での高知フェアなどを行う予定としております。

その下の、水産加工業の振興では、今年度スタートしました宿毛湾での夏場の養殖ブリの産地加工の拡大に向けて必要な機器の導入整備を支援しますとともに、新規事業として、養殖クロマグロの産地加工に向けた取り組みを支援してまいります。

次に左下の、漁業の担い手の確保です。

担い手につきましては、漁業就業セミナーの開催や移住促進策と連動した勧誘活動などによりまして、短期、長期ともに研修希望者は増加傾向にございます。しかしながら、それらの方々を受け入れる受け皿が十分とは言えませんので、研修指導者のグループ化などにより受け皿づくりを進めまして、新規就業者の一層の確保につなげてまいります。

最後に、右下にございますが、地域資源の活用です。

ここでは、資源豊かでのぎわいのある河川づくりとしまして、アユやウナギの資源の維持・増強対策に一層力を注ぎますとともに、四万十川などで資源の急激な減少が指摘をされておりますテナガエビにつきましては、新たに産卵等の実態調査を行う予定としております。

以上が平成27年度の重点施策でございます。

続きまして、2月補正予算について御説明させていただきます。

お手元の資料4の議案説明書補正予算の234ページをお願いいたします。

ここに補正予算の総括表がございますが、2月補正総額では682万1,000円の減額となっておりますが、その中で合併・流通支援課では、先ほど説明いたしました大都市圏での外商に関する多くの事業につきまして、今回の地域創生先行型の緊急支援交付金を活用して予算措置の前倒しを行ったことにより、増額となっております。

次に、248ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、こちらでは漁港施設の整備について、このページでは新たに繰り越しの追加をお願いする事業を載せております。

また、249ページは、事業費の変更に伴いまして繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

以上でございますが、なお、平成26年度の各種審議会の審議経過等に関する資料を別紙でお配りしております。1月には産業振興計画のフォローアップ委員会の水産業部会を、また2月には高知県漁業基本対策審議会を開催し、産業振興計画のこれまでの取り組み状況等と来年度に向けた改定のポイントについて御報告し、御議論をいただいております。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。また、後ほど水産政策課から産業振興計画の進捗状況等について御報告させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

◎上田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈水産政策課〉

◎上田委員長 まず、水産政策課の説明を求めます。

◎松村水産政策課長 水産政策課の平成27年度当初予算と平成26年度補正予算について御説明をいたします。

資料②の当初予算議案説明書の429ページをお開きください。

一般会計当初予算でございますが、水産政策課は平成27年度当初予算額 2億1,167万7,000円で、対前年度比98.5%、額にいたしまして324万7,000円の減となっております。

続きまして、430ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

上から3段目の水産振興費補助金でございます。右端の説明欄にあります経営対策事業推進費補助金は、人権啓発事業に関する国の補助金でございます。

次に、一番下の水産振興部収入は、高知県信用漁業協同組合連合会への出資金の配当金12万円など18万6,000円となっており、歳入の合計は29万6,000円となっております。

次に、歳出でございます。

431ページをお願いいたします。

右端の説明欄をごらんください。

まず、1の人件費は、部長、副部長及び当課の職員計15名の給与となっております。

次の2水産政策総務費は、漁業基本対策審議会委員報酬や、部の総合的な企画調整、課の運営に要する事務費などを計上しております。

次の3水産業協同組合検査指導費は、水産業協同組合法に基づく漁協の検査や漁協運営の指導などに要する経費でございます。来年度は、本所、支所を合わせて26カ所の検査を予定しております。また、平成24年度から実施しております漁協役職員教育研修事業を来年度も実施することといたしております。組織管理や人事管理、漁協経営などについての研修を行い、役員や職員の人材育成を引き続き行ってまいります。

次の4漁業経営安定特別対策事業費でございます。

赤潮特約共済掛金補助金でございます。これは、異常な赤潮の発生に伴い養殖業者が受ける被害の軽減を図りますため、養殖共済に加入している漁業者を対象に赤潮特約の掛金の3分の1を補助するものでございます。

続きまして、432ページをお願いいたします。

5漁業金融対策費は、沿岸地域での多様な漁業の振興や遠洋近海カツオ・マグロ漁業の経営安定などのために漁業者が系統金融機関などから借り入れる設備資金や運転資金に対しまして利子補給や保証料補給を行うものでございます。このうち平成27年度につきましては、下から2つ目と一番下でございます。かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給金及びかつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給金を新たに計上しております。

カツオ一本釣り漁業は、漁獲高は大きいものの燃油などのコストが大きくなる大型船に比べまして、19トン型などの小型船は、漁獲高は少ないものの燃油費や人件費などの経費が少なく、平均すると大型船以上の純利益を上げているといった実態もでございます。これまで大型船を中心に、近海カツオ一本釣り漁業に対しましては漁船建造等に必要な資金に係る利子補給や保証料補給の支援を行ってきたところではございますが、対象船のトン数

が100トン以上ということになっておりましたので、経営効率化に向けた19トン型への小型化などは対応できなかつたところでもあり、現行の近海カツオ漁業振興対策事業費をリニューアルいたしまして、新たに先ほど説明しました2つの事業を計上しているところでございます。具体的には、対象船のトン数をこれまでの100トン以上から10トン以上というところに引き下げまして、貸付限度額も2億円から5億円に拡大をいたします。さらに、融資に係る利子及び保証料の一部を補給するような制度にしております。

続きまして、433ページをお願いいたします。

6 沿岸漁業改善資金助成事業特別会計繰入金でございます。こちらは、県が漁業者に融資しております沿岸漁業改善資金の事務取扱手数料などの事務費の財源を一般会計から特別会計に繰り出すものでございます。

次に、434ページ、435ページは、先ほど御説明させていただきました融資制度に関連いたします当該年度以降の支出に係る債務負担行為でございます。内容は重複いたしますので省略をさせていただきます。

続きまして、813ページをお開きください。

沿岸漁業改善資金助成事業特別会計について御説明をいたします。

この特別会計は、貸付金の原資について国から3分の2の補助を受けまして、沿岸漁業に従事する漁業者に無利子で融資をするものでございます。平成27年度の当初予算は1億314万円で、平成26年度とほぼ同額となっております。

814ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上から3段目の繰入金は、先ほど御説明いたしました一般会計からの繰り入れでございます。

4段目、5段目は、平成27度の貸付枠1億円の財源となっております。4段目の繰越金は、国と県で造成いたしました貸付原資からの資金でございます。5段目の諸収入は、これまでの貸付金のうち平成27年度に返済されます資金となっております。

815ページをお願いいたします。

右端の説明欄の上から3段目、1 沿岸漁業改善資金貸付事業費は、大きく2種類に分かれております。まず、経営等改善資金貸付金は、エンジンやレーダー、ソナーなどの設備費用、その下の青年漁業等養成確保資金貸付金は、経営や技術の習得や漁業経営の開始に必要な漁船や漁具の取得等に要する経費が対象となっております。

なお、この青年漁業者等養成確保資金貸付金のうち漁業経営開始資金というのがございますが、こちらにつきましては、新規就業を希望される方の年齢層を考慮いたしまして、またこの事業は国の事業ですので、国とも協議をいたしまして、これまで対象年齢が40歳未満となっておりますものを、来年度からは50歳未満ということで拡大をしていきたい

と考えております。

その下の沿岸漁業改善資金管理運営費は、信漁連に委託しております資金の貸し付け、償還、債権保全の事務取扱手数料や、貸付金を管理するための電算システム保守等委託料、貸付審査等運営協議会の開催経費などの事務費でございます。

以上が平成27年度の当初予算でございます。

続きまして、補正予算について御説明をいたします。

資料④の補正予算議案説明書の234ページをお願いいたします。

水産政策課は、1,769万9,000円の減額となっております。

235ページをお願いいたします。

右端の説明欄をごらんください。

1の漁業経営安定特別対策事業費の赤潮特約共済掛金補助金ですが、先ほど御説明いたしましたとおり、養殖共済に加入する漁業者に対し、異常な赤潮に対応するための特約に対する掛金補助でございますが、対象とする養殖業の契約日数が当初計画より減少いたしましたことにより補助額が当初の見込みを下回ることとなりましたので、減額とさせていただきます。

次に、2の漁業金融対策費は、漁業者の資金需要の落ち込みなどにより利子補給額が当初の見込みを下回ることとなりましたため、減額をさせていただくものでございます。

236ページをお願いします。

一番下の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計繰出金でございます。こちらは先ほど当初予算でも説明させていただきましたが、信漁連への事務取扱手数料でございますが、こちらが当初見込みを下回ることとなりましたので、減額をするものでございます。

次に、沿岸漁業改善資金助成事業特別会計について御説明をいたします。

405ページをお願いいたします。

3段目の説明欄をごらんください。

1沿岸漁業改善資金貸付事業費につきましては、貸付額が当初予定の見込みを下回ることとなりましたので、減額をするものでございます。

次に、業務勘定の沿岸漁業改善資金管理運営費につきましては、先ほど一般会計の繰出金のところで御説明いたしましたとおり、信漁連への事務取扱手数料が当初見込みを下回ることとなりましたため、減額をさせていただくものでございます。

水産政策課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

〈漁業管理課〉

◎上田委員長 次に、漁業管理課の説明を求めます。

◎鍋島漁業管理課長 漁業管理課の平成27年度当初予算につきまして説明いたします。

それでは、資料②議案説明書の429ページをお願いします。

漁業管理課の平成27年度当初予算額は3億9,004万円で、本年度の当初予算額に比べ1,636万8,000円、率にして約4%の減少となっております。

まず、歳入予算の説明をいたしますので、436ページをお願いします。

初めに、3段目の水産振興手数料ですが、これは漁船の登録や検認、漁業権の免許や漁業の許可、遊漁船業の登録などに係る手数料です。前年度に比べ600万円余り減少しておりますが、これは平成24年度から前年度の平成26年度までの3年間の漁船の検認件数が毎年2,000件以上あったものが、来年度からの2年間は年間300件ほどに大きく減少するためです。

6段目の水産振興費補助金では、内水面と海面の2つの漁業委員会に関する経費の一部が交付金として国から助成されております。

一番下の水産振興部収入では、これまで資源管理に必要な漁獲量などの調査をスルメイカで行っていましたが、来年度からは、資源の減少が危惧されている太平洋クロマグロが新たな対象となり、これらの調査に要する経費を高知県資源管理協議会から受け入れるものです。

歳入予算の説明は以上です。

次に、歳出予算を説明いたしますので、437ページをお願いします。

初めに、2の漁船船舶対策費では、漁業法に基づき、現地での漁船の検認や総トン数を把握するための漁船の測定などを行うための旅費などの経費を計上しており、来年度の検認は約300隻を予定しております。

次に、3の漁業委員会費は、漁業法や地方自治法に基づき設置されている高知海区漁業調整委員会と高知県内水面漁場管理委員会に係る委員の報酬や旅費、事務局職員の給与、全国の連合会への負担金などを計上しております。高知海区漁業調整委員会は15名の委員で構成され、漁業権の免許の的確性や漁業許可の取扱方針などを審議いたします。また、高知県内水面漁場管理委員会は10名の委員で構成され、第5種共同漁業権に基づく遊漁規則の変更や増殖目標量などを審議いたします。

438ページをお願いします。

4の漁業調整費の漁業自主調整促進協議会補助金は、関係漁業者などで組織される4つの協議会の自主的な活動を支援し、漁業者間の紛争の防止と漁場や資源の適正な利用を図るものです。

放流用成魚生産事業費補助金では、資源の減少が危惧されているニホンウナギ資源の復活を図るため、関係団体が実施する放流用親ウナギの育成とそのウナギの県内河川への放

流に対して支援いたします。

養鰻生産者協議会補助金では、減少しているシラスウナギ資源に対処し、国が許可する資源に見合った適正な規模での養殖業の推進に取り組む協議会の活動を支援いたします。

沿岸漁業経営体法人化事業費補助金は、大敷組合など一定の雇用力を有する経営体を対象に、経営改善のため、法人化への取り組みなどを支援し、企業経営への移行を図ります。

事務費には、漁業権の免許、漁業の許可、遊漁船業の登録などや、規制緩和を図るための関係者間の漁業調整、また欧米の環境保護団体が大きな関心を示し現在国際的な厳しい規制をすべきとの動きがあるニホンウナギ、宝石サンゴ、太平洋クロマグロについて、適正な資源のあり方や次回のワシントン条約締約国会議に対処するために必要な国との協議などの経費を計上しております。

次の5の漁業取締活動費ですが、取締船警備委託料では、取り締まり船3隻の港での係留の警備や高知市桟橋通の取り締まり事務所の警備を委託するものです。

取締強化事業委託料は、芸東地区と宿毛湾地区に設置されている2つの密漁防止連絡協議会に委託し、県民への漁業調整規則の周知などの啓発活動とあわせて密漁警戒パトロールの実施や監視員の配置などを行うもので、地域の防犯組織と連携した漁業取り締まりの強化を図るものです。

事務費には、漁業取り締まり船の運航に必要な燃料費や定期検査に伴う修繕費に加えまして、密漁の組織化、巧妙化に対処し、機動力の向上や捜査に必要な経費などを計上しております。

439ページをお願いします。

最後に、安全操業対策事業費ですが、漁業用指導通信事業費負担金では、本県のカツオ、マグロ漁船の操業や航行の安全を図るため、気象情報や各種警報などに関する漁業指導公共通信業務を担う高知県無線漁業協同組合に対してその経費の一部を負担するものです。

漁業管理課の説明は以上です。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎金子委員 水産振興の手数料、漁船が大幅に減少するという御説明だったと思いますけれども、何か単年度で大幅に検証する特段の理由があるんですか。

◎鍋島漁業管理課長 漁船、県内に約8,000隻ありますが、今5年に1度の検査になっております。以前は3年に1度ということで、3年間は2,000件以上があって、来年から2年間は300隻ぐらいが2年ということで、それがずっと繰り返すことによって、漁船法の改正に伴って5年の検査が3年に1回になったことで、多いのが3年、少ないのが2年と、たまたま来年から2年間は少ない年に当たっているということです。

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

〈漁業振興課〉

◎上田委員長 次に、漁業振興課の説明を求めます。

◎三觜漁業振興課長 漁業振興課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、当課が所管します2つの試験研究機関の平成27年度一般会計当初予算案について御説明させていただきます。

資料②高知県議会定例会議案説明書の429ページをお願いいたします。

平成27年度の当課の予算額は11億5,363万1,000円で、6,289万8,000円の減少、対前年度比94.8%となっております。減少しました主な要因につきましては、マグロ養殖漁場の測量調査が平成26年度限りであったこと、種子島周辺漁業対策事業での漁協等からの施設等の整備の需要が少なかったことなどによるものでございます。

それでは初めに、歳入の主なものを説明いたしますので、440ページをお願いいたします。

9 国庫支出金の10水産振興費補助金の主なものは、防衛省施設区域周辺補償事業費補助金は、リマ水域の軍事演習に伴う施設整備に係る防衛省からの補助金でございます。

それから、一番下の10財産収入の3生産物売り払い収入は、栽培漁業センターが生産するヒラメ、エビ類と、内水面種苗センターが生産いたしますアユなどの放流用種苗の売払収入などでございます。

441ページの11寄附金にございます2特定寄附金の土佐黒潮牧場保全事業費寄附金は、黒潮牧場ブイ3基分の維持管理費に対する、漁業団体、市町村等で組織いたします土佐黒潮牧場管理運営委員会からの寄附金でございます。

14諸収入にございます1受託事業収入の水産業試験研究受託事業収入は、独立行政法人水産総合研究センターからの資源評価調査などの受託事業の収入でございます。

また、15水産振興部収入の漁業振興課収入は、種子島周辺漁業対策事業費に係る独立行政法人宇宙航空研究開発機構からの負担金でございます。

次に、歳出について御説明させていただきます。

442ページをお願いいたします。

3目の漁業振興費につきまして、右側の説明欄で御説明させていただきます。

説明欄の一番下に記載しております2の栽培漁業振興事業費のうち種苗生産委託料は、放流用のヒラメ、エビ類の生産を委託するものでございまして、放流の効果をより高めるため、ヒラメやクマエビの大型種苗の生産に努めております。

443ページをお願いいたします。

全国豊かな海づくり推進協会等負担金は、栽培漁業を推進している全国団体などへの会費でございます。

3の養殖業振興対策事業費のうち養殖業人材育成研修等委託料は、養殖に関する専門知識と経営についての座学研修や中小経営体の協業化を推進するための経営相談や経営診断を委託するものでございます。

次の人工種苗生産技術開発委託料は、クロマグロの人工種苗生産に取り組みます水産試験場が必要とするクロマグロの受精卵を確保するため、採卵用の親魚の養成を民間の養殖業者に委託するものでございます。

養殖業協業化促進事業費補助金は、養殖業への新規参入には技術の習得や多額の初期投資と運転資金が必要なこと、既存経営体が規模拡大を行うにも大きな経費負担が必要なことなどの高いハードルがございますので、生産施設への投資に係る負担を軽減するために、協業化を前提に、漁協が行う生産施設等へのリース事業や共済掛金などを支援するものでございます。

事務費には、養殖における病気の蔓延防止対策のための水産試験場と内水面漁業センターが行う養殖魚の魚病診断ですとか巡回指導に係る経費を計上しております。

4の遠洋近海漁業振興事業費の外国人漁業研修事業費補助金は、カツオ、マグロ漁船に研修生として乗り組む外国人が船上での活動を円滑に行えるようにするため、日本語や日本の生活習慣を習得する研修を支援するものでございます。

5の沿岸漁業担い手活動促進事業費の新規漁業就業者確保対策事業委託料は、就業支援アドバイザー1名を高知県漁協に配置しまして、県内外での漁業への勧誘活動や研修生のフォローアップの実施、それから将来就業を考えている方が現場体験できる短期研修の実施を委託するものでございます。

次に、444ページをお願いいたします。

2行目にございます新規漁業就業者支援事業費補助金は、沿岸漁業や養殖業への新規就業には技術の習得と漁船などの設備投資が高いハードルとなっておりますことから、幅広い技術を習得するため、最長3年間までの研修中の生活費支援を行うとともに、漁船リース事業によって中古漁船の取得に要する経費も軽減されるよう支援を行うものでございます。

事務費には、4つの漁業指導所の運営管理費のほか、海洋高校生を対象に漁業現場の体験学習の実施、本県漁業に精通した漁業士が就業希望者を対象として漁業の実態などを語るセミナーの開催経費など、新規就業者確保につなげる取り組みを実施する経費でございます。

6の漁場環境保全事業費の磯焼け対策効果調査委託料は、ウニ駆除を行った県内12カ所の追跡調査を委託するものでございます。

海面環境保全推進事業費補助金は、大雨で河川から海に流出するアシや木、ビニール類などのごみの回収作業を支援するものでございます。

また、水産多面的機能発揮対策支援交付金は、水産業及び漁村の有する多面的な機能の発揮につながる地域の取り組みを進め、水産業の再生、漁村の活性化を図る経費を支援するものでございます。海では、ウニ駆除を主体とする藻場の再生やオニヒトデ駆除によるサンゴ礁の保全、アサリ漁場の整備などの取り組み、また河川では、河原に繁茂しておりますヨシの除去による環境保全活動や環境学習の実施などを支援いたします。

事務費には、赤潮や貝毒の原因プランクトンの調査や分析に必要な試薬等の購入経費でございませう。

7の内水面漁業振興事業費の種苗放流委託料は、資源が危惧されておりますウナギの種苗放流を委託するものでございませう。

種苗生産委託料は、香南市吉川にございませう内水面種苗センターでの放流用のアユとモクズガニの種苗生産を内水面漁業協同組合連合会に委託するものでございませう。

内水面種苗センター改修工事設計等委託料と、445ページの1行目にございませう改修工事請負費は、内水面種苗センターの自家発電機などを設置してございませうエネルギー棟などの改修に係るものでございませう。

444ページに戻っていただきませうして、カワウ生息実態調査委託料は、アユなどの在来魚への食害が問題になってございませうカワウにつきませうして、今後の対策の基礎資料を得るため、生息実態の把握と駆除事業の評価を行うものでございませう。

次のテナガエビ調査委託料は、漁獲量が減少してございませうテナガエビ類につきませうして、資源管理方策の基礎資料を得るため、四万十川におきませうして繁殖生態などを調査するものでございませう。

445ページに戻っていただきませうして、カワウ等被害対策事業費補助金では、カワウとともに、アユなどの在来魚の食害が問題になってございませうブラックバスなどの駆除を支援いたします。

事務費では、県の内水面漁業センターが行いませう採卵用のアユの親魚養成に必要な経費、内水面漁業関係者を対象に毎年実施してございませう研修会の開催経費などを計上してございませう。

なお、6月補正でお認めいただきませうした県内水面漁業センター隔離実験棟修繕工事につきませうしては、工期でございませう3月20日には完了する予定でございませう。

8の漁業生産基盤整備事業費の種子島周辺漁業対策事業費補助金は、種子島でのロケット打ち上げに伴いませう漁業への影響を緩和するための対策として漁協などが行う漁業近代化施設などの整備を支援するものでございませう。

漁業生産基盤維持向上事業費補助金は、施設の長寿命化や漁業生産、販売加工、衛生管理、高鮮度流通対策、南海トラフ巨大地震対策などに関しませうして効果がある事業に取り組み漁協や漁業者グループを支援するものでございませう。

リマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金は、米軍の演習区域設定に伴います漁業への影響を緩和する対策として漁協などが行います近代化施設への整備に支援するものでございます。

事務費は、これらの事業の円滑な実施に向けた指導監督に係る経費でございます。

9の沿岸沖合漁業振興事業費の浮魚礁保守点検等委託料は、15基の黒潮牧場ブイや陸上無線局の維持管理、次の漁海況情報等提供システム運用保守委託料は、観測機器を搭載した4基の黒潮牧場ブイと人工衛星からの水温情報や気象情報などをインターネットなどで提供する漁海況情報システムの維持管理をそれぞれ委託する経費でございます。

漁業被害対策推進事業委託料は、清水サバの水揚げを増加させるため、サメ被害の軽減に向けまして、19トン型のマグロはえ縄船によってサメを漁獲する方法の有効性を検証するものでございます。

活餌安定確保対策事業委託料は、宿毛湾で夜間に中型まき網で漁獲されますイワシ類をカツオ一本釣り用活餌として使えるようにするため、効率的な採捕技術や蓄養技術の開発、採算性の検証などを委託するもので、こうした取り組みによりまして活餌を県内で安定的に確保していきたいと考えております。

446ページをお願いいたします。

沿岸漁業者設備投資促進事業費補助金は、漁業現場におけます多様な課題の解決に必要な漁業用設備機器、エンジンなどの整備に支援するものでございます。

定置網漁業経営改善促進事業費補助金では、大敷組合が行う、設置されている網の水中での状況ですとか潮の流れなどの調査を支援するものでございます。

清水さば水揚げ促進モデル事業費補助金は、清水サバの水揚げの増大を図るため、漁業者にとって負担の大きい漁具作成や餌つけの作業を外注できる仕組みづくりに支援するものでございます。

活餌供給機能強化事業費補助金は、黒潮町佐賀におきまして、カツオ一本釣り漁業用の餌イワシについて漁協を軸とした新たな供給体制を構築し、供給事業の安定化とカツオのさらなる水揚げ促進を図ろうとするものでございます。

事務費は、これらの事業を推進するための経費や黒潮牧場ブイの修繕費などでございます。

10の高知県漁業信用基金協会出えん金は、新規就業者が漁船リース制度を利用する際に無担保無保証人で融資が受けられるよう基金協会に出捐するものでございます。

漁業振興課分については以上でございます。

続きまして、当課が所管します水産試験場と内水面漁業センターの当初予算案について説明いたします。

4目水産業試験研究費の当初予算案は1億7,612万2,000円で、732万1,000円の減、対前

年度比で96%でございます。これは、平成26年度におきましては内水面漁業センター管理運営費に屋外50トン水槽に防潮ネットの取り付け工事、工事請負費約900万円を計上していたことによるものでございます。

2の水産試験場管理運営費のうち調査船運航等委託料は、調査船土佐海洋丸の運航を委託するものでございます。

また、運営費は、光熱水費が主な内容となっております。

447ページをお願いいたします。

3の水産業試験研究費の藻場モニタリング調査委託料は、県内の代表的な藻場の現存量調査などを委託するものでございます。

干潟機能回復推進業務委託料は、浦ノ内湾のアサリ資源の減少の要因の一つに魚類の食害が上げられることから、平成26年度に天皇洲に海底をネットで覆う試験を行いました結果、食害の防止効果とアサリの定着が確認されましたので、来年度はネットを大規模な範囲に設置するものでございます。

海産生物分析業務委託料は、カンパチ人工種苗の中間育成漁場を選定するに当たりまして、カンパチ飼育に支障があるベコ病の中間宿主となるプランクトンなどの生物の調査を委託するものでございます。

研究費には、水産試験場が取り組んでおります各種調査研究に要する経費を計上しておりますので、その概要について御説明いたします。

水産資源関係では、漁海況情報の提供、黒潮牧場ブイの効果モニタリング調査、本県にとって重要なイワシ、アジ、サバ類の浮き魚、メヒカリ、オキウルメなどの底魚、さらに国際的な資源であるカツオ、マグロ類の資源調査を行っており、引き続きこれらの調査を実施いたします。

また、定置網漁業では、潮流が急激に速くなる急潮によって漁業被害が生じておりますことから、定置網に潮流計を設置し、人工衛星水温情報や風向、風速などの気象データとの関連を解析しまして、急潮の予測技術の開発につなげることでございます。

カツオ一本釣りに必要な活餌の安定確保対策としましては、水産総合研究センターの事業を導入しまして、宿毛湾の小型まき網で漁獲される天然の小型カタクチイワシを活餌サイズまで蓄養する技術開発に取り組むとともに、人工種苗生産の技術開発も行うことでございます。

養殖関係では、種苗のほぼ100%を中国産に依存しておりますカンパチ養殖の生産を安定させるため、種苗生産企業と共同で高品質な人工種苗の量産化に取り組んでございまして、この種苗から遺伝的に成長がよく病気に強い品種を選抜する研究を行うことでございます。また、カンパチ養殖では、寄生虫でありますハダムシの駆除に多大な労力がかかっておりますので、駆除作業を省力化する試験も行います。クロマグロにつきましては、

民間の養殖業者に採卵用の親魚の養成を委託しておりまして、この親魚から受精卵をとり、種苗生産企業と共同で人工種苗生産技術の開発を行うこととしております。

4の内水面漁業センター管理運営費のうち運営費の主なものは、光熱水費でございます。

5の内水面漁業研究費は、内水面漁業センターが取り組んでおります各種調査研究に要する経費を計上していますので、概要について御説明します。

河川資源の試験研究課題としましては、主要河川でのアユの産卵状況や遡上調査、環境変化で1カ月ほど産卵時期が遅くなっております天然アユの正確な産卵期を把握し、今後のアユの適正な資源管理につなげますとともに、資源増強を図るため、人工種苗の遺伝的多様性の確保など、品質向上の検証のための取り組みを行うこととしております。

ウナギ養殖に関しましては、良好な飼育環境を維持することで生産効率の向上を図る取り組みを継続し、養鰻業の振興に努めますとともに、資源の減少が危惧されております天然ウナギ資源については、国や関係県と連携しました調査を継続することといたしております。

続きまして、449ページをお願いいたします。

債務負担行為の調書で、当該年度提出に係る分の機器保守管理委託料は、内水面漁業センターの遺伝子を解析する機器の保守管理に係るものでございます。

続きまして、平成26年度補正予算について説明いたします。

資料④補正予算議案説明書の238ページをお願いいたします。

3目の漁業振興費は、4,465万2,000円の減額となっております。

右側の説明欄で説明いたしますが、1の市町村派遣職員費負担金は、当課が受け入れております市町村からの派遣職員1名分の負担金でございます。

2の種苗生産委託料は、民間企業に委託しておりますヒラメ、エビ類の種苗生産業務について入札残の発生により減額するものでございます。

3の養殖業協業化促進事業費補助金は、養殖の規模拡大に伴う生けすなどの生産施設リース事業で利用者が当初の見込みを下回ったものでございます。

4の新規漁業就業者支援事業費補助金は、研修事業及び漁船リース事業で利用者や取得費用が当初の見込みを下回ったためでございます。

5の種子島周辺漁業対策事業費補助金は、入札減、事業要望者の辞退、設置機器の変更等によるものでございます。

238ページの6沿岸沖合漁業振興事業費のうち、239ページにございます定置網経営改善促進事業費補助金は、事業利用者が見込みを下回ったためでございます。

7の高知県漁業信用基金協会出えん金の減額は、漁船リース事業を利用する新規就業者が無担保無保証人で融資が受けられるよう基金協会に出捐し、基金協会のリスクを軽減す

るものでございますが、基金協会が代位弁済するような事故が発生しなかったためでございます。

4目の水産業試験研究費の1の水産業試験研究費の減額は、試験計画の変更により飼育経費の一部が不用となったためでございます。

次に、240ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、香南市吉川にございます内水面種苗センターの水槽の改修工事に係るものでございます。この施設では、アユなどの種苗を生産するため、改修工事は7月から9月の間にしか実施できないため、当初は4月から6月に設計委託を行いました。6月までに工事請負契約を終了させる予定でございました。しかし、4月の設計委託の競争見積もりの際に見積金額と予定金額に大きな開きがありましたことから、再度競争見積もりを行うための設計のやり直しなどを行ったことで不測の日数を要し、当初からタイトなスケジュールで手続を進めていたこともございまして、9月末までに改修工事を終了させることができなくなりましたために、来年度への繰り越しをお願いするものでございます。

漁業振興課の説明は以上でございます。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎金子委員 この443ページの養殖業振興対策事業費の中で協業化という分があったんですけども、実態的にはどういう内容ですか、協業化ということは。

◎三觜漁業振興課長 本県の魚類養殖業者は家族経営的な小規模な方が多いもので、出荷するときのロットを集めることができない、ですから市場で安定的に供給、同じ品質のものを安定的に供給できないようなことがございますので、複数の養殖業者がグループを組んで、同じような品質の養殖魚をつくって安定的に市場へ出荷していき取り組みを意識しております。

◎金子委員 平成26年度までにも協業化は一定進んでおるんですか。

◎三觜漁業振興課長 例えば野見湾に大谷タイ部会というのがございまして、そちらのほうでは20人ぐらいの方が同じような餌を与えて同じような飼い方をして、大阪市場などに安定的に供給する取り組みが進んでおります。

◎金子委員 コストダウンとか生産効率とか、ロットをそろえるとか、非常に効果のある事業ですので、本当に積極的に進めさせていただきたい、要望しておきます。

◎三觜漁業振興課長 頑張らせて進めさせていただきます。

◎米田委員 444ページの当初予算で、この新規の漁業者5,900万円、大体これは何人ぐらいの支援というか。

◎三觜漁業振興課長 新規漁業就業者の確保対策は、長期研修といたしまして、2年ほどの研修期間に月15万円の生活支援をするものが中心でございまして、現在14人の方が研修中

でして、これらの方が漁業に就業してもらえるものと期待しているところです。

◎米田委員 去年の補正で減額1,382万円していますよね。去年はどうやったんですか。

◎三觜漁業振興課長 平成25年度、平成26年度の減額補正ですか。平成25年度は長期研修開始者が7名、平成26年度が長期研修開始者が11名でしたので、当初の見込みをちょっと下回ったということでございます。

◎米田委員 この統計見たら、5年ごとに1,000人の漁業者が減っていますので、年200人ぐらいで、なかなか大変ですけど、今、年齢をちょっと引き上げたりしていますけれど、新規の漁業者を確保するために、そのほかにどんな手だてを打ちよりますか。

◎三觜漁業振興課長 他県に比べまして、本県の場合、独立型の漁業就業者の支援制度を設けておりまして、他県は雇用型が多いところでございます。国が開催します漁業就業フェアとかに行きますと、自立経営体を望まれている方が比較的多くて、私どものこまのところへ行列ができるような状況でございます。ですから、その辺の説明を手厚くしたいと考えておりまして、その説明に行く人数をふやしたり、説明を簡単にできるタブレットの導入、そういった説明方法をわかりやすく簡潔にすることで、本県に来ていただく就業希望者をふやしたいと考えています。

◎米田委員 わかりました。頑張ってください。

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

〈合併・流通支援課〉

◎上田委員長 それでは次に、合併・流通支援課の説明を求めます。

◎宮本合併・流通支援課長 合併・流通支援課でございます。

それでは、合併・流通支援課の当初予算と補正予算につきまして御説明を申し上げます。

資料②当初予算議案説明書の429ページ、まず予算総括表のほうをお願いいたします。

合併・流通支援課の平成27年度の当初予算額は、平成26年度の1億8,403万2,000円に對しまして1億5,448万1,000円で、対前年比で16%、金額で2,955万1,000円の減となっておりますが、これは地産外商事業の一部について国の平成26年度の補正予算、いわゆる地方創生先行型の交付金を活用することによるものでございまして、この補正分を合わせますと実質的には約2億円の要求となっております。

次に、450ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、主なものは、南国市、高知市のパッチ網漁業者や加工業者で組織いたします産地協議会の活動支援に水産庁の水産業強化対策推進交付金及び8の緊急雇用創出でございますが、国の緊急雇用創出臨時特例基金を活用しまして人づくり事業を実施するための繰り入れでございます。

次に、451ページをお願いいたします。

5目の合併・流通支援費につきまして、右側の説明欄で御説明を申し上げます。

まず、1の人件費は、当課職員13名の給与でございます。

2の高知県1漁協支援事業費のうち県1漁協財務改善資金利子補給金につきましては、高知県漁協の長期の借入金に利子補給し、円滑な資金繰りと借入金の計画的な圧縮を支援するものでございます。

次の漁協経営基盤強化事業費補助金は、平成30年度末の累積欠損金の解消を目指しました経営改善計画に取り組んでおります高知県漁協によります債権の管理、回収に関する職員のスキルアップや組合員への経営指導体制の強化に向けた取り組みを支援するものでございます。

次の事務費には、合併に参加しておりませんすくも湾漁協など5つの漁協と高知県漁協とが、それぞれの決算状況や取り組みなどに関しまして情報や意見を交換する会議の開催、また高知県漁協の経営改善の指導、支援等に要する経費を計上しております。

次の3の水産物地産外商推進事業費のうち地域人づくり芸東地区水産物加工販売人材育成事業委託料につきましては、国の緊急雇用創出臨時特例基金を活用いたしまして、芸東海域の定置網の漁獲物やビンナガを使った商品開発と、営業ができる人材を育成しようとするもので、室戸市佐喜浜に加工施設を有しておりますタカシン水産に委託するものでございます。

次の地域人づくり首都圏水産物販売人材育成事業委託料は、先ほどと同様に特例基金を活用いたしまして、県産魚全般の知識や加工技術を有し首都圏で外商活動ができる人材の育成を、宿毛市に拠点があり築地場外のさかな屋高知家へ出店しております与力水産に委託するものでございます。

452ページをお願いいたします。

事務費につきましては、関西、中四国、九州の9つの卸売市場の卸売業者を高知へお招きし県内の産地買い受け人と意見交換をいたします市場合同会議の開催や、大阪市場の卸売業者、仲卸売業者とのパイプを活用しました関西量販店での高知フェアの開催、さらには県内の産地買い受け人で組織します産地買い受け人連絡協議会の活動等を支援するための経費となっております。

次の4の水産物地産地消推進事業費のうちインターネットホームページ修正等委託料につきましては、当課の高知の魚に関するホームページ「サカナチカラ コウチカラ」のコンテンツの更新などを行うものです。

次の水産物消費拡大委託料は、本県水産物の県内での消費拡大を図るため、土佐のおさかなまつりや、工科大、高知市地方卸売市場、工科大と連携いたしました親子料理教室の開催などを通じて魚食普及を図ろうとするものでございます。

次の水産物食育推進事業委託料は、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、小中学校

で魚や漁業についての学習とともに、魚のさばき方や料理実習を行うことで魚食に関する関心を高め、消費の拡大につなげていこうとするものでございます。

次の地産地消に係る事務費は、当課の臨時職員1名の人件費、本年4月から施行されます食品表示法に基づく水産物の表示の適正化や、卸売市場法に基づく卸売市場の運営指導等に要する経費となっております。

5の水産加工振興事業費について御説明します。

まず、地域人づくり宿毛湾水産物加工人材育成事業委託料につきましては、緊急雇用創出臨時特例基金を活用いたしまして、養殖魚の加工や新たな商品開発ができる人材の育成をすくも湾漁協に委託するものでございます。

次の水産加工業連携促進事業費補助金は、水産加工事業者や販売業者、漁協などが連携して取り組む販促活動や市場調査とともに、大量発注や加工施設の衛生管理など多様なニーズに対応できる供給体制の構築を支援するものでございまして、平成27年度は新たにすくも湾漁協が地元加工業者や漁業者、県外の商社などと連携し、養殖ブリのフィレ加工と販路拡大に取り組むために必要なフィレマシンの導入、さらに県内の民間加工事業者や養殖業者、漁協が連携した養殖クロマグロの産地確保の事業化に向けた試験的な取り組みを支援することとしております。

次の産地水産業強化支援事業費補助金は、国の水産業強化対策推進交付金を導入いたしまして、高知市、南国市沖で漁獲されますイワシシラスの高知新港への水揚げ集約を目指し、3つの漁協や漁業者、地元加工業者などで組織する高知沖シラス産地協議会の取り組みを支援するものでございます。

次の水産加工振興に係る事務費は、当課が行う水産加工事業の支援に要する経費でございます。

主な取り組みでございしますが、1つ目は水産加工業のマッチング支援で、県内の水産加工事業者や販売事業者等が加工原魚の調達や、加工、営業に関する現状、課題、ノウハウ等に関して情報を共有する場として平成23年に設置いたしました水産加工業交流促進協議会の運営に要する経費です。

なお、こうした取り組みの中から新たな連携の枠組みづくりへの動きが顕在化した場合は、協議の場への県職員の出席や専門家の派遣などを通じてその具体化を支援してまいります。

2つ目は、6次産業化の推進でございます。今現在、水産関係では4つの団体が国の総合化事業計画の認定を受けております。この認定を受けた団体の活動、「高知家の魚 応援の店」の活用に販路拡大なども含めまして、引き続き認定事業者の活動を支援いたしめるとともに、現在新たに総合化事業計画の認定に向け協議準備中の事業者がございまして、その認定に向けた支援を取り組んでまいります。

以上で当初予算の説明を終わりました、補正予算を御説明申し上げます。

資料④の補正予算議案説明書の234ページをお願いいたします。

合併・流通支援課は4,590万2,000円の増額となっておりますが、先ほど説明いたしましたように国の補正予算により地産外商関連事業を実施することなどによる増額となっております。

資料242ページをお願いいたします。

説明欄で御説明いたします。

1の人件費は、人事交流で市町村から当課が受け入れております職員の人件費を負担するものです。

次の高知県1漁協支援事業費につきましては、県1漁協財務改善資金利子補給金の基準金利が計画を下回ったために減額をするものでございます。

3の水産物地産外商推進事業費のうち、まず見本市出展業務委託料は、水産物に特化した国内最大規模の見本市でございます東京及び大阪のシーフードショーに高知県ブースを構えまして、県内事業者が一体となって出展することで集客力を高め、取引の促進を図ってまいろうとするものでございます。

次の水産物都市圏外商ネットワーク強化事業委託料につきましては、本年度創設いたしました「高知家の魚 応援の店」制度に登録していただく制度でございますが、平成27年度末の登録店舗目標500店舗を目指して150店舗以上の応援の店を掘り起こしますとともに、応援の店を産地へ招聘して実施する産地見学と水産関係事業者との商談会、さらに応援の店と県内事業者との大阪、東京での商談会の開催などを一括して委託するために要する経費でございます。

次の水産物外商活動支援事業委託料につきましては、応援の店として登録いただいた飲食店と産地事業者との取引を促すため、応援の店を直接訪問して詳細なニーズ収集を行いますとともに、収集した情報を活用した応援の店へのサンプルの提供ですとか産地事業者とのマッチングによる取引の拡大、東京築地のさかな屋高知家でのミニ商談会の開催、さらに鮮度や物流時間の短縮にこだわった高鮮度魚の高級飲食店への試験出荷などを、今年度も応援の店訪問やサンプル出荷等を委託いたしました高知県漁協の子会社へ一括して委託するための経費でございます。

次の水産物首都圏販売拠点設置事業費補助金は、昨年10月、県内2つの民間事業者が2つの漁協と連携して共同出店いたしました東京築地場外のさかな屋高知家につきまして、店舗及び事務所の家賃を支援いたしますとともに、新たにイセエビやトコブシ、珍しいタビエビなど集客力にも寄与する活魚の取り扱いをふやすため、活魚水槽の設置を支援するものでございます。

なお、このさかな屋高知家では、本県水産物のPRや情報発信を行うため、県が用意い

たしましたリーフレットラックやテレビモニターを店内に設置させていただくとともに、出店事業者以外の県内事業者によります店舗での試食販売を行う際にスペースの提供や機材の使用等で協力をいただいているところでございます。

次の水産物地産外商推進事業費補助金は、漁協や漁業者、産地買い受け人、加工業者などのグループによる商談会や見本市への参加による外商活動を支援しますとともに、タタキ文化や「高知家」プロモーションの重点品目でございます宗田節、ブランド養殖魚などの情報発信、販促活動を支援するものです。

次の地産外商に係ります事務費につきましては、「高知家の魚 応援の店」との取引を促すため、応援の店との取引を希望される県内事業者を紹介する冊子の作成、地産外商公社や県が主催する商談会や見本市への対応、さらにはさかな屋高知家での催事支援などに要する経費となっております。

4の水産加工振興事業費のうち起業支援型地域雇用創造水産物ブランド化推進事業委託料は、宗田節関連商品の開発や販促活動による人材育成を土佐清水市の元気プロジェクトに委託していたものでございますが、平成25年度の雇用開始が当初見込みより早まったことから本年度の雇用期間が短縮、これに伴いまして事業費を減額するものでございます。

次の水産加工業連携促進事業費補助金は、水産加工事業者や販売業者、漁協を含む生産者等が連携し、効率的な営業活動や量的、質的なニーズに対応できる仕組みづくりを支援するものでございますが、ソフト事業は当初見込みを上回る需要があったものの、衛生管理面でのハード整備の需要がなかったことから、減額するものでございます。

最後の産地水産業強化支援事業費補助金につきましては、高知新港への製氷施設の整備に際しまして規模変更と入札減があったことによる減額となっております。

以上で合併・流通支援課の説明を終わります。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎金子委員 この高知県1漁協支援事業の中で、すくも湾ほか5漁協と県漁協の会合はどんな進め方をしているのですか。

それと、県のアドバイザー的なものがあるのかどうか、その2点について。

◎宮本合併・流通支援課長 当初、県1漁協合併する際に、合併に参加はしませんでしたけれども比較的賛成の意見が多かった漁協を対象に選びまして、高知県漁協との協議の場を設ける形にしております。大体年に2回程度、県が主催いたしまして、双方の決算状況なり取り組み状況等の意見交換をやっております。また、ことしは、全漁連の会長もされております島根県漁協の会長を呼んで、漁協合併に関する取り組みと考え方の講演会などもさせていただいたことで、合併に関する理解を少しでも深めていただこうとやっております。

◎金子委員 それぞれの漁協の経営状況とかなんとか、一番ネックになる部分があるろうか

と思いますけれども、我々から見たらずっといつまでもどうするのかという心配もありますしね。県1漁協になってどれだけメリットがあるかを打ち出して、ある程度、島根県の漁協組合の事例なんかも出していただいて積極的に進めるべきですね、もう本当に。それをぜひ。

◎宮本合併・流通支援課長 やはり今一番漁協合併のネックになっておりますのが、県漁協自体が累積欠損金がまだ残っておる状況の部分でございます。先ほど申しましたように、平成30年度末の解消に向けて経営改善計画に取り組んでおまして、ことしの決算見込みでも一応3年連続の黒字が出るんじゃないかという状況で、確実に累積欠損金を消す努力をしておりますし、県もそういう形で支援、指導していく形で、それが一つの合併に向けての筋道になるのかなと考えております。

◎金子委員 大変な長い取り組みですけど、ぜひ成果ができるようになお努力をお願いします。

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

〈漁港漁場課〉

◎上田委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎吉本漁港漁場課長 漁港漁場課の当初予算と補正予算について説明をさせていただきます。

資料②議案説明書の429ページをお願いします。

最下段の漁港漁場課分、平成27年度予算は25億5,423万9,000円、対前年比1.16となっております。平成27年度予算については、今年度に引き続き、南海トラフ地震対策の確実な推進を図るとともに、水産物の生産流通拠点施設としての漁港機能の確保及び漁港施設の延命化などに努めていくための予算を確保するものであります。

次に、454ページをお願いします。

歳入について、節の区分で説明させていただきます。

1漁港費負担金、2漁港建設費負担金は、県の単独改良工事や国の補助事業に関する市町村負担金を受け入れるもので、2の漁港施設使用料は、プレジャーボートの施設使用料と漁港施設の使用料収入、その下同じく3の漁港施設災害復旧費負担金、5の漁港建設費補助金は、国の負担金、補助金を受け入れるものです。

455ページをお願いします。

14と5の漁港漁場課収入は、繰り越し事業に関する市町村の負担金や国の補助率の差額などを受け入れるものです。

1漁港事業債は、国の補助事業を執行するに当たり一般公共事業債や補正予算債などの起債を借り入れるもので、2の水産施設災害復旧債も同様です。

456ページをお願いします。

歳出について、右の説明欄で説明させていただきます。

下段6目漁港費のうち人件費は、管理を担当する職員と管理職員4名分の人件費、次のページにかけての管理諸費は、漁港を適正に管理するための経費で、漁港内の秩序を図るため、漁港内に放置されている沈廃船の処理費のほか、測量基準の現在の日本測地系から世界測地系への変更に合わせて漁港区域の表示を変更するための測量や、宿毛市田ノ浦漁港内にある県管理施設である衛生管理施設の維持管理委託費などを計上してございます。

457ページ、3の漁港維持修繕費では、航路泊地のしゅんせつや標識灯などの修繕を、4の漁港単独改良費では、突堤や岸壁への係船柱などの築造設置工事を、7のプレジャーボート対策事業費では、係留状況の巡回調査を漁協に委託する経費や、照明の補修に係る工事費、不法投棄や施設の使用状況を現地で調査する非常勤職員の人件費を計上してございます。

458ページをお願いします。

7目漁港建設費、1の広域水産物供給基盤整備事業費、2の地域水産物供給基盤整備事業費は、緊急物資の輸送や復興の拠点となる防災拠点漁港である室戸岬、安芸、佐賀、田ノ浦、清水、沖の島漁港で岸壁の耐震強化や沖防波堤の補強をするとともに、また生産流通の拠点となっている野根漁港などで沖防波堤の整備を行います。また、市町村が管理します春野漁港など6地区で漁港施設の機能強化や老朽化対策のための機能保全工事などへの支援を行います。

3の水産基盤ストックマネジメント事業費では、県が管理する三津や宇佐など7漁港で沖防波堤や岸壁などの老朽化対策を、4の漁港漁場機能高度化事業費では、羽根漁港で護岸のかさ上げや避難路の整備、大月町の橘浦漁港では物揚げ場や護岸の整備への支援を、5の漁業集落環境整備事業費では、宇佐、竜、井尻、佐賀地区で避難路や避難広場、避難誘導灯の整備を継続してまいります。

6の漁港環境整備事業費では、窪津漁港で広場の整備を、7の漁港高度利用促進対策事業費では、赤岡漁港ほか3地区で埋塞している航路泊地のしゅんせつ、窪津では臨港道路の整備を予定してございます。

8の広域漁場整備事業費では、平成27年度に耐用年数を迎え更新時期となります興津沖の黒潮牧場8号と足摺岬沖の6号の更新を、また平成28年度に更新となる沖の島沖の11号と高知沖の12号について事前に概略設計を行い、平成28年度工事に備えます。

最後、459ページをお願いします。

1の漁港施設災害復旧事業費は、平成27年度に災害が発生した場合、早急に対応ができるように、緊急に必要な経費を計上してございます。

続きまして、平成26年度補正予算について説明させていただきます。

資料④補正予算の234ページをお願いします。

漁港漁場課分の補正としては、1月の国の経済対策補正の受け入れや内示差による減額により、総額1,352万7,000円を増額するものであります。

詳細については、246ページをお願いします。

中段以降の右の説明欄をごらんください。

7目漁港建設費、1広域水産物供給基盤整備事業費は、室戸岬、清水漁港において、南海トラフ地震発生後の漁港の復興復旧の拠点となる岸壁の耐震強化の完成及び事業促進のために増額するものであります。

2水産基盤ストックマネジメント事業費は、現在、宇佐漁港及び浦分漁港で漁港施設の延命化を図る保全対策を引き続き実施するために増額するものであります。

3、4、5、6の漁港漁場機能高度化事業費、漁業集落環境整備事業費、漁港環境整備事業費、市町村事業指導監督事務費については、県要望額に対して国からの配分額が少なかったことから減額するものであります。

最後に、繰越明許費について説明いたします。

248ページをお願いします。

まず、追加について、6目漁港費、漁港単独改良費は、南海トラフ地震対策として伊田漁港の船舶給油取扱所の整備において、黒潮町及び消防署への手続、また漁業者との調整に不測の時間を要したことによる繰り越しであります。

7目漁港建設費、漁港漁場機能高度化事業は、大月町橘浦漁港で既存の船揚げ場の改良において、施工断面や工事期間等について利用者との調整に時間を要したことによる繰り越しであります。

漁業集落環境整備事業費は、土佐市宇佐地区での雨水排水路の整備において、工事施工箇所埋設する上水道の移設に係る工事時期や期間についての地元調整に不測の日数を要したこと、土佐市竜、井尻地区、大月町周防形地区で工事における用地買収において、相続関係者との協議調整に時間を要したことによる繰り越しであります。

漁港環境事業費は、漁場等の整備時期等について周辺の住民及び漁業者との調整に時間を要したことによる繰り越しであります。

1目漁港施設災害復旧費、漁港施設災害復旧事業費は、昨年8月の台風11号で被災しました安芸漁港の災害復旧工事において、使用する資材及びブロック製作ヤードが他工事と競合し、その使用範囲、時期等の調整に不測の日数、時間を要したことによる繰り越しであります。

次に、変更について、249ページをお願いします。

7目漁港建設費、広域水産物供給基盤整備事業、地域水産物供給基盤整備事業、水産基盤ストックマネジメント事業において、先ほど説明しました内示差における増額分、また各工事箇所が漁港内で整備となることから、工事時期及び工事の範囲の調整、また他工事

となる海岸事業や港湾事業の作業ヤード内での調整など不測の時間を要したため、複数の地区において繰り越しが発生したことによるものであります。

以上で漁港漁場課の説明を終わります。

◎上田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 以上で質疑を終わります。

以上で水産振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎上田委員長 続いて、水産振興部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

第2期産業振興計画（水産業分野）について、水産政策課の説明を求めます。

◎松村水産政策課長 第2期産業振興計画の本年度の主な取り組みの進捗状況と来年度に向けましての改定のポイントについて御説明をさせていただきます。

水産振興部の青いインデックスのつきました報告事項の資料をお願いいたします。

まず、平成26年度の主な取り組みの進捗状況につきまして4点ほど御説明をさせていただきますと思います。

資料の3ページをお願いいたします。

表の上に、漁業生産量の確保というのがございます。資料のほうは、表の真ん中の平成26年度の取り組み状況をごらんいただきたいと思います。

ちょっと字が小さくなっておりますが、取り組み状況の③活餌供給事業などによりカツオ等の水揚げ拠点を県西部へ複数整備のカツオ等の水揚げ促進の項目でございます。その中の上から3つ目のところがございますが、9月議会で補正予算をお認めいただきました佐賀での漁協を軸とした新たな活餌の供給体制を構築するとともに、カツオ船への営業や仲買人等への情報発信を強化し、カツオの県内への水揚げの促進を図っておるところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

こちらは、上にテーマ、水産物の販売力の強化と魚価の向上ということになっております。同じく資料の真ん中、26年度の取り組み状況でございますが、④地産外商の推進のところをお願いいたします。

一番上にごございますように、昨年4月から高知家の魚応援店制度を開始しておりまして、現在、2月末現在で県外の飲食店等に355店舗登録をいただいております。また、県内の事業者も66社参加をいただいております。

真ん中ほど、10月21日に大阪市での商談会というのがございますが、こういった商談会の開催や、産地へ応援の店に来ていただきまして見学会を開催するなど、応援の店と県内

事業者をつなぐ取り組みを行ってきております。こうした取り組みの結果、1月にアンケートを行いました。12月末現在で県内の19の事業者と延べ105の応援の店との取引があることが確認できております。

また、同じ④の下から2つ目でございます。10月23日という記載がございますが、東京の築地にオープンいたしました築地につぼん漁港市場に県内の2つの事業者と2つの漁協でさかな屋高知家ということで出店をいたしまして、首都圏に向けた外商活動を開始しておるところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

テーマ、養殖業の振興でございます。

取り組み状況のところの②養殖の協業化等の促進と担い手の育成確保では、その一番下でございますが、養殖ビジネススクールを8月から開講いたしております。ちょっとこの資料はちょっと時点が古うございますが、3月末までに宿毛と清水、須崎で延べ53回開催いたしまして、延べ538名の方に参加をいただいております。

下の、次に④の養殖用カンパチ人工種苗の量産技術の開発では、昨年の4月から5月に受精卵を確保いたしまして、それを活用して量産技術開発の試験を行っております。

また、その下の⑤マグロ養殖の振興では、採卵用の親魚を確保いたしまして受精卵を確保し、それらを使って種苗生産技術開発試験を行い、基礎的な知見を蓄積しておるところでございます。

最後に、8ページをお願いいたします。

テーマ、水産加工業の新たな事業化の推進・伝統的な水産加工業の振興でございます。

こちらの平成26年度の取り組み状況の①水産加工業の新たな事業化の推進では、一番下でございますように、宿毛で養殖業者、漁協、加工事業者等が連携いたしまして、夏場の養殖ブリの産地加工を実施し、4万5,000尾の加工を行っておるところでございます。

資料戻りまして、1ページをお願いいたします。

第2期高知県産業振興計画産業成長戦略（水産業分野）の取り組みでございまして、第2期産業振興計画の平成27年度に向けての改定について御説明をいたします。

第2期計画では、ここに4つ記載しておりますように、戦略の柱を水産業分野では4つ設定し、それぞれの戦略の柱の中に2ないし3の取り組み方針を位置づけております。この骨組みにつきましては、来年度に向けての変更はございません。

なお、個別の施策での改定の箇所につきましては、この資料の中でそれぞれ施策の頭にピンクで拡充の拡、あるいは黄色で新規の新というふうに記載しているものが改定の項目となります。こちらの施策の中身につきましては、部長の総括説明あるいは各課の予算等の説明で説明をさせていただいておりますので、ここでは個々の説明は省略させていただきたいと思っております。

最後に、2ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、これまで説明をさせていただきました平成27年度の取り組みを左半分、上から生産、流通・販売、加工ということの категорияに分けて新たに整理をし直しておるものでございます。中身は説明させていただいたものと同じでございます。右半分は、第2期産業振興計画の4年後の目標、さらには10年後の目指す姿を記載しております、こちらにつきましても来年度に向けて変更はございません。

なお、本日御説明させていただきました内容につきましては、産業振興計画フォローアップ委員会水産部会、漁業基本対策審議会でも御説明をさせていただいております。委員の皆様からいただきました御意見を少し紹介させていただきますと、カツオの一本釣りのイワシの活餌につきましては、県西部にはイワシの蓄養をするのによい漁場が多いので、さまざまな方法も検討してもらいたい、商談会やフェアは水産物だけでは量がまとまらず、なかなか商売になりにくいので、肉や野菜などと総合的に売り込むことも必要ではないか、それから移住促進については、漁業の分野でもより力を入れて頑張してほしい、最後に、少量多品目の高知県の漁業は、大規模な取引を目指すよりは、一手間かけてニッチな取引を狙ったほうがいいのではないかといい御意見をいただきました。いただきました御意見を踏まえまして、平成27年度の事業を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎上田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で水産振興部を終わります。

休憩しましょうか。

そしたら、5時15分から採決ということで、よろしくをお願いします。

(休憩 16時55分～17時14分)

◎上田委員長 それでは、委員会再開いたします。

これより採決を行います。

今回は、議案数21件で、予算議案14件、条例その他議案7件でございます。

それでは、採決を行います。

第1号平成27年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり

可決することに決しました。

第8号平成27年度高知県土地取得事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算から第16号平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算まで、以上6件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎上田委員長 それでは、以上6件の議案を一括採決します。

第11号議案から第16号議案まで、以上6件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案から第16号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第23号平成26年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第30号平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算から第34号平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算まで、以上5件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎上田委員長 それでは、以上5件の議案を一括採決します。

第30号議案から第34号議案まで、以上5件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手でございます。よって、第30号議案から第34号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第41号高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第41号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第45号高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第45号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第58号高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第58号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第68号高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第68号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第69号高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第69号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第80号県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第80号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第81号県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。よって、第81号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

◎上田委員長 委員の皆さんにお諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の意見書の審査については明日行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎上田委員長 それでは、以後の日程については明日午前10時から行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。

(17時21分閉会)